

令和２年度第４回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会

日 時 令和２年１１月１８日（水）
午後１時３０分から
場 所 野田市役所 ８階大会議室

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 議 題

- （１）第８期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定について（素案）（公開）
- （２）地域密着型サービス等（認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護）事業所の指定更新について（報告）（非公開）
- （３）その他

第 8 期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画 (野田市シルバープラン) の策定について (素案)

第 1 回から第 3 回までの当委員会の審議を踏まえ、別添「第 8 期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画 (野田市シルバープラン) (素案)」を取りまとめました。

については、素案の概要は以下のとおりです。

【第 1 章 計画の概要】

1 計画の策定の趣旨

(1) 高齢者をめぐる現状 <素案対応ページ : P3> (以下同様)

- ・我が国における 2025 年・2040 年問題
- ・本市における高齢化率の上昇と後期高齢者数の増加
- ・本市におけるひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の増加
- ・SDGs の目標達成に向けた施策の推進
- ・地域包括ケアシステムの深化・推進

(2) 介護保険制度改正の経緯 <P4>

平成 12 年 4 月 介護保険法施行

平成 17 年改正 (平成 18 年 4 月施行)

平成 20 年改正 (平成 21 年 5 月施行)

平成 23 年改正 (平成 24 年 4 月施行)

平成 26 年改正 (平成 27 年 4 月施行)

平成 29 年改正 (平成 30 年 4 月等施行)

- 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた保険者機能の強化 (自立支援・重度化防止等の取組内容と目標の記載、財政的インセンティブの付与等)
- 新たな介護保険施設 (介護医療院) の創設。
- 地域共生社会の実現に向けた共生型サービスの創設
- 家族介護者の負担軽減、介護離職者の抑制
- 介護人材の確保、サービス供給の拡大
- 軽度認定者の利用可能サービスを再検討 など

令和 2 年改正 (令和 2 年 6 月以降施行)

「支援される側」「支援する側」という従来の関係を超え、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包括的なコミュニティ、地域や社会を創っていく、「地域共生社会」の実現に向けた改正。

《制度改正の要点》

- 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
- 医療・介護のデータ基盤の整備推進
- 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 など

(3) 第8期事業計画における介護保険制度の主な改正ポイント <P5>

①地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための新たな事業の創設
- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保、交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネート

②地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- 認知症施策の総合的な推進（本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ等）を整備）
- 地域支援事業におけるデータ活用（PDCAサイクルに沿った介護関連データの活用等）
- 介護保険サービス提供体制の整備（有料老人ホームに関する都道府県と市町村の情報連携強化等）

③医療・介護データ基盤の整備の推進

- 介護分野のデータ活用の環境整備や医療と介護データの連結精度向上等

④介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護保険事業（支援）計画に基づく取組・事業者の負担軽減
- 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験受験義務付けに係る経過措置延長（令和8年度卒業者まで延長）

⑤社会福祉連携推進法人制度の創設

- 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」の創設（地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援や災害対応に係る連携体制の整備、福祉人材不足への対応等を主な業務とする）

(4) 第8期介護保険事業計画に関する基本指針について <P6～P7>

基本指針を踏まえた第8期介護保険事業計画の方向性

- ① 令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整理
令和7（2025）年はいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となり、また令和22（2040）年はいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となります。

この二つの時点を見据え、市町村の今後の介護需要の大まかな傾向を把握した上で、過不足のないサービス基盤とサービスを十分に提供できる人的基盤を整えていく必要があります。

② 地域共生社会の実現

介護・高齢者福祉だけではなく、障がいのある方や子ども、生活困窮者といった、地域に住んでいる全ての人々がともに支え合い、力を発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた支援体制の整備や取組が求められます。

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

介護保険制度を通じて可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、多様な社会参加ができる環境整備を進めることが必要です。

そのためには、介護予防や健康づくりの取組を充実・推進し、要介護度の重症化を防ぎつつ、元気な高齢者の健康を保つことが必要になります。

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保し、適切にサービス基盤整備を進めるために、県との情報連携を強化し、整備状況も踏まえながら介護保険事業計画を策定する必要があります。

⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

国では「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせるとともに、たとえ認知症になったとしても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しています。

介護保険事業計画における認知症対策では、「認知症施策推進大綱」を踏まえつつ、更に教育等他の分野とも連携して取組を進めることが重要となります。

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現在の介護分野における人材不足は深刻であり、令和22（2040）年に向けてさらなる担い手不足が予測されています。地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るため、介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取組の強化が必要です。

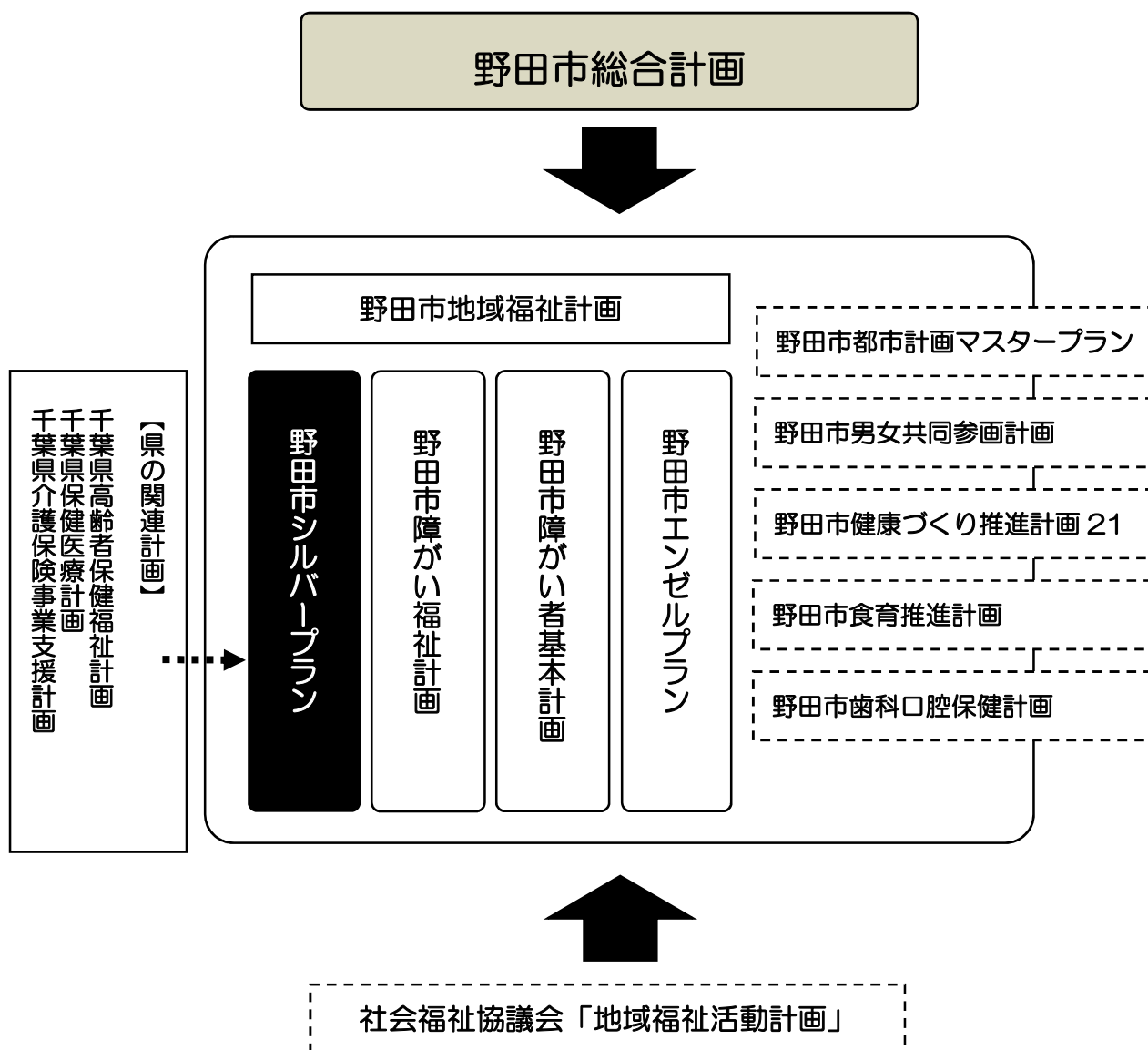
⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援や、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所の整備などを通じて、災害時に高齢者の生活を支える取組が重要です。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として厚生労働省が示した「新しい生活様式」により、これまでの手法に見直しが迫られる中、どのような活動が可能であり、効果的であるか検討し、関係所管が連携して、施策に取り組む必要があります。

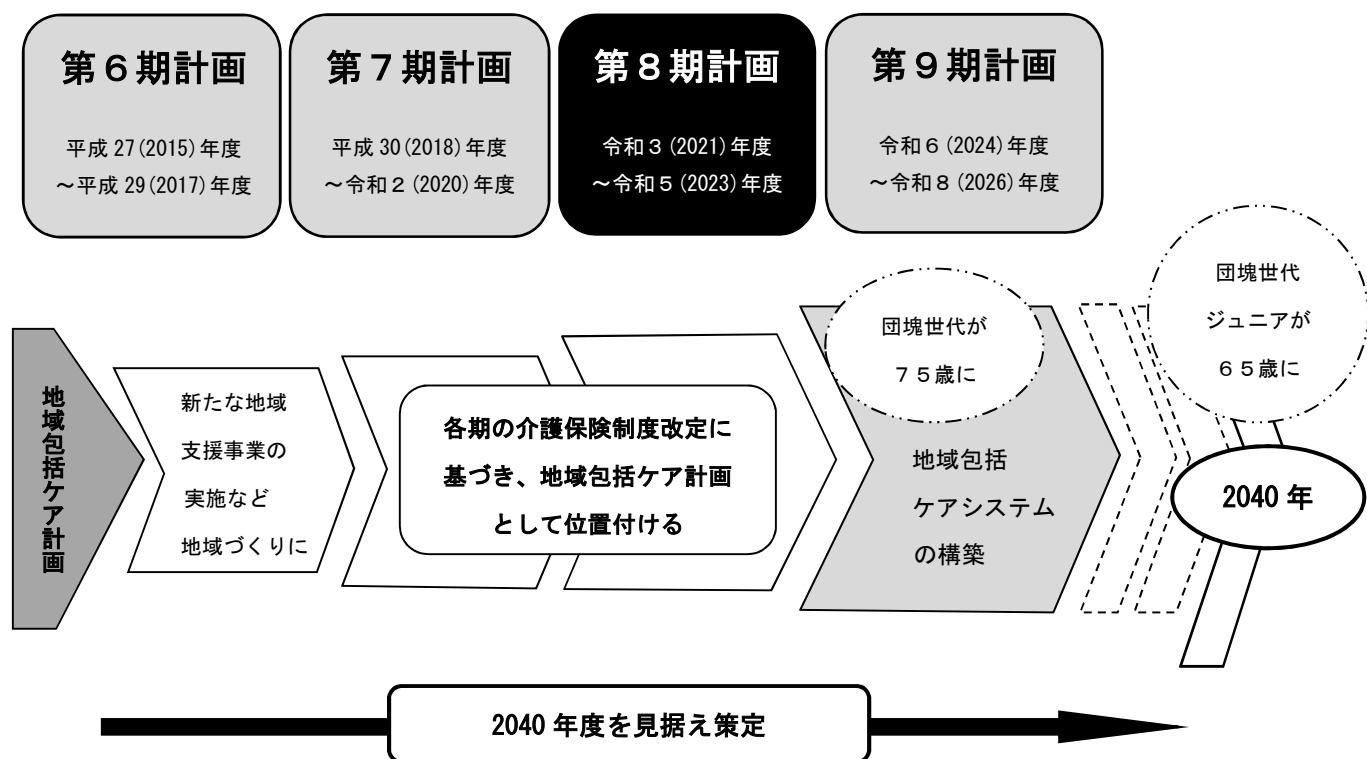
2 計画の法的位置付け <P8～9>

本計画は「総合計画」を最上位計画とし、福祉施策に係る総合計画となる「野田市地域福祉計画」を本計画の上位計画に位置付けるとともに「野田市障がい者基本計画」、「野田市健康づくり推進計画21」等の既存の福祉関係計画との整合性にも十分配慮しました。



3 計画の期間 <P10>

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、老人福祉計画（高齢者福祉計画）と介護保険事業計画を一体として策定しました。



4 計画の策定体制 <P11～12>

(1) 野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会

第8期野田市シルバープランを策定するに当たり、市民の意見や提言等を反映させた内容とするため、これまでの計画（第1期から第7期まで）と同様、計画の基本的な考え方や内容等について「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会」において審議・検討しました。

(2) 住民意見の反映

介護保険法では、「市町村は介護保険事業計画を策定する場合、あらかじめ被保険者の意見等を反映するための必要な措置を講じること」とされていることから、野田市では、被保険者代表として自治会連合会やいきいきクラブ連合会の代表者及び公募市民を野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員に選任するなど、市民の参加を得ながら、第8期野田市シルバープランの策定を進めています。

さらに、より多くの意見を第8期野田市シルバープランに反映させるため、各種調査の実施やパブリック・コメント手続の実施を予定しています。

【第2章 高齢者等の現状等と課題】

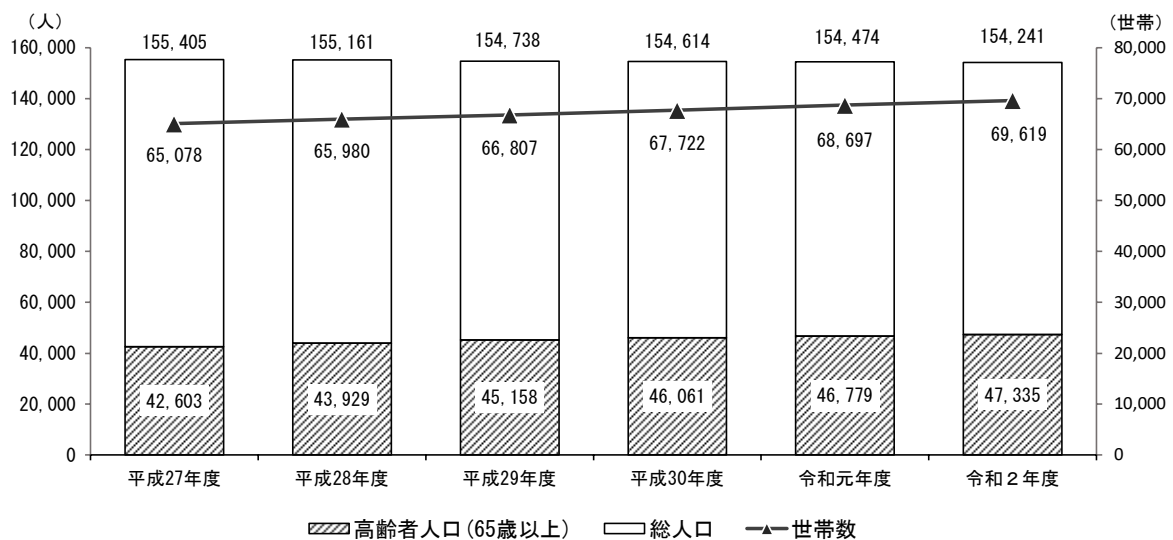
1 高齢者の現状＜P15～21＞

(1) 総人口と高齢者人口の推移

野田市の総人口は、平成 27 年度から令和 2 年度にかけて少しずつ減少傾向となっています。

一方、高齢者人口及び世帯数については、増加しています。

◆総人口、世帯数の推移

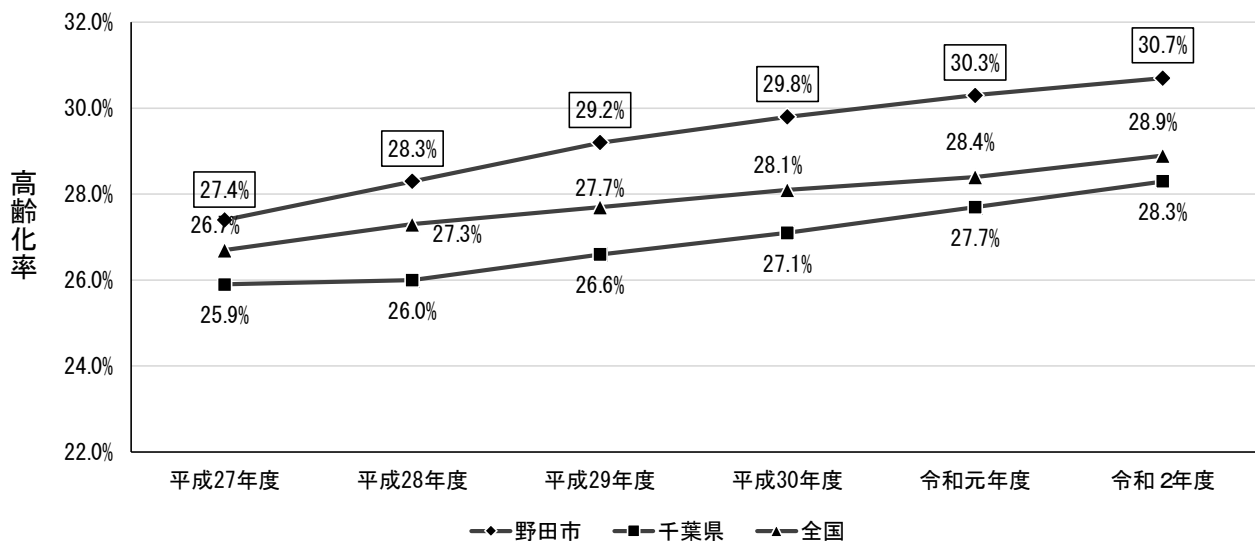


(2) 高齢者等の年齢構成

年齢構成の推移を見ると、平成 27 年度以降、65 歳以上の人口構成比率（高齢化率）は年々増加し、令和 2 年度には 30.7%まで増加しています。

一方で、0 歳から 39 歳の人口構成比率は年々減少、40 歳から 64 歳はほぼ横ばいで推移しており、65 歳以上の人口構成比率との差が小さくなってきています。

◆高齢化率の比較



(3) 第 1 号被保険者の要介護認定・要支援認定者数等の推移

平成 27 年度から令和 2 年度までの第 1 号被保険者数が 4,588 人増加し、要介護認定・要支援認定者数は 1,401 人増加しています。

(4) 要介護度別要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の伸びを平成 27 年度と令和 2 年度で比較すると、要支援 2 の方が 312 人の増加と伸びが大きくなっています。

(5) 居宅・地域密着型・施設サービス利用者数の推移

平成 27 年度と令和 2 年度のサービス利用者数を比較すると、居宅サービス利用者数は 378 人の増加、地域密着型サービス利用者数は 399 人の増加、施設サービス利用者数は 252 人の増加となっています。

(6) 介護保険給付費の推移

平成 27 年度と令和 2 年度の介護保険給付費（以下「給付費」という。）を比較すると、1,987,800 千円の増加となっています。

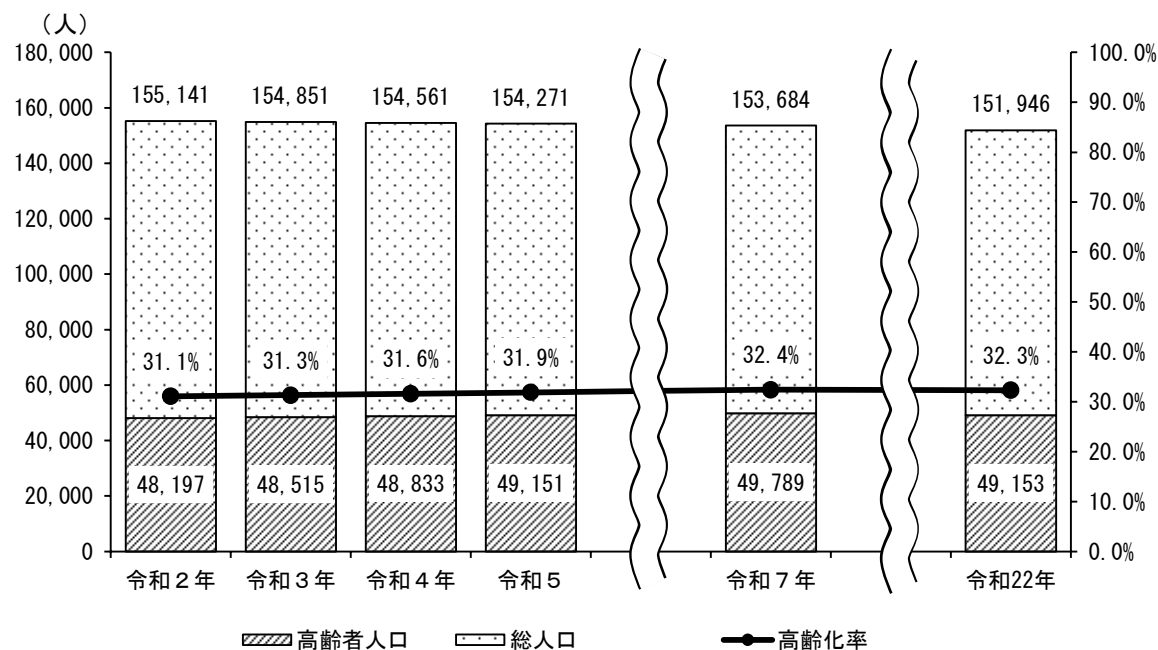
また、各サービス別に見ると居宅サービス給付費は 374,352 千円の増加、地域密着型サービス給付費は、488,738 千円の増加、施設サービス給付費は 1,124,709 千円の増加となっています。

2 将来人口等の推計 <P22～28>

(1) 将来人口の推計

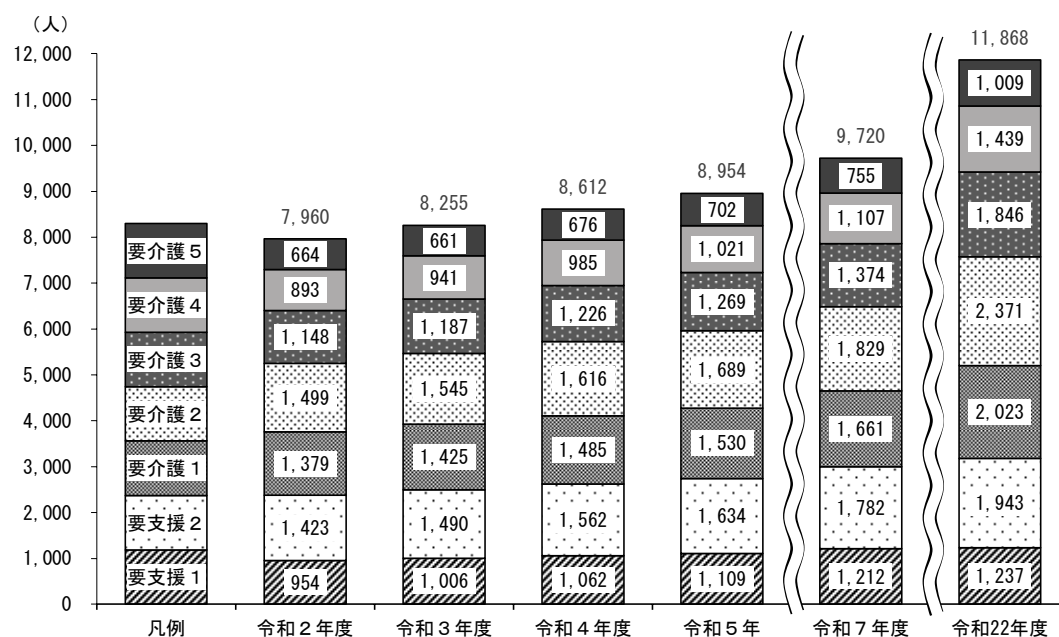
野田市シルバープランの推計人口は、同年又は同時期に出生した集団についての変化を推計するコーホート要因法を用いて推計した総合計画及び人口ビジョンの推計値を参考に算出しています。

◆将来人口推計



(2) 要介護等認定者数の推計

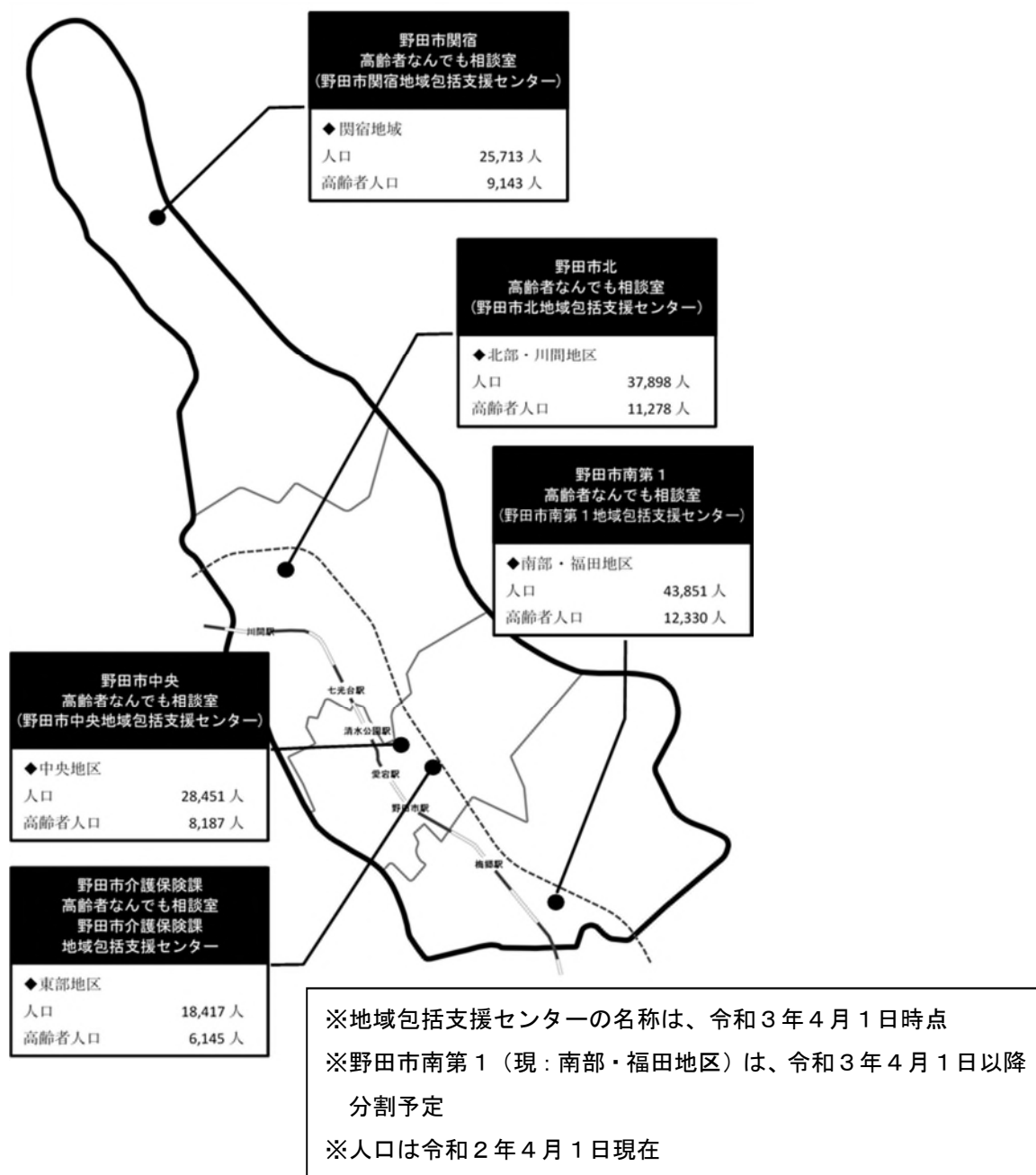
居宅サービス及び施設サービスの対象となる要介護等認定者数の推計については、地域包括ケア「見える化」システムにより、平成30年度から令和2年度までの要介護等認定者数の伸び率を基に、人口推計と掛け合わせて算出しました。



(3) 日常生活圏域の設定及び状況

第3期野田市シルバープランから地理的条件や人口、交通事情などの社会的条件や介護サービスの整備状況などを総合的に考慮し、市内を四つに区分した「日常生活圏域」を定め、介護予防事業や施設整備を推進しています。

◆日常生活圏域の区分図



3 課題について <P29～52>

(1) 各種調査等について

本計画の策定に当たり、市民の生活実態や意向（ニーズ）、介護保険サービスの利用状況などを把握することを目的として令和元年8月（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は11月）に各種調査を実施しました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から抽出された課題

- ① 後期高齢者の現状把握とその状況に合わせた事業の展開
- ② 運動・食事・日常生活で問題がある方の把握とその状況に合わせた事業の展開
- ③ 前期高齢者への健康寿命の延伸
- ④ 前期高齢者向け雇用とボランティア等参加機会の拡大
- ⑤ 地域づくりを通じた健康づくり、介護予防の充実
- ⑥ 認知症に関する相談窓口の周知等を通じた認知症施策の推進

在宅介護実態調査から抽出された課題

- ① 介護による離職を防ぐための介護者の負担軽減と、介護者への制度・サービス（介護保険サービス以外の支援・サービス、地域密着型サービス、本市実施の高齢者福祉サービス）の周知
- ② 上記によるサービスの供給体制の整備
- ③ 介護サービス利用者への重度化予防策
- ④ 地域包括ケアの周知と仕組みづくり

施設サービス利用者調査から抽出された課題

- ① 施設での生きがいづくりや充実感を持った生活
- ② 金銭的な負担や施設生活での悩みへの対応
- ③ 多様な施設やサービスを選択できる体制の整備

介護サービス事業所調査から抽出された課題

- ① 職員等人材の確保・育成、離職の防止
- ② 利用者の確保等による事業運営の安定化

介護サービス事業所職員調査から抽出された課題

- ① 幅広く、さまざまな人が従事したいと思える労働環境の整備
- ② 介護サービス事業所職員個人にかかる責任の分散やプレッシャーの緩和
- ③ キャリアアップのための研修や適切な人事評価制度を通じた人材育成
- ④ 給与・賃金の改善

一般介護予防事業調査から抽出された課題

- ① 独居などによる社会的孤立を防ぐための地域との繋がり創出
- ② より身近な場所での自助・互助による介護予防活動の展開促進
- ③ 市民が積極的に開設者や指導者になることができるような基礎講座等の開設

(2) 地域ケア推進会議による課題について

○政策課題

- ① 高齢者や認知症の方の地域や社会活動への参加を促し、介護予防を図るため、社会資源の活用や地域の方との交流の場が必要
- ② 高齢者や認知症の方が地域で安心して生活ができるよう、地域住民の理解や協力が必要
- ③ 複数の問題を抱える家庭等へ対応するため、多職種連携や専門職のスキルアップが必要
- ④ 高齢者や認知症の方に対する相談窓口である地域包括支援センターのさらなる周知が必要
また、相談件数の増加や高齢者虐待に対応するため、体制の強化が必要
- ⑤ 本市においても高齢者人口の増加、介護支援専門員が減少の傾向があることから、介護支援専門員の確保が必要

(3) 地域包括ケア「見える化」システムによる現状把握

① 高齢化率の推計比較

本市の高齢化率は全国及び千葉県の高齢化率を上回っています。近隣市と比較すると、我孫子市とは同様の割合となっていますが、柏市、流山市及び鎌ケ谷市より高い高齢化率となっています。

② 施設・居住・居宅サービスの受給率割合比較

施設・居住・在宅サービスの受給率の割合を要介護度別に比較すると、施設サービスにおいては近隣市よりも高く、全国平均とほぼ同様の割合となっています。居住系サービスにおいては近隣市よりも低く、全国平均、千葉県と比べても大きく下回っています。在宅サービスの割合は全国平均を下回るものの、概ね千葉県や近隣市と同じ割合となっています。

(4) 第7期野田市シルバープランの実施状況からの課題

- ① 地域包括ケアシステムの確立
- ② 認知症対策
- ③ 高齢者の権利擁護施策
- ④ 施設サービス等の整備・運営

(5) 課題の抽出について

- ① 高齢者の自立支援・重度化防止のため、自助・共助による取組の構築
- ② 介護予防や認知症への対応のため、既存の社会資源の有効活用
- ③ 地域包括ケアシステムの構築のため、医療と介護の連携強化
- ④ 介護者の就労継続のため、介護離職者ゼロを目指した取組の構築
- ⑤ 施設サービス等の整備と質の向上
- ⑥ 高齢者の尊厳を守るため、高齢者一人一人の権利が尊重される仕組みの構築
- ⑦ 認知症になっても安心して暮らしていくため、認知症への理解と早期対応

(6) 施策の方向性について

第8期野田市シルバープランにおいても、第7期野田市シルバープランの基本理念・基本目標を継承いたします。

【第3章 計画の基本的な考え方】

1 基本理念と基本目標 <P55～60>

(1) 基本理念

高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち

- 介護保険制度は、高齢化の進展、社会や住民意識の変化を受けて、順次見直しが行われてきましたが、「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7(2025)年、高齢者人口がピークとなる令和22(2040)年を見据えて、地域包括ケアシステムを深化・推進することが最大のテーマとなっています。
- 本市においても、第3期野田市シルバープランから「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」の実現を基本理念として掲げ、市民や関係団体等との協働により、高齢者福祉施策の推進を図っています。
- 本計画では、これまでの基本理念を踏襲しつつ、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境の整備をより具体的に推進するとともに、全ての世代の市民が一体となった「地域共生社会」の実現の第一歩として取り組むことを目指しています。

(2) 基本目標

基本目標1 高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり

- 健康づくり・介護予防の取組に多くの高齢者に参加していただき、元気に生き生きといつまでも健やかに暮らせる環境づくりを推進します。
- 第8期の計画では、第7期計画から引き続き自立支援・重度化防止に向け、介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスを包括的に提供しながら地域マネジメントを推進します。
- 「要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けたい」と望む方が、医療や介護など必要なサービスをシームレスに受けながら、人生最期のときまで自分らしく暮らしていける仕組みの構築に取り組みます。
- 在宅で自立した生活を続けられるように、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」を更に発展させるため、地域包括支援センターを中心に、在宅介護サービスや地域密着型サービスと保健や福祉サービスを一体的に融合する地域ネットワークの構築を図ります。

基本目標 2 高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり

- 高齢者が持つ豊かな経験と知識を活かして、就労やボランティアなど様々な社会活動に参加することで、明るく活力に満ちた高齢社会を実現し、社会的弱者であるという固定的なイメージを払拭し、高齢者に対する新しいイメージの形成に取り組みます。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、高齢者の多様性や自発性を発揮できる「場」づくりとともに迅速で有用な情報の提供を一層推進します。
- 地域における助け合い活動を、住民を中心とした多様な主体で広げる「地域の視点」から捉え直し、「協議体（支え合い会議）」や「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を活動の推進役とする仕組みづくりに取り組みます。
- 高齢者が支えられる側だけではなく、支える側にもなり、生きがいや役割をもって活躍できるよう社会参加を促す施策に取り組みます。

基本目標 3 高齢者が安心して生活できる環境づくり

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、安全で安心な暮らしを実現するために、地域の方々と連携しながら、高齢者の社会的孤立を防ぎ、災害時に、配慮を要する高齢者が適切な支援を受けられるよう支援体制整備を推進します。
- ハード面の環境整備だけにとどまらず、高齢者一人一人が、できる限り地域コミュニティの一員であると実感できるような役割意識や参加意識の醸成につながる社会的な環境の整備を推進します。
- 認知症高齢者が、尊厳と希望を持って住み続けられるよう、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実、家族への支援、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図ります。また、地域において認知症の理解をさらに広め、認知症があってもなくても同じ地域で共に生活できる環境づくりを行っていきます。
- 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要介護高齢者や支援を必要とする高齢者を地域で支えていくために、市、市民、事業者等が連携して、持続可能な介護・福祉サービスの確保を図ります。
- 施策実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応策として厚生労働省が示した「新しい生活様式」により、これまでの手法に見直しが迫られる中、どのような活動が可能であり、効果的なのか検討しながら社会参加を支援します。

基本目標 4 高齢者の権利が尊重されるまちづくり

- 高齢者一人一人が尊重され、住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるようにするためには、全ての市民が高齢者に対して、現在まで社会の発展に寄与してきた世代として尊敬する気持ちを抱くとともに、高齢者の豊かな生活体験を学びたいという謙虚な気持ちをあわせ持つなど、高齢者を敬愛する社会意識を醸成していくことに努めます。
- 近年急増している、高齢者を主なターゲットとした「振り込め詐欺」などの被害から高齢者を守り、日常生活や消費行為が安全で豊かなものになるように多面的な相談支援に向けた体制の整備を推進します。
- 虐待の防止や早期発見、権利擁護の取組を一層強化して、高齢者の尊厳ある暮らしが継続的・安定的に営めるように、地域ぐるみでの取組を進めます。
- 高齢者が尊厳を持って地域社会の中で暮らすことができるよう、関係機関等との連携を図りつつ、成年後見制度の利用促進を進めます。

(3) 基本方針

- ①高齢者の健康づくりの推進
- ②需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供
- ③民間活力を活用した多元的なサービスの提供
- ④高齢者の生きがいづくりの推進
- ⑤高齢者にやさしいまちづくりの推進
- ⑥高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚
- ⑦高齢者の人権の擁護

2 基本的な進め方 <P61～62>

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年と、高齢者人口がピークとなる令和 22 年（2040）年へ向け、本市や日常生活圏域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。

■地域包括ケアシステムの姿



老人クラブ・自治会・ボランティア・NPO法人 等

地域包括ケアシステムは、おおむね 30 分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定

■地域包括ケアシステムのイメージ



(出典) 平成 28 年 3 月「<地域包括ケア研究会> 地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

○植木鉢・土（住まい、生活支援）がないところに植物（医療、介護、保健・福祉）を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいで安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。

○そのような養分を含んだ土があればこそ初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」が効果的な役目を果たすものと考えられます。

3 施策の体系 <P 6 3>

基本理念	基本目標	基本方針
高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち	1 高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり	1 高齢者の健康づくりの推進
		2 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供
		3 民間活力を活用した多角的なサービスの提供
	2 高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり	4 高齢者の生きがいづくりの推進
	3 高齢者が安心して生活できる環境づくり	5 高齢者にやさしいまちづくりの推進
	4 高齢者の権利が尊重されるまちづくり	6 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚
		7 高齢者の人権の擁護

4 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり <P64～65>

本計画における基本理念、基本目標及び基本方針を推進することが、SDGs の目標へとつながっていきます。



■持続可能な開発目標（SDGs）と基本方針との対応表

SDGs	基本方針
3 すべての人に健康と福祉を 	高齢者の健康づくりの推進 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供 民間活力を活用した多様なサービスの提供 高齢者の生きがいづくりの推進 高齢者にやさしいまちづくりの推進 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚 高齢者の人権の擁護
8 働きがいも経済成長も 	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供 高齢者の生きがいづくりの推進
11 住み続けられるまちづくりを 	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供

【第4章 介護保険事業計画】

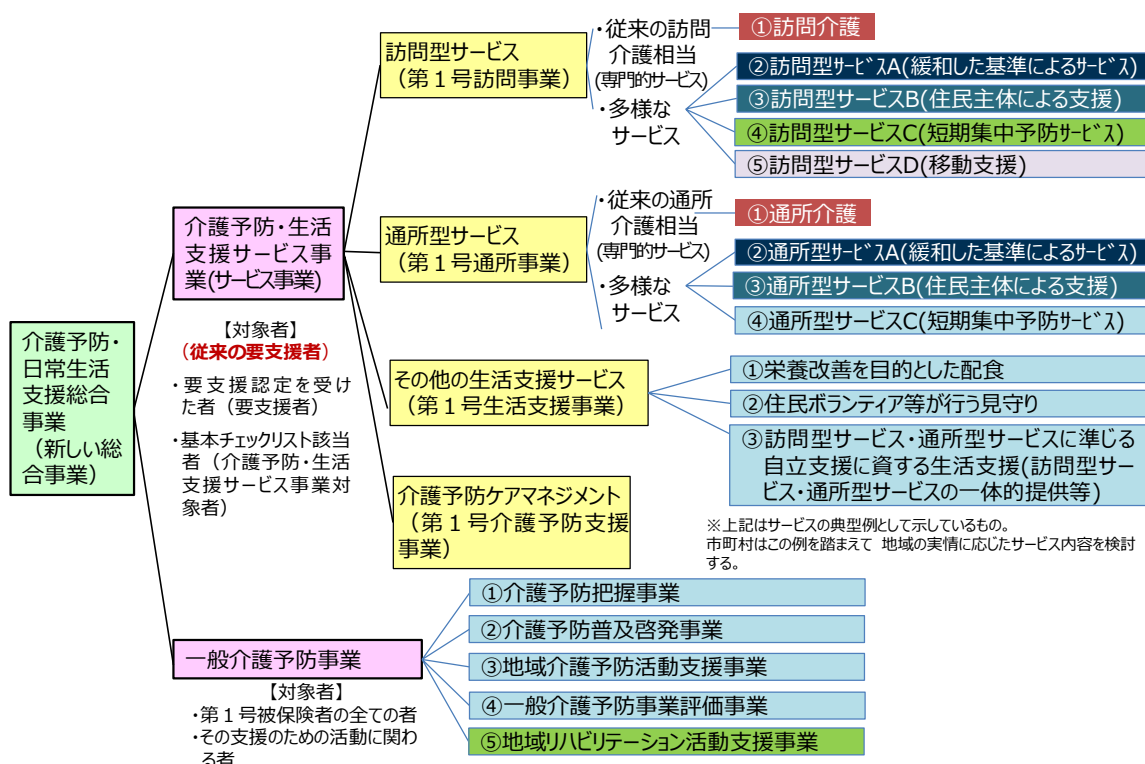
1 地域包括ケアシステムの深化・推進＜P69～87＞

令和2年6月に地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、自治体の包括的な支援体制の構築の支援などの所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。市では、これまでの取組に加え、「8050問題」やひきこもりなど、既存の制度では対応が難しい複合課題や狭間のニーズを抱えた本人・世帯への支援を検討し、包括的な支援体制を目指します。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

総合事業は、各市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。

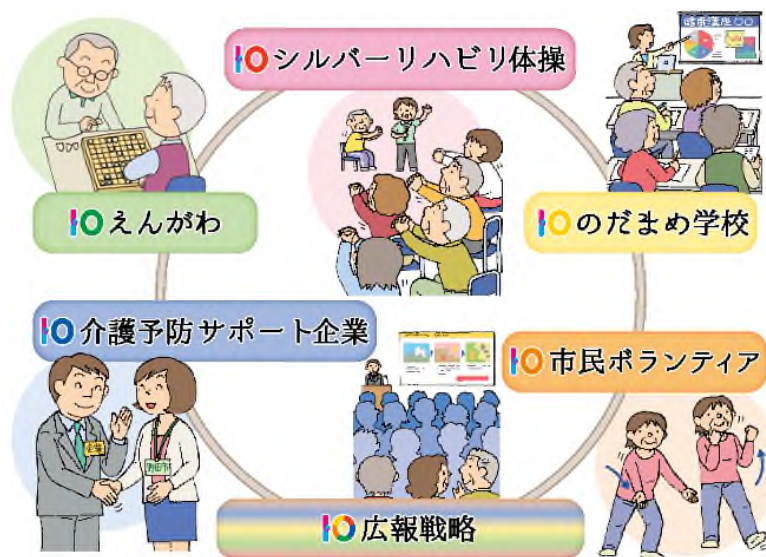
■介護予防・日常生活支援総合事業の体系図



■介護予防10年の計

野田市は、平成29年度より「介護予防10年の計」として長期的な視点で一般介護予防事業を刷新し、介護予防に関する知識の向上を目指し、(ア) シルバーリハビリ体操、(イ) のだまめ学校、(ウ) えんがわ、(エ) 市民ボランティアの育成、(オ) 介護予防サポート企業、(カ) 広報戦略の六つの戦略を柱とした新たな一般介護予防事業を実施しています。

新たな一般介護予防事業に取り組むことで、健康寿命が延伸し、元気な高齢者が増え、要介護・要支援者の少ないまちづくりを推進していきます。



「介護予防10年の計」のイメージ図

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの機能と役割

地域包括支援センターの役割については、「公正・中立な立場から、地域における総合的な介護予防システムの確立を目指す」とされており、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを1か所ずつ設置することが望ましいとされ、以下の事業を一体的に実施する中核拠点として位置付けられています。

② 在宅医療・介護連携推進事業

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するために、地域の実情を把握し、それに応じた取組を検討し、それらの充実を図りつつ、継続的に事業を進めていきます。

③ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、希望をもって日常生活を過ごせる地域を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら、医療・介護など地域の連携の下で認知症施策を総合的に推進します。

④ 生活支援体制整備事業

介護予防・生活支援サービス事業を実施するため、市が実施する高齢者支援だけでなく、NPO法人や市民団体、ボランティア、町内会・自治会、福祉関係者・関係団体等が実施する様々な支援の取組を把握・発展させていくとともに、支援の担い手のネットワーク化を図ることにより、地域全体を含んだ多様で効果的な支援体制の構築が必要となりますが、東京理科大学との共同研究の結果、多様なサービスの導入は見送ることとしました。今後も引き続き検討していきます。

⑤ 地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としています。

⑥ 地域包括支援センターの設置

ア 地域包括支援センターの分割

第8期計画期間内の令和3年度から5年度の各地区の高齢者人口を推計したところ、南部・福田地区においては、高齢者の人口増により業務内容が一段と厳しくなることが予測されることから、南部・福田地区地域包括支援センターを令和3年4月より分割することにします。

また、北部・川間地区においても同様の理由により第8期計画期間内に分割を検討します。

イ 地域包括支援センターの愛称

地域包括支援センターは、高齢者や家族への総合相談や支援のほか、高齢者虐待対応、介護予防ケアマネジメントなど「高齢者」関係業務を行っていますが、名称に「高齢者」や「相談」が含まれていないため、名称と業務内容が結びつかず、市民に分かりづらくなっています。令和元年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果においても、地域包括支援センターの認知度が著しく低いという結果が得られたことから、市民にイメージしやすい「愛称」を令和3年4月より新たに設けます。

■野田市の地域包括支援センター

センター名（愛称）	設立年月日	担当区域	運営方法
野田市介護保険課地域包括支援センター （野田市介護保険課高齢者なんでも相談室）	平成18年4月1日	東部地区	市直営
野田市中央地域包括支援センター （野田市中央高齢者なんでも相談室）	平成30年4月1日	中央地区	委託
野田市南第1地域包括支援センター （野田市南第1高齢者なんでも相談室）	平成24年8月11日	南部地区の一部	委託
野田市南第2地域包括支援センター （野田市南第2高齢者なんでも相談室）	令和3年4月1日 （予定）	福田地区及び南部地区の一部	委託
野田市北地域包括支援センター （野田市北高齢者なんでも相談室）	平成20年1月1日	北部・川間地区	委託
野田市関宿地域包括支援センター （野田市関宿高齢者なんでも相談室）	平成18年4月1日	関宿地域	委託

⑦ 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会の協議内容等については、協議の迅速化及び結果の一元化を考慮し、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委

員会の協議事項として条例で制定しております。

当該委員会における協議結果を地域包括支援センターの運営に反映させることで、適切、公平かつ中立な運営を確保します。

(3) 任意事業

地域支援事業が創設されるまで、介護予防・地域支援事業で実施していた事業のうち、必須事業（介護予防事業及び包括的支援事業）とはならないものの、市の判断で地域支援事業として次の施策を実施しています。

- ① 家族介護等への対応
- ② 認知症高齢者に係る施策の推進
- ③ 在宅サービスの適切な提供
- ④ 施設サービス及び地域密着型サービスの適切な運営の推進

(4) 地域支援事業における利用者負担の在り方

地域支援事業について、介護保険法では、第115条の45第5項において「市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる」としており、介護給付費と同じ財源構成となっていることから、保険料負担による介護給付費の受給を原則とした介護保険制度の趣旨に基づき、野田市では、地域支援事業に係る事業について、利用料を負担していただいております。

対象となる事業については、「配食サービス事業」となり、平成17年10月の介護保険法改正に伴う施設給付の居住費・食費自己負担の原則を踏まえ、これまでどおり利用者負担をしていただくこととします。

なお、その他の高齢者福祉事業については、今後、地域支援事業に取り込む事業となることも考えられることから、当該事業の利用者負担について事業内容を十分に協議した上で、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会で検討していただきながら決定します。

(5) 保険者機能強化推進交付金等の活用について

国によって第7期計画期間中に高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための「機能強化推進交付金」及び公的保険制度における介護予防・健康づくり等に資する取組を推進するための「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

当交付金は保険者の介護保険事業に対する取組を自己評価する形の評価点及び第1号被保険者数を基準として交付されるもので、野田市では当交付金を活用し、地域包括支援センターの機能強化や一般介護予防事業の拡充をはじめとした地域支援事業の充実に活用しています。

2 施策の取組（各論） <P88～112>

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

①介護予防・生活支援サービス事業

・訪問型サービス（第1号訪問事業）

現状	従来の介護予防訪問介護に相当する事業を実施しています。 また、令和元年度に実施をした東京理科大学との共同研究の結果を基に、多様なサービスの導入について、検討しました。
課題	多様なサービスの導入する場合の担い手の育成が課題となっています。
施策の方針	東京理科大学との共同研究の結果、第8期計画期間中は、多様なサービスの導入を見送ることとなりました。ただし、需給の動向を注視しながら、多様なサービスの導入について検討していく必要があります。

・通所型サービス（第1号通所事業）

現状	従来の介護予防通所介護に相当する事業を実施しています。 また、令和元年度に実施をした東京理科大学との共同研究の結果を基に、多様なサービスの導入について、検討しました。
課題	多様なサービスの導入する場合の担い手の育成が課題となっています。
施策の方針	東京理科大学との共同研究の結果、第8期計画期間中は、多様なサービスの導入を見送ることとなりました。ただし、需給の動向を注視しながら、多様なサービスの導入について検討していく必要があります。

②一般介護予防事業

- ・シルバーリハビリ体操
- ・オリジナル体操普及事業
- ・のだめ学校
- ・えんがわ
- ・シルバーサロン事業
- ・市民ボランティアの育成
- ・介護支援ボランティア制度
- ・介護予防サポート企業
- ・広報戦略

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指すことが目的となっています。

介護保険分野においては、医療専門職の通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）における場の提供、また、フレイル状態にある高齢者やフレイルのおそれがある高齢者などの受け皿として「介護予防 10 年の計」を実施していきます。

現状	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、関係各課と連携し、その実施に向けて検討しました。
課題	ポピュレーションアプローチの場となる「えんがわ」が市内各地に広がっていない。 また、えんがわの開設場所が市の中心地域に偏っている。
施策の方針	フレイル予防普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育等を実施する「のだまめ学校」の充実を図るとともに、通いの場への医療専門職の積極的な関与が求められることから、えんがわの役割について検討していく必要があります。

(2) 包括的支援事業

①地域包括支援センターの機能と役割

- ・地域包括支援センターの整備・充実
- ・高齢者虐待防止ネットワーク協議会
- ・地域包括支援センター連絡会

②在宅医療・介護連携推進事業

- ・在宅医療・介護連携推進事業

③認知症総合支援事業

- ・認知症総合支援事業
- ・オレンジカフェ（認知症カフェ）

④生活支援体制整備事業

- ・生活支援体制整備事業

⑤地域ケア会議の開催

- ・地域ケア会議

(3) 任意事業

①家族介護等への対応

- ・ 家族介護者等助成事業
- ・ 高齢者家庭介護教室

②認知症高齢者に係る施策の推進

- ・ 認知症サポーター育成事業
- ・ 成年後見制度の普及・啓発
- ・ 高齢者等を支え合う SOS ネットワーク事業
- ・ 徘徊高齢者家族支援サービス事業

③在宅サービスの適切な提供

- ・ 配食サービス事業

④施設サービス及び地域密着型サービスの適切な運営の推進

- ・ 介護相談員制度の推進
- ・ 身体拘束ゼロ作戦の推進

◆健康増進活動の推進

- ・ 寝たきり予防対策（健康づくり）事業の推進

◆地域密着型サービスの適切な提供

- ・ 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）
- ・ 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）
- ・ 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- ・ 小規模多機能型居宅介護
- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
- ・ 地域密着型通所介護（小規模デイサービス）
- ・ 地域密着型特定施設入所者生活介護

◆施設サービスの適切な提供

- ・ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・ 介護老人保健施設
- ・ 介護医療院

◆介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護サービス事業者等への感染症等の対策・支援

- ・介護サービス事業者等への感染症等の対策・支援

現状	台風等の災害や新型コロナウイルス等による感染症の流行により、市及び介護サービス事業者等における災害・感染症対策の構築が急務となっています。
課題	介護サービス事業者等に対する災害・感染症対策の周知や実施状況の確認を行う必要があります。
施策の方針	介護サービス事業者等への実地指導や集団指導において、介護サービス事業者等における災害・感染症対策について指導していきます。 また、災害や感染症等の流行が発生した際、必要な備品等を介護サービス事業者等へ配布する体制を明確化し、より迅速な対応ができるようにする。

(2) その他

- ・要介護認定・要支援認定の迅速性、公平性を図るためのシステムの推進
- ・介護事業者協議会等の運営
- ・介護保険制度についての幅広い広報の実施
- ・低所得者等への対応
- ・介護保険料滞納者対策の推進

3 介護給付適正化計画 <P113~115>

介護給付費の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

第8期計画期間では、介護給付費適正化主要5事業に取り組んでいきます。

- ①要介護認定の適正化
- ②ケアプラン点検
- ③住宅改修・福祉用具実態調査
- ④縦覧点検・医療情報との突合
- ⑤介護給付費通知

【第5章 老人福祉計画】

1 地域包括ケアシステムの深化・推進＜P119～120＞

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

第8期計画では、第7期計画に引き続き野田市全体に地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域包括支援センターが中心となって介護保険施設や医療機関、野田健康福祉センター、保健センター、社会福祉協議会等との情報のネットワークを構築していくとともに、民生委員児童委員、保健推進員等の活用や社会福祉協議会の体制強化を始め、NPO法人及びボランティアの育成にも努めていきます。

- ・ 民生委員児童委員活動の推進

2 高齢者の健康づくりの推進＜P121～126＞

(1) 健康増進活動の促進

「健康日本 21（第二次）」、「健康ちば 21（第2次）」との整合を図りつつ、「野田市健康づくり推進計画 21（第2次）」に基づく健康づくり活動及び寝たきり予防対策を進めます。

「健康日本 21（第二次）」に示された「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」、「健康を支え、守るための社会環境の整備」及び「生活習慣の改善及び社会環境の改善」の五つの基本的な方向に基づき、市民自らの健康づくり運動として展開していきます。

- ・ 健康づくり計画の策定
- ・ 健康づくり活動の推進
- ・ 保健推進員活動の推進
- ・ 食生活改善推進員活動の推進
- ・ 健康教育（健康手帳の交付）の推進
- ・ 健康相談の推進
- ・ 保健師等による訪問指導事業の推進

(2) 疾病予防の促進

認知症や寝たきりの要因となる生活習慣病の早期発見と生活習慣病を予防するために必要な運動、栄養に関する正しい知識の普及等を目的として、特定健康診査、後期高齢者健康診査及び各種がん検診を実施するとともに、受診率の向上を図ります。

- ・ 特定健康診査及び後期高齢者健康診査の促進
- ・ 各種がん検診の推進

(3) 安心できる医療供給体制の構築

疾病の予防など、高齢者に対して、適切な医療の供給が図られるよう医療体制に関する周知を行います。

また、休日診療、緊急時の医療整備体制に関しても周知を図ります。さらに、高齢者の健康管理を含め、診療や健康診断を受けることのできる「かかりつけ医」を持つよう高齢者などに働きかけていきます。

- ・休日診療、緊急時の医療体制の周知徹底
- ・かかりつけ医制度の推進（医療マップ、啓発等）
- ・救急医療情報キット

3 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供＜P127～132＞

(1) 居宅サービスの適切な提供

介護保険制度外の居宅サービスを適切に提供し、高齢者の福祉の増進を図ります。

- ・移送サービス事業（福祉タクシー事業・福祉カー等貸出事業）
- ・布団乾燥サービス事業
- ・介護用品（紙おむつ）支給事業
- ・訪問理容サービス事業

(2) 施設サービスの適切な提供

経済的に生活が困難な方で、住宅の状況や家族の事情で在宅での生活が難しい方の入所施設として養護老人ホームを設置運営し、福祉の増進を図ります。

- ・養護老人ホーム

(3) 介護人材の確保

介護職員の確保及び定着が厳しく、職員の不足により今後の介護サービスの維持に支障が出ることが予想されることから、資格取得費用の一部助成や就職相談会等を実施し、介護人材の確保に取り組みます。

- ・就業促進のための研修支援事業
- ・介護人材マッチング機能強化事業
- ・体験就労奨励事業

4 民間活力を活用した多角的なサービスの提供＜P133～134＞

(1) ボランティア活動の推進

高齢者人口の増加による地域活動での人材の不足や、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、高齢者福祉分野においてもNPO法人やボランティアなどの民間活力を有効に活用していくことが求められています。

NPO法人やボランティアなどの活動を支援・育成していくことで、行政と民間

とが協働した高齢者福祉サービスの提供を推進します。

- ・ボランティア活動の推進
- ・市民活動支援センターの活用

5 高齢者の生きがいのづくりの推進＜P135～141＞

(1) コミュニティ活動の促進

高齢者がコミュニティ活動を展開していく上で拠点となる施設として、老人福祉センターや地域福祉センター、福祉会館、コミュニティ会館、自治会集会施設を始め、社会教育の中核的施設である公民館、図書館、博物館、文化会館等の文化、社会教育施設等の機能の充実を図っています。

また、老人クラブ育成事業、地域ぐるみ福祉ネットワーク事業等の推進により、高齢者のコミュニティ活動の促進を図っていきます。

- ・老人福祉センター・地域福祉センター・老人憩の家の運営
- ・老人クラブ育成事業の推進
- ・地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の推進

(2) 生きがい対策の充実

高齢者の社会参加の場や社会活動の機会の確保を図るため、平成 10 年度から実施しているシルバーライフ施策の更なる推進を図るとともに、シルバー人材センター機能の充実を支援します。

また、高齢者の生涯学習活動や高齢者の生涯スポーツ活動の推進、保育所や小学校での世代間・地域間交流の促進、伝承行事の知識や技術等の後継者育成事業の推進（伝統文化の保存・育成事業を推進）など、高齢者の生きがい対策の充実を図ります。

- ・シルバーライフ施策の推進
- ・シルバー人材センターの事業の推進
- ・生涯学習・生涯スポーツ活動の推進
- ・世代間・地域間交流の促進
- ・伝承行事の後継者の育成

(3) 就労対策の充実

高齢者の雇用促進や雇用相談窓口の利用の促進など、高齢者の就労対策の充実を図っていきます。

- ・高齢者雇用の促進

6 高齢者にやさしいまちづくりの推進＜P142～145＞

(1) 高齢者の生活の安全確保

高齢者が被害を受けやすい悪徳商法などのトラブルを防ぎ、外出時や災害時に高齢者が被害を受けないよう、啓発事業や相談業務の充実を図り、被害の未然防止のための知識の普及に努めます。

また、高齢者も含めた地域ぐるみの支援体制を整えることなどにより、日常生活における安全の確保を推進します。

- ・高齢者に係る消費者対策の推進
- ・高齢者に配慮した防災・防犯・交通安全対策の推進

(2) 高齢者に配慮したまちづくりの推進

高齢者向けの住宅の充実を始め、道路・公共施設周辺の環境整備や車いすの貸与による移動手段の確保及び啓発の充実など、野田警察署や社会福祉協議会等と連携を図りながら、高齢者に配慮したバリアフリーの整備を推進します。

- ・高齢者の住宅対策の充実
- ・有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保

現状	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置数は第7期末時点で有料老人ホーム7か所（定員329人）、サービス付き高齢者向け住宅11か所（定員339人）となっています。
課題	サービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量を適切に見込むとともに、サービスの質を確保する必要があります。
施策の方針	県と情報を共有し、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実態把握に努めるほか、サービスの質の確保に資する介護相談員の活用を検討します。 また、事業者に対しては、市民を優先して受け入れることを働きかけていきます。

- ・福祉のまちづくりの推進
- ・車いす等貸出事業の推進

7 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚＜P146＞

(1) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚

高齢化社会において介護ニーズが増加する中で、特に女性の家庭内での負担が増加しないように、介護を社会的に支援することが必要であり、家庭や地域社会、行政機関及び企業などを対象に、高齢者の介護に対する正しい理解を深めるための啓発や介護サービスの情報提供を推進します。

- ・高齢者の介護に係る意識の啓発
- ・福祉教育の推進

8 高齢者の人権の擁護＜P147～149＞

(1) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成

市では、福祉教育等を推進していくことによって、高齢者を敬愛する社会意識の醸成に努めていきます。

- ・敬老祝事業の推進

(2) 高齢者の人権を擁護するための施策の推進

市では、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の普及啓発及び利用促進を図るとともに、各種相談事業を推進するなど、高齢者の人権を擁護するための施策の推進に努めます。

- ・成年後見制度の利用促進

現状	社会福祉協議会では平成 29 年 1 月から野田市成年後見支援センターを開設し、同センターの事業として相談支援事業を実施しています。同事業では、成年後見制度に関する問合せのほか判断能力が十分でない方の様々な権利擁護に関する相談支援を実施しています。
課題	社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の広報・啓発を進めるとともに、利用者がメリットを実感できる制度・運用とするための体制作りを行う必要があります。
施策の方針	成年後見制度の利用促進に向けた施策の基本的な計画策定と権利擁護支援体制を強化するため地域連携ネットワークの構築を進めていきます。

- ・日常生活自立支援事業の推進
- ・法人後見事業の推進
- ・心配ごと相談事業の推進
- ・広報・啓発活動の推進

野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画

野田市シルバープラン

第8期計画

(素案)

令和2年11月

野 田 市

目次

第1章 計画の概要	3
1 計画策定の趣旨	3
(1) 高齢者をめぐる現状	3
(2) 介護保険制度改正の経緯	4
(3) 第8期事業計画における介護保険制度の主な改正ポイント	5
(4) 第8期介護保険事業計画に関する基本指針について	6
2 計画の法的位置付け	8
3 計画の期間	10
4 計画の策定体制	11
(1) 野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会	11
(2) 住民意見の反映	12
第2章 高齢者等の現状等と課題	15
1 高齢者の現状	15
(1) 総人口と高齢者人口の推移	15
(2) 高齢者等の年齢構成	17
(3) 第1号被保険者の要介護認定・要支援認定者数等の推移	18
(4) 要介護度別要介護等認定者数の推移	19
(5) 居宅・地域密着型・施設サービス利用者数の推移	20
(6) 介護保険給付費の推移	21
2 将来人口等の推計	22
(1) 将来人口の推計	22
(2) 要介護等認定者数の推計	23
(3) 日常生活圏域の設定及び状況	24
3 課題について	29
(1) 各種調査等について	29
(2) 地域ケア推進会議による課題について	46
(3) 地域包括ケア「見える化」システムによる現状把握	47
(4) 第7期野田市シルバープランの実施状況からの課題	49
(5) 課題の抽出について	50
(6) 施策の方向性について	52
第3章 計画の基本的な考え方	55
1 基本理念と基本目標	55
(1) 基本理念	55
(2) 基本目標	56

(3) 基本方針.....	58
2 基本的な進め方	61
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	61
3 施策の体系	63
4 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり	64
(1) 持続可能な開発目標（SDGs）とは.....	64
(2) 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり	64

第4章 介護保険事業計画 69

1 地域包括ケアシステムの深化・推進	69
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	69
(2) 包括的支援事業.....	83
(3) 任意事業.....	87
(4) 地域支援事業における利用者負担の在り方.....	87
(5) 保険者機能強化推進交付金等の活用について.....	87
2 施策の取組（各論）	88
◆地域支援事業の適切な提供.....	88
(1) 介護予防・日常生活支援総合事業.....	88
(2) 包括的支援事業.....	94
(3) 任意事業.....	98
◆健康増進活動の推進.....	103
◆地域密着型サービスの適切な提供.....	104
◆施設サービスの適切な提供.....	107
◆介護保険制度の円滑な運営.....	109
(1) 介護サービス事業者等への感染症等の対策・支援.....	109
(2) その他.....	109
3 介護給付適正化計画	113
(1) 考え方.....	113
(2) 適正化事業の推進.....	113
(3) 介護給付費適正化主要5事業の取組.....	113

第5章 老人福祉計画 119

1 地域包括ケアシステムの深化・推進	119
(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	119
2 高齢者の健康づくりの推進	121
(1) 健康増進活動の促進.....	121
(2) 疾病予防の促進.....	125
(3) 安心できる医療供給体制の構築.....	126

3	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供	127
	(1) 居宅サービスの適切な提供.....	127
	(2) 施設サービスの適切な提供.....	130
	(3) 介護人材の確保.....	131
4	民間活力を活用した多様なサービスの提供	133
	(1) ボランティア活動の推進.....	133
5	高齢者の生きがいづくりの推進	135
	(1) コミュニティ活動の促進.....	135
	(2) 生きがい対策の充実.....	137
	(3) 就労対策の充実.....	141
6	高齢者にやさしいまちづくりの推進	142
	(1) 高齢者の生活の安全確保.....	142
	(2) 高齢者に配慮したまちづくりの推進.....	144
7	高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚	146
	(1) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚.....	146
8	高齢者の人権の擁護	147
	(1) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成.....	147
	(2) 高齢者の人権を擁護するための施策の推進.....	147

本文中の表記について

1 用語等の表記について

本計画書は、老人福祉法や介護保険法などで規定された用語を使用していますが、より分かりやすくするために、用語の一部を下記のとおり置き換えて作成しております。

法における用語	本文中で使用した用語
介護支援専門員	ケアマネジャー
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム
居宅介護支援・介護予防支援	ケアマネジメント
短期入所生活介護／短期入所療養介護	ショートステイ
地域密着型介護老人福祉施設	小規模特別養護老人ホーム
地域密着型通所介護	小規模デイサービス
通所介護	デイサービス
通所リハビリテーション	デイケア
特定非営利活動法人	NPO法人
認知症対応型共同生活介護	認知症グループホーム
認知症対応型通所介護	認知症デイサービス
訪問介護	ホームヘルプサービス

第 1 章

計 画 の 概 要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 高齢者をめぐる現状

我が国では、平成12年度に介護保険制度がスタートしてから21年が経過しました。この間、社会の状況や生活環境は大きな変化を続けています。今後、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる令和7（2025）年には、日本の高齢化率は30%を超え、令和22（2040）年には35%を超えると見込まれています。

本市においても、人口減少局面を迎えています。一方で65歳以上の高齢者人口は増加を続け、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（以下「高齢化率」という。）は、平成27（2015）年には27.4%だったものが令和元（2019）年には30.3%と上昇し、3人に1人が高齢者となる時代に突入し、今後も上昇し続けることが見込まれます。

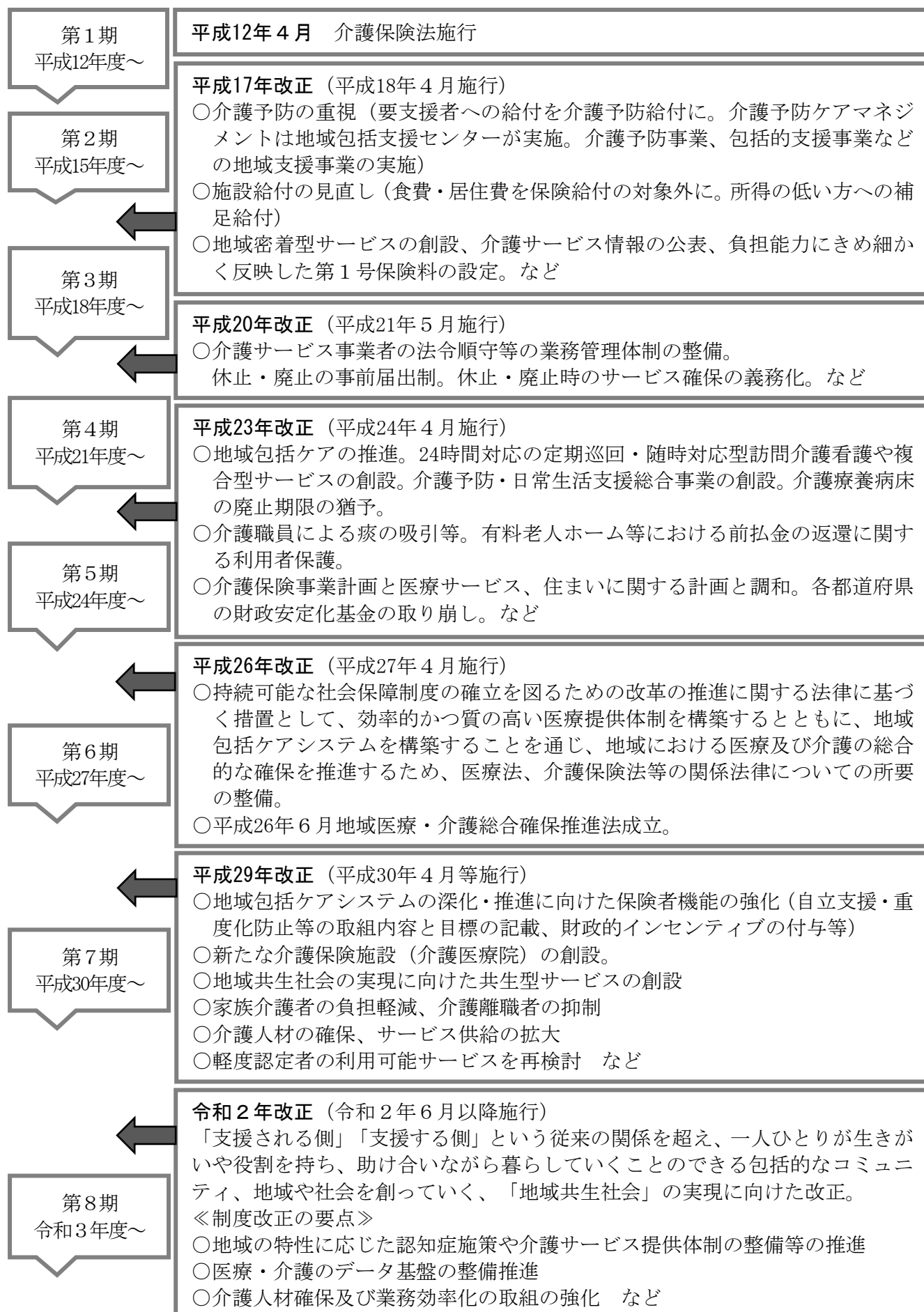
とりわけ、今後の将来人口推計においては、令和2（2020）年までは後期高齢者（75歳以上：23,064人）が前期高齢者（65～74歳：25,133人）を下回っていますが、令和3（2021）年には後期高齢者が24,455人と前期高齢者24,060人を上回ることであります。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯も増加するなど、本市の高齢化の状況は厳しさを増すことになります。

さらに、国際社会の目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けて国が定めた「SDGs実施指針改定版（令和元年12月20日）」において、地方自治体には「様々な計画にSDGsの要素を反映させること」が期待されています。本計画においても、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点のもと、持続可能な高齢者福祉施策及び介護保険施策を推進する必要があります。

以上のような我が国と本市の置かれた状況を背景に、高齢者が住み慣れた地域で穏やかに、生き生き暮らせるように、地域全体で支え合い、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境や仕組みを目指す「地域包括ケアシステム」の深化・推進と介護保険制度の持続的な運営に取り組むことが重要となります。

(2) 介護保険制度改正の経緯



（３）第８期事業計画における介護保険制度の主な改正ポイント

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、包括的な支援体制の構築、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制、医療・介護のデータ基盤の整備等の推進、介護人材確保、業務効率化の取組の強化及び社会福祉連携法人制度の創設等の所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」（令和２年６月１２日公布）が成立しました。

主な内容

① 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

- 既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための新たな事業の創設
- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる場や居場所の確保、交流・参加・学びの機会を生み出すためのコーディネート

② 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- 認知症施策の総合的な推進（本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ等）を整備）
- 地域支援事業におけるデータ活用（ＰＤＣＡサイクルに沿った介護関連データの活用等）
- 介護保険サービス提供体制の整備（有料老人ホームに関する都道府県と市町村の情報連携強化等）

③ 医療・介護データ基盤の整備の推進

- 介護分野のデータ活用環境整備や医療と介護データの連結精度向上等

④ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護保険事業（支援）計画に基づく取組・事業者の負担軽減
- 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験受験義務付けに係る経過措置延長（令和８年度卒業者まで延長）

⑤ 社会福祉連携推進法人制度の創設

- 社会福祉法人を中核とする非営利連携法人である「社会福祉連携推進法人」の創設（地域共生社会の実現に資する業務の実施に向けた種別を超えた連携支援や災害対応に係る連携体制の整備、福祉人材不足への対応等を主な業務とする）

(4) 第8期介護保険事業計画に関する基本指針について

基本指針とは

介護保険法において、厚生労働大臣は、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を定めることとされています。

また、都道府県及び市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画を定めることとされており、基本指針は計画作成上のガイドラインの役割を果たしています。

基本指針を踏まえた第8期介護保険事業計画の方向性

① 令和7（2025）年、令和22（2040）年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整理

令和7（2025）年はいわゆる「団塊の世代」が後期高齢者となり、また令和22（2040）年はいわゆる「団塊ジュニア世代」が65歳以上となります。

この二つの時点を見据え、市町村の今後の介護需要の大まかな傾向を把握した上で、過不足のないサービス基盤とサービスを十分に提供できる人的基盤を整えていく必要があります。

② 地域共生社会の実現

介護・高齢者福祉だけではなく、障がいのある方や子ども、生活困窮者といった、地域に住んでいる全ての人々がともに支え合い、力を発揮できる「地域共生社会」の実現に向けた支援体制の整備や取組が求められます。

③ 介護予防・健康づくり施策の充実・推進

介護保険制度を通じて可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、多様な社会参加ができる環境整備を進めることが必要です。

そのためには、介護予防や健康づくりの取組を充実・推進し、要介護度の重症化を防ぎつつ、元気な高齢者の健康を保つことが必要になります。

④ 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の質を確保し、適切にサービス基盤整備を進めるために、県との情報連携を強化し、整備状況も踏まえながら介護保険事業計画を策定する必要があります。

⑤ 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

国では「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせるとともに、たとえ認知症になったとしても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の方や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進しています。

介護保険事業計画における認知症対策では、「認知症施策推進大綱」を踏まえつつ、更に教育等他の分野とも連携して取組を進めることが重要となります。

⑥ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

現在の介護分野における人材不足は深刻であり、令和22年（2040）年に向けてさらなる担い手不足が予測されています。地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るため、介護人材の確保や介護業務の効率化に係る取組の強化が必要です。

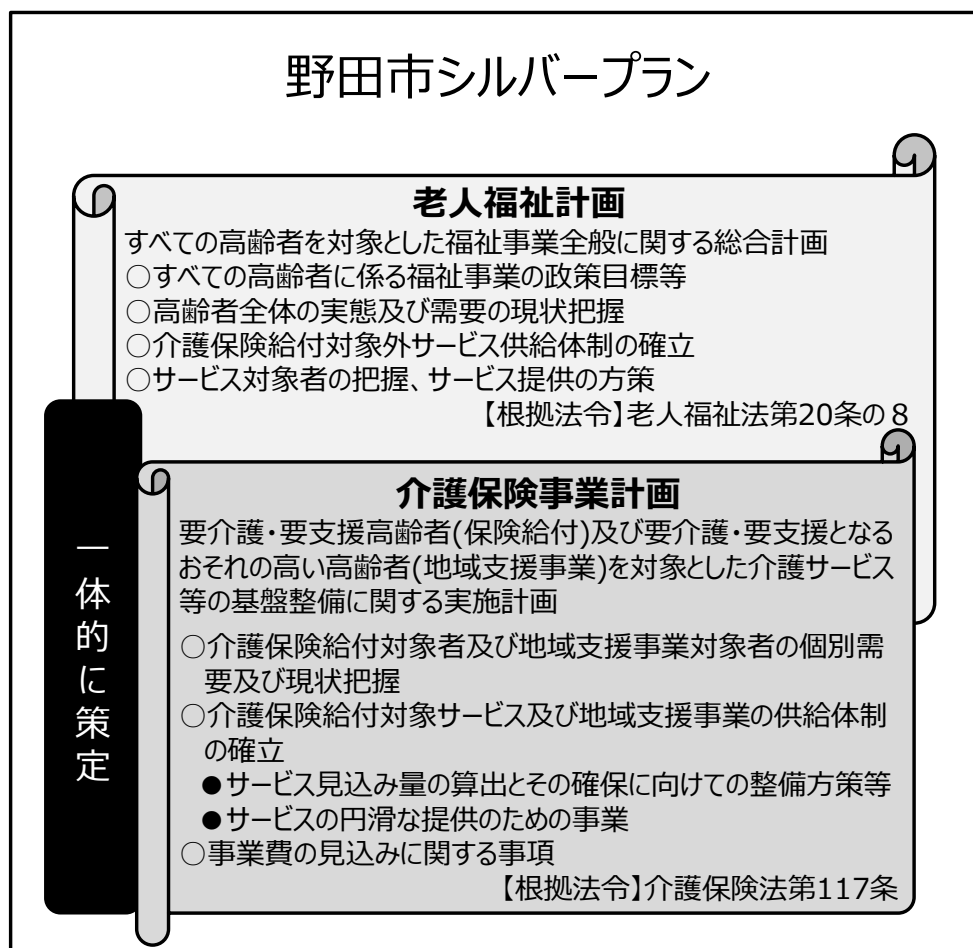
⑦ 災害や感染症対策に係る体制整備

緊急・災害時に自力で避難することが困難な高齢者への支援や、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所の整備などを通じて、災害時に高齢者の生活を支える取組が重要です。

また、新型コロナウイルス感染症への対応として厚生労働省が示した「新しい生活様式」により、これまでの手法に見直しが迫られる中、どのような活動が可能であり、効果的であるか検討し、関係所管が連携して、施策に取り組む必要があります。

2 計画の法的位置付け

○本計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「市町村介護保険事業計画」を、一体として策定することが義務付けられているため、野田市では、「野田市シルバープラン」として策定しています。



（市町村老人福祉計画）

老人福祉法第20条の8 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

7 市町村老人福祉計画は、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画と一体のものとして作成されなければならない。

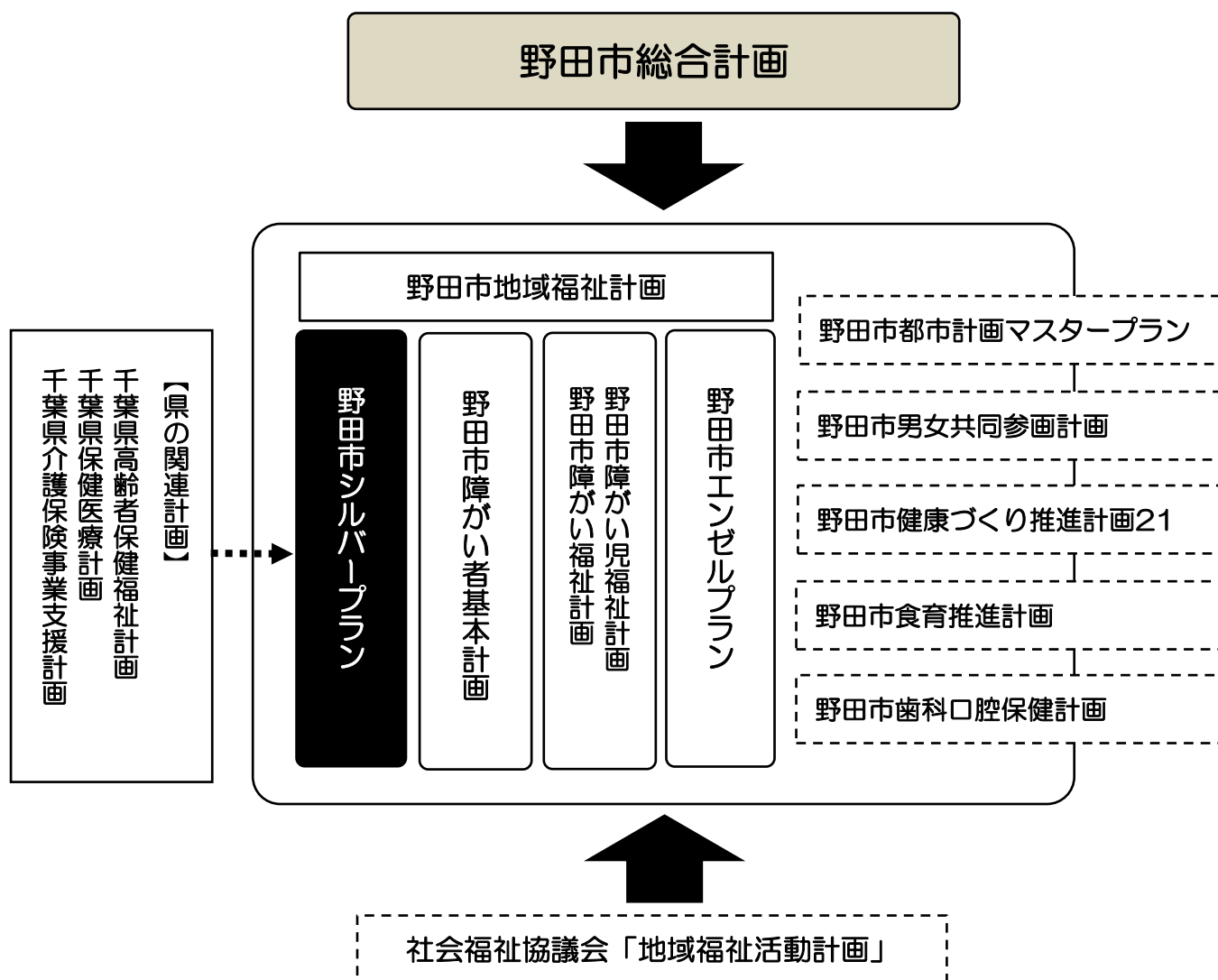
8 市町村老人福祉計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて老人の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

（市町村介護保険事業計画）

介護保険法第117条 市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

- 6 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。
- 9 市町村介護保険事業計画は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第5条第1項に規定する市町村計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 10 市町村介護保険事業計画は、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第4条の2第1項に規定する市町村高齢者居住安定確保計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療、福祉又は居住に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

○本計画は「総合計画」を最上位計画とし、福祉施策に係る総合計画となる「野田市地域福祉計画」を本計画の上位計画に位置付けるとともに「野田市障がい者基本計画」、「野田市健康づくり推進計画21」等の既存の福祉関係計画との整合性にも十分配慮するものとしします。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とし、老人福祉計画（高齢者福祉計画）と介護保険事業計画を一体として策定します。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年、15歳から64歳の生産年齢人口が急減し、高齢者人口がピークとなる令和22（2040）年を見据え、地域包括ケアシステムの推進と持続可能なサービス基盤、人的整備の推進など、中長期的な視野に立った施策の展開が必要となります。



4 計画の策定体制

(1) 野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会

第8期野田市シルバープランを策定するに当たり、市民の意見や提言等を反映させた内容とするため、これまでの計画（第1期から第7期まで）と同様、計画の基本的な考え方や内容等について「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会」において審議・検討しました。

野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会

回数	開催日	開催場所	審議内容等
1	令和2年 7月1日（水）	市役所	○第8期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定について（諮問） ○第8期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定に係る各種調査の結果について
2	令和2年 8月19日（水）	市役所	○第8期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（野田市シルバープラン）の策定について ①介護保険法等の改定について ②第8期介護保険事業計画に関する基本指針について ③第8期野田市シルバープラン策定に係る基礎的数値に関する考え方について ④現状把握及び課題について
3	令和2年 9月30日（水）	市役所	○第8期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定について ①第8期野田市シルバープランの課題について ②第8期野田市シルバープランの骨子案について ③介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの導入について ④地域包括支援センターの新規設置及び愛称の制定について
4	令和2年 11月18日（水）	市役所	○第8期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画の策定について（素案）

（２）住民意見の反映

介護保険法では、「市町村は介護保険事業計画を策定する場合、あらかじめ被保険者の意見等を反映するための必要な措置を講じること」とされています。

野田市では、被保険者代表として自治会連合会やいきいきクラブ連合会の代表者及び公募市民を野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会委員に選任するなど、市民の参加を得ながら、第８期野田市シルバープランの策定を進めています。

さらに、より多くの意見を第８期野田市シルバープランに反映させるため、各種調査の実施やパブリック・コメント手続の実施を予定しています。

第 2 章

高齢者等の現状等と課題

第2章 高齢者等の現状等と課題

1 高齢者の現状

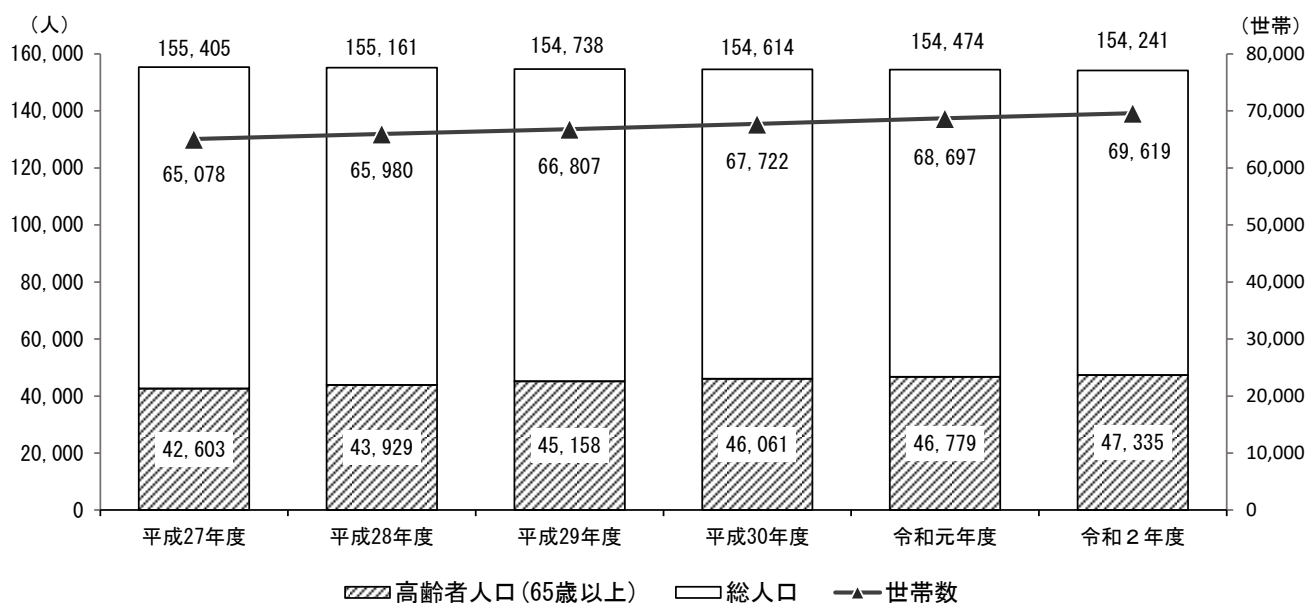
(1) 総人口と高齢者人口の推移

野田市の総人口は、平成27年度から令和2年度にかけて少しずつ減少傾向となっており、

一方、高齢者人口は、42,603人から47,335人となっており、4,732人増加して、高齢化率は27.4%から30.7%と3.3ポイント上昇しています。

また、世帯数については、65,078世帯から69,619世帯になり、4,541世帯増加しています。

■総人口、世帯数の推移



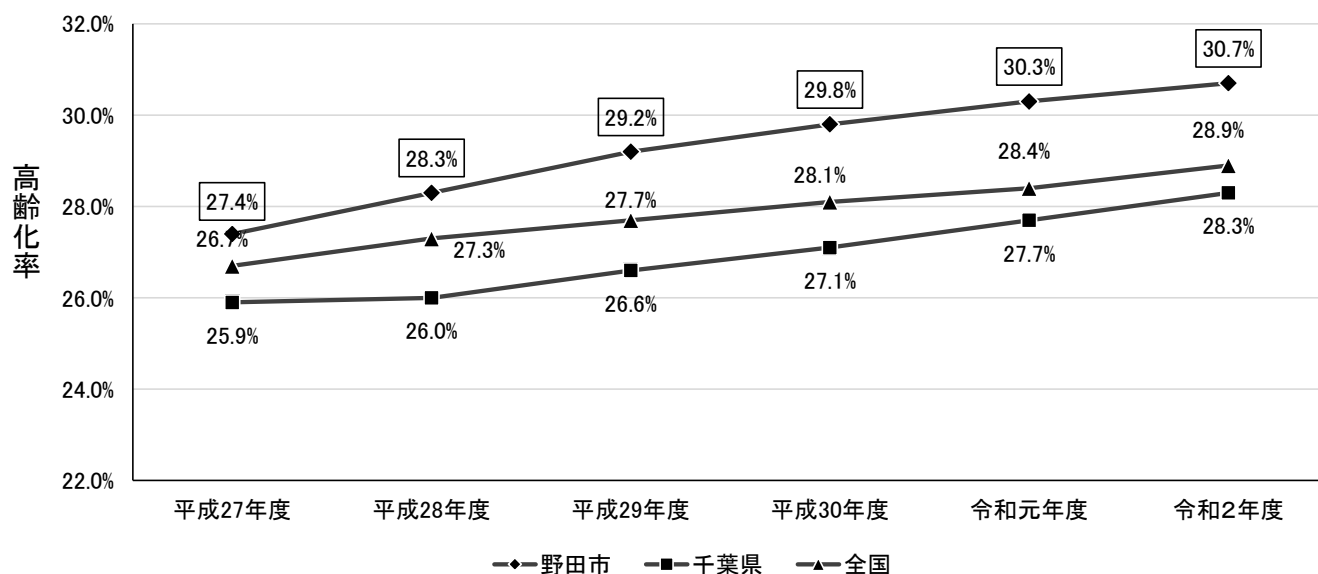
(単位：人・世帯)

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
総人口	155,405	155,161	154,738	154,614	154,474	154,241
高齢者人口(65歳以上)	42,603	43,929	45,158	46,061	46,779	47,335
高齢化率	27.4%	28.3%	29.2%	29.8%	30.3%	30.7%
世帯数	65,078	65,980	66,807	67,722	68,697	69,619

※各年度10月1日(住民基本台帳)の数値

■高齢化率の比較

野田市の高齢化率は千葉県の平均及び、全国の平均を上回っています。



区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
野田市	27.4%	28.3%	29.2%	29.8%	30.3%	31.4%
千葉県	25.9%	26.0%	26.6%	27.1%	27.7%	28.3%
全国	26.7%	27.3%	27.7%	28.1%	28.4%	28.9%

※野田市は各年度10月1日（住民基本台帳）の数値、令和2年度は推計値

千葉県はH27. 10. 1国勢調査、

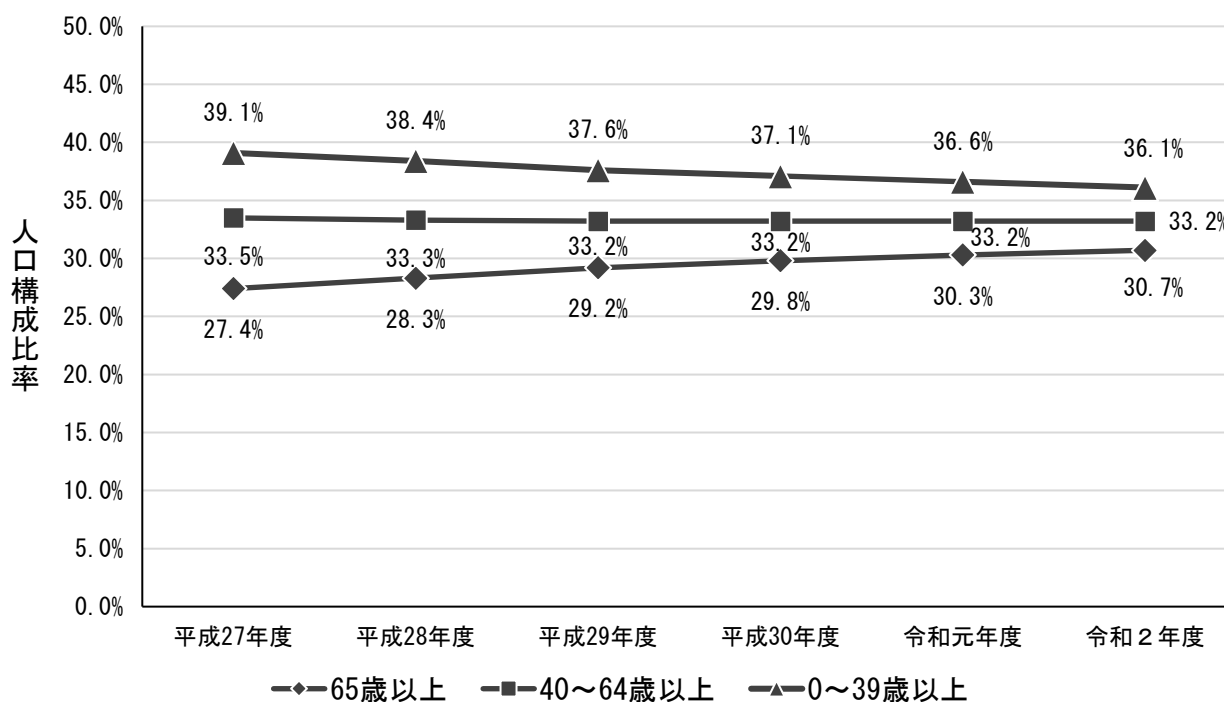
全国は人口推計（各年10月1日確定値）による

（２）高齢者等の年齢構成

年齢構成の推移を見ると、平成27年度以降も65歳以上の人口構成比率（高齢化率）は年々増加し、令和２年度には30.7%まで増加しています。

一方で、0歳から39歳の人口構成比率は年々減少、40歳から64歳はほぼ横ばいで推移しており、65歳以上の人口構成比率との差が小さくなってきています。

■高齢者等の年齢構成



(単位：人)

区 分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
高齢者人口(65歳以上)	42,603	43,929	45,158	46,061	46,779	47,335
高齢化率	27.4%	28.3%	29.2%	29.8%	30.3%	30.7%
65～74歳	25,386	25,607	25,751	25,446	24,873	24,807
人口構成比率	16.3%	16.5%	16.6%	16.5%	16.1%	16.1%
75歳以上	17,217	18,322	19,407	20,615	21,906	22,528
人口構成比率	11.1%	11.8%	12.5%	13.3%	14.2%	14.6%
40～64歳	52,043	51,640	51,354	51,258	51,210	51,170
人口構成比率	33.5%	33.3%	33.2%	33.2%	33.2%	33.2%
0～39歳	60,759	59,592	58,226	57,295	56,485	55,736
人口構成比率	39.1%	38.4%	37.6%	37.1%	36.6%	36.1%
総人口	155,405	155,161	154,738	154,614	154,474	154,241

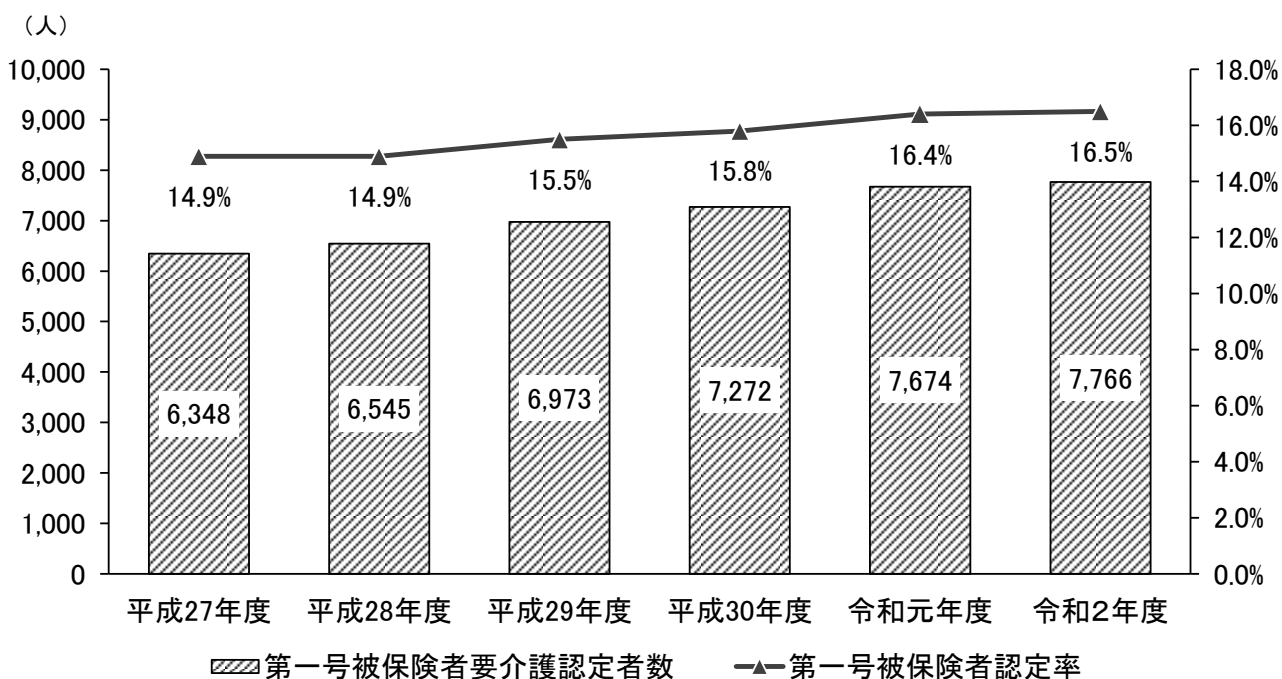
※各年度10月1日（住民基本台帳）の数値

※人口構成比率は、少数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

（３）第１号被保険者の要介護認定・要支援認定者数等の推移

平成27年度から令和２年度までの第１号被保険者数の伸びが4,588人（10.8％）の増加となっています。要介護認定・要支援認定者（以下「要介護等認定者」という。）数は1,401人（21.3％）増加していることから、介護保険制度の利用が一層進んでいることが分かります。

■第１号被保険者の要介護等認定者数等の推移



（単位：人）

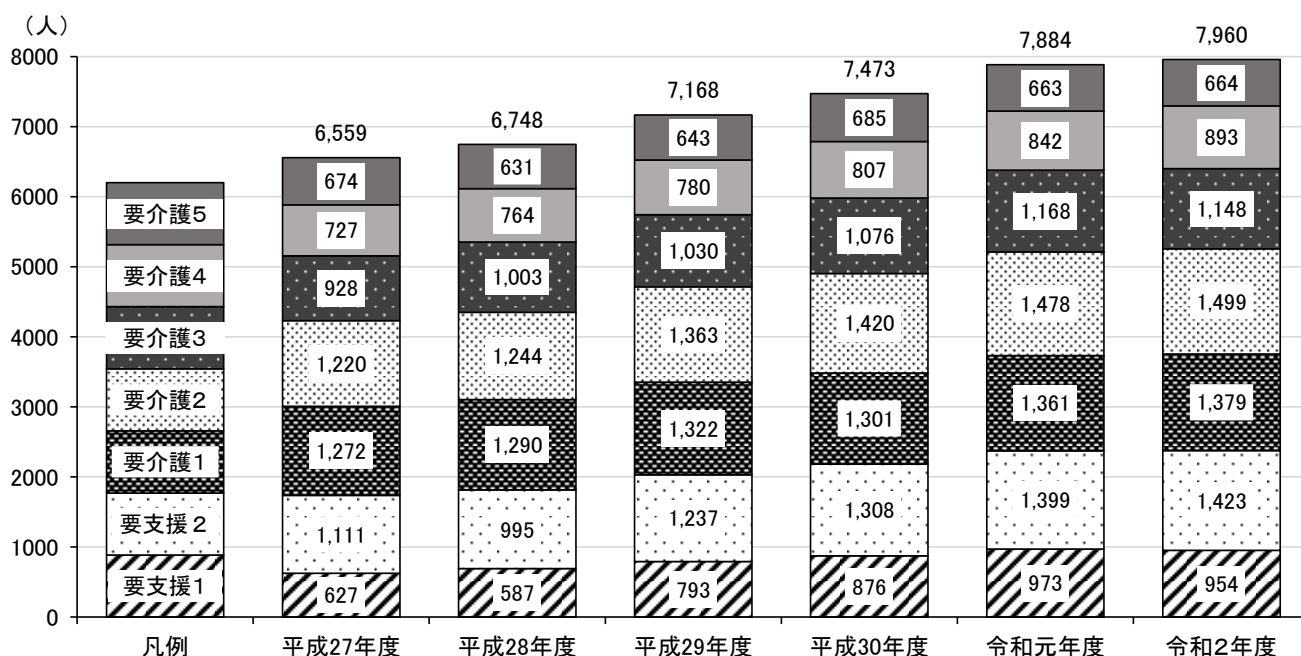
区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
第1号被保険者要介護等認定者数	6,348	6,545	6,973	7,272	7,674	7,766
第1号被保険者認定率	14.9%	14.9%	15.5%	15.8%	16.4%	16.5%
第1号被保険者数(65歳以上)	42,551	43,879	45,110	46,000	46,696	47,139

※各年度「介護保険事業所状況報告」6月月報

(4) 要介護度別要介護等認定者数の推移

要介護等認定者数の伸びを平成27年度と令和2年度で比較すると、1,401人（21.4%）の増加となっています。中でも要支援2の方が312人（28.1%）の増加と伸びが大きくなっていることが分かります。

■要介護度別要介護等認定者数の推移



（単位：人）

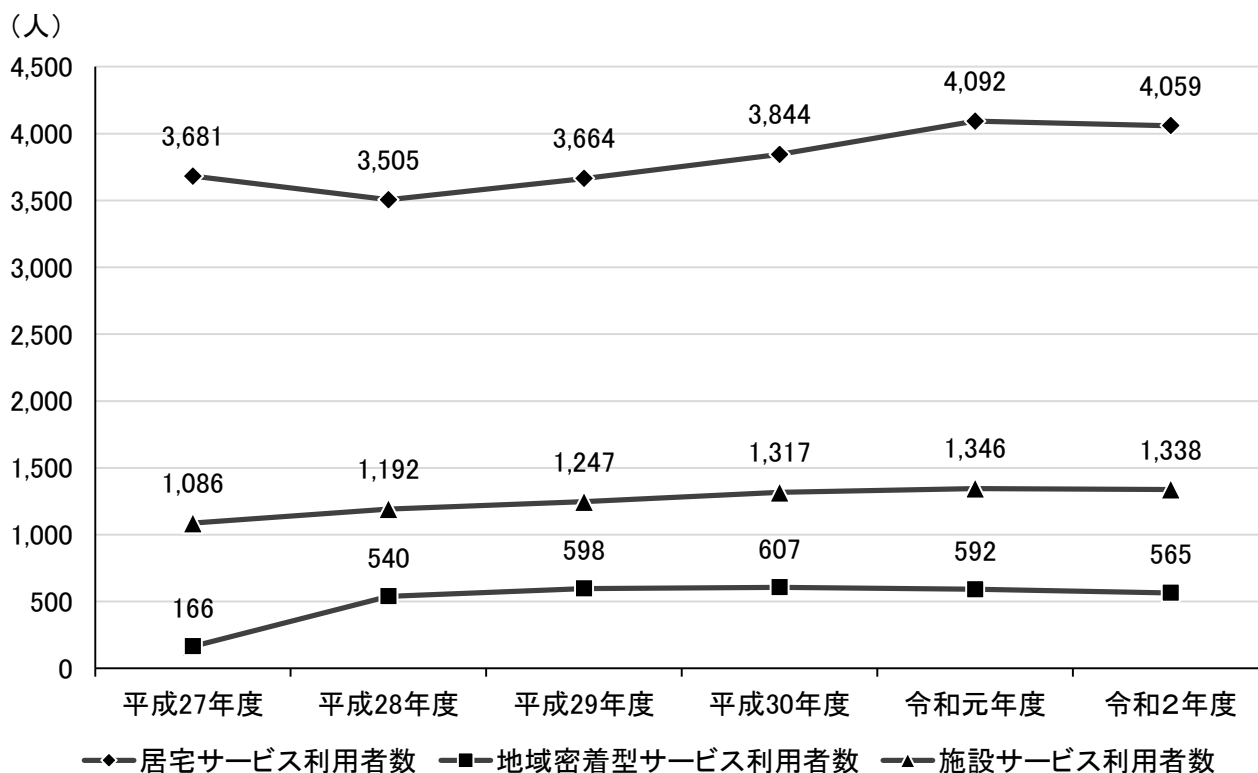
区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
要支援1	627	692	793	876	973	954
要支援2	1,111	1,124	1,237	1,308	1,399	1,423
小計(要支援)	1,738	1,816	2,030	2,184	2,372	2,377
要介護1	1,272	1,290	1,322	1,301	1,361	1,379
要介護2	1,220	1,244	1,363	1,420	1,478	1,499
要介護3	928	1,003	1,030	1,076	1,168	1,148
要介護4	727	764	780	807	842	893
要介護5	674	631	643	685	663	664
小計(要介護)	4,821	4,932	5,138	5,289	5,512	5,583
合計(要支援+要介護)	6,559	6,748	7,168	7,473	7,884	7,960

※第2号被保険者（40から64歳）を含むため第1号被保険者要介護等認定者数とは数値が異なります。
 ※各年度「介護保険事業状況報告」6月月報

(5) 居宅・地域密着型・施設サービス利用者数の推移

平成27年度と令和2年度のサービス利用者数を比較すると、居宅サービス利用者数は378人（10.3％）の増加、地域密着型サービス利用者数は399人（240.1％）の増加、施設サービス利用者数は252人（23.2％）の増加となっています。

■居宅・地域密着型・施設サービス利用者数の推移



(単位：人)

区分	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
居宅サービス利用者数	3,681	3,505	3,664	3,844	4,092	4,059
地域密着型サービス利用者数	166	540	598	607	592	565
施設サービス利用者数	1,086	1,192	1,247	1,317	1,346	1,338

※平成27年度から令和元年度までは「介護保険事業状況報告」3月月報、令和2年度は「介護保険事業状況報告」6月月報

（６）介護保険給付費の推移

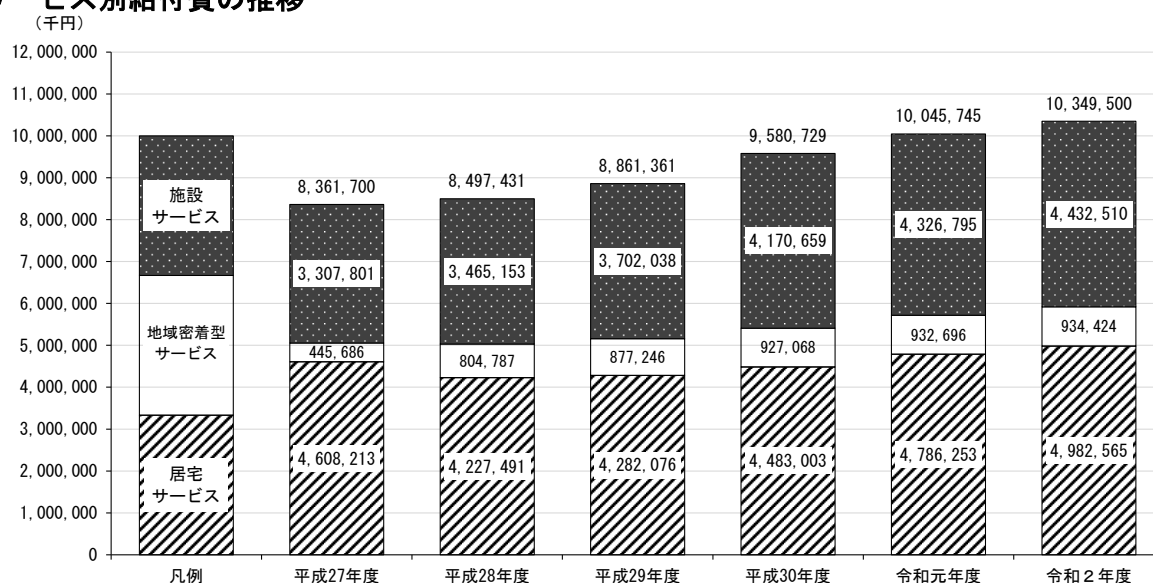
平成27年度と令和２年度の介護保険給付費（以下「給付費」という。）を比較すると、1,987,800千円（23.8％）の増加となっており、給付費は大きく伸びています。

また、各サービス別に見ると居宅サービス給付費は374,352千円（8.1％）の増加、地域密着型サービス給付費は、488,738千円（109.7％）の増加となっています。施設サービス給付費は1,124,709千円（34.0％）の増加となっています。

認定率の増加に伴いサービス給付費も増加していますが、特に施設サービス給付費は大幅に増加しています。

（地域密着型サービス給付費は、平成28年度に定員18人以下の通所介護が地域密着型サービスに移行したことに伴い、増加したものです）

■サービス別給付費の推移



（単位：千円・人）

区分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅サービス	給付費	4,608,213	4,227,491	4,282,076	4,483,003	4,786,253	4,982,565
	利用者数	3,681	3,505	3,664	3,844	4,092	4,059
	一人当たり給付費	1,252	1,206	1,169	1,166	1,170	1,228
地域密着型サービス	給付費	445,686	804,787	877,246	927,068	932,696	934,424
	利用者数	166	540	598	607	592	565
	一人当たり給付費	2,685	1,490	1,467	1,527	1,576	1,654
施設サービス	給付費	3,307,801	3,465,153	3,702,038	4,170,659	4,326,795	4,432,510
	利用者数	1,086	1,192	1,247	1,317	1,346	1,338
	一人当たり給付費	3,046	2,907	2,969	3,167	3,215	3,313
介護保険給付費合計		8,361,700	8,497,431	8,861,361	9,580,729	10,045,745	10,349,500

※給付費は、平成27年度から令和元年度までは「介護保険事業状況報告」年報、令和２年度は地域包括ケア「見える化」システムから算出された見込値

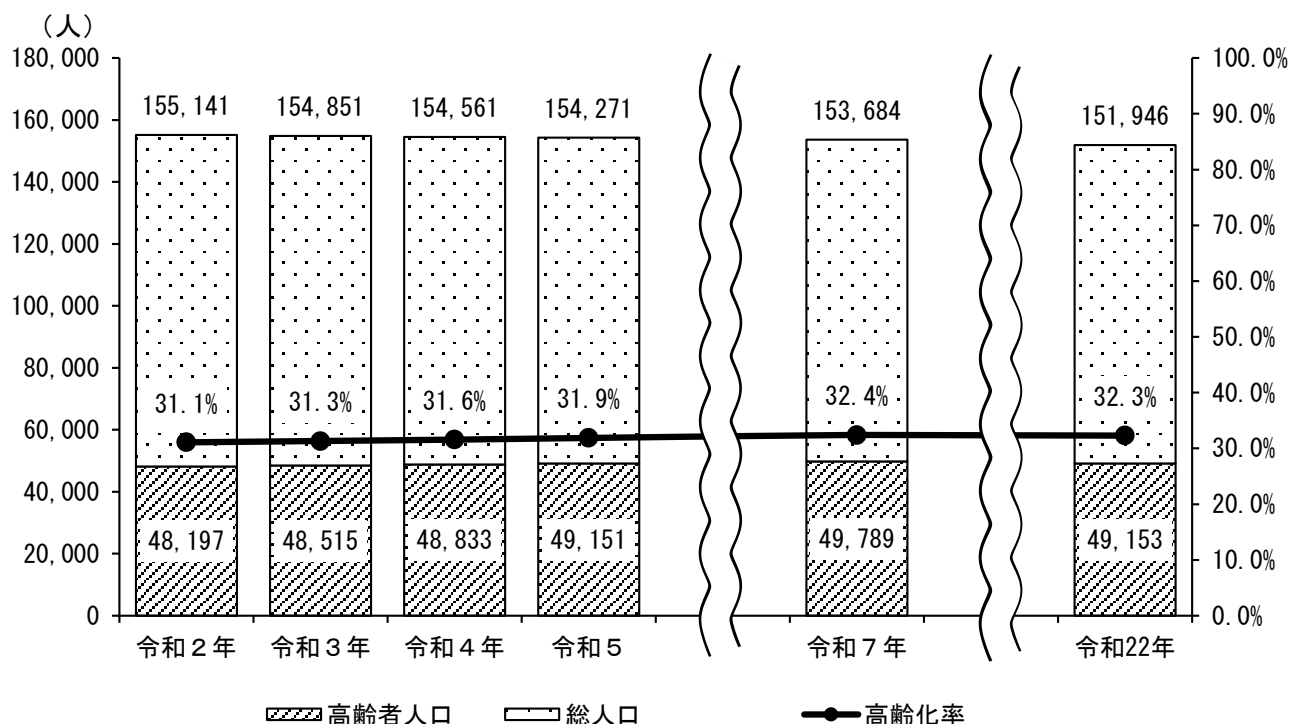
※利用者数は、平成27年度から令和元年度までは「介護保険事業状況報告」３月月報、令和２年度は「介護保険事業状況報告」６月月報

2 将来人口等の推計

(1) 将来人口の推計

野田市シルバープランの推計人口は、同年又は同時期に出生した集団についての変化を推計するコーホート要因法を用いて推計した総合計画及び人口ビジョンの推計値を参考に算出しています。

◆将来人口推計



(単位: 人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
高齢者人口(65歳以上)	48,197	48,515	48,833	49,151	49,789	49,153
人口構成比率(高齢化率)	31.1%	31.3%	31.6%	31.9%	32.4%	32.3%
65～74歳	25,133	24,060	22,987	21,914	19,767	21,419
人口構成比率	16.2%	15.5%	14.9%	14.2%	12.9%	14.1%
75歳以上	23,064	24,455	25,846	27,237	30,022	27,734
人口構成比率	14.9%	15.8%	16.7%	17.7%	19.5%	18.3%
40～64歳	50,957	51,141	51,325	51,509	51,869	48,187
人口構成比率	32.8%	33.0%	33.2%	33.4%	33.8%	31.7%
0～39歳	55,987	55,195	54,403	53,611	52,026	54,606
人口構成比率	36.1%	35.6%	35.2%	34.8%	33.9%	35.9%
総人口	155,141	154,851	154,561	154,271	153,684	151,946

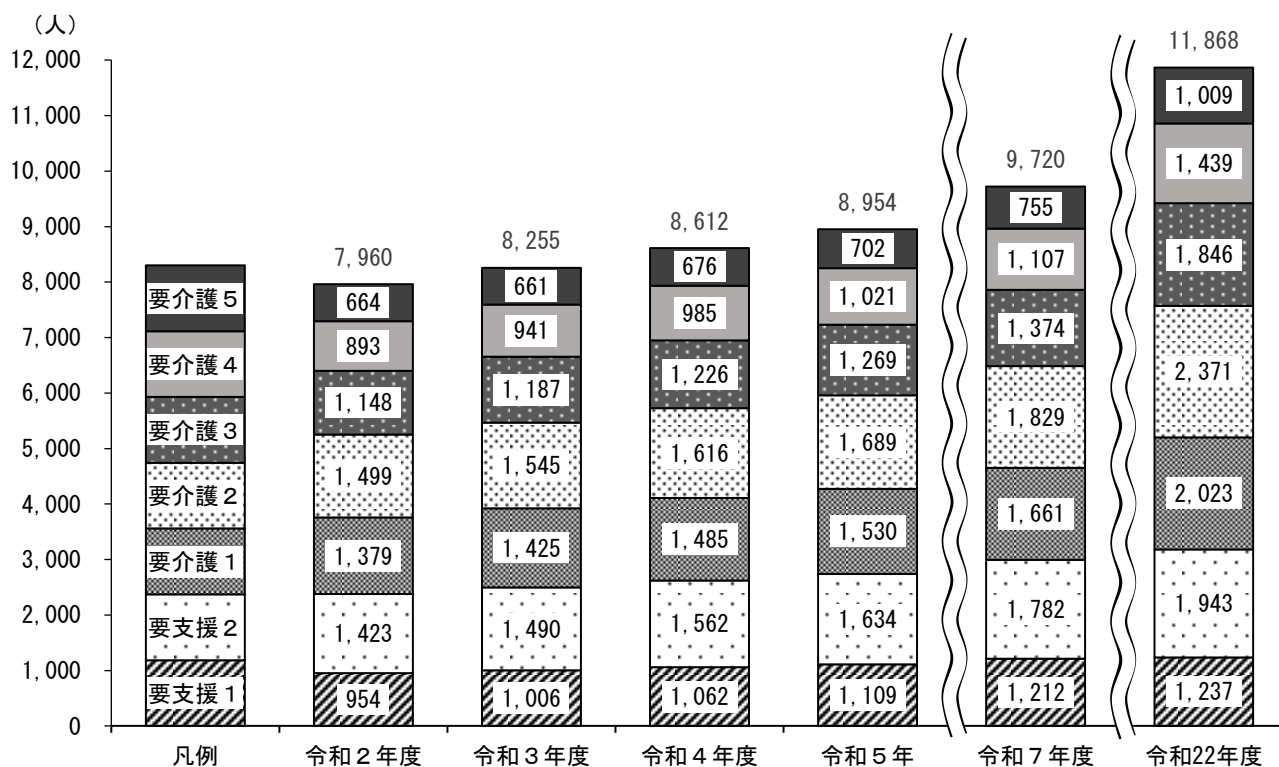
※各年度10月1日現在の推計値

※人口構成比率は、少数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

(2) 要介護等認定者数の推計

居宅サービス及び施設サービスの対象となる要介護等認定者数の推計については、地域包括ケア「見える化」システムにより、平成30年度から令和2年度までの要介護等認定者数の伸び率を基に、人口推計と掛け合わせて算出しました。

■要介護等認定者数の推計



(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援1	954	1,006	1,062	1,109	1,212	1,237
要支援2	1,423	1,490	1,562	1,634	1,782	1,943
小計(要支援)	2,377	2,496	2,624	2,743	2,994	3,180
要介護1	1,379	1,425	1,485	1,530	1,661	2,023
要介護2	1,499	1,545	1,616	1,689	1,829	2,371
要介護3	1,148	1,187	1,226	1,269	1,374	1,846
要介護4	893	941	985	1,021	1,107	1,439
要介護5	664	661	676	702	755	1,009
小計(要介護)	5,583	5,759	5,988	6,211	6,726	8,688
合計(要支援+要介護)	7,960	8,255	8,612	8,954	9,720	11,868

※令和2年度は「介護保険事業状況報告」6月月報、令和3年度以降は推計値

（３）日常生活圏域の設定及び状況

急速な高齢化の進行に対応し、地域住民が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活し続けるためには、保健・福祉や医療関連施設だけではなく、住まいやその他の公共施設などの地域資源をつなぐ人的なネットワークを活用し、互いに連携することが重要です。

そこで、第３期野田市シルバープランから地理的条件や人口、交通事情などの社会的条件や介護サービスの整備状況などを総合的に考慮し、市内を四つに区分した「日常生活圏域」を定め、介護予防事業や施設整備を推進しています。

① 設定の基本的な考え方

日常生活圏域は、人口や面積だけでなく、保健・福祉及び医療関連施設や公共施設、交通事情、さらに、それら地域資源をつなぐ人的なネットワークの存在も重要であるとともに、次の事項も大きな要素と考えて設定しました。

- ア 地域住民に広く周知できるものであること
- イ できるだけ地域活動と同じ単位であること
- ウ 設定の考え方が地域住民にとって容易に理解できること

② 地域福祉計画との整合

日常生活圏域を設定するに当たっては、地域単位の考え方は本計画の上位計画である地域福祉計画で設定している「従来から住民参加で福祉活動の実績があり、地域福祉の中心的推進役である地区社会福祉協議会の活動区域を一つの単位として捉える」と整合することを前提に検討しました。

◆地区社会福祉協議会活動区域

日常生活圏域	活 動 区 域
中央・東部地区	上花輪地区社協、清水地区社協、中根地区社協、太子堂地区社協、 中野台地区社協、中央地区社協、上町地区社協、東部地区社協、 宮崎・柳沢地区社協
南部・福田地区	南部中央地区社協、南部南地区社協、南部北地区社協、 南部東地区社協、南部第２地区社協、福田地区社協
北部・川間地区	川間地区社協、北部地区社協、七光台地区社協、西部地区社協
関宿地域	関宿地区社協、二川地区社協、木間ヶ瀬地区社協

③ 四つの日常生活圏域

以上のことから、現在、行政においても呼称として利用している7地区（中央地区、東部地区、南部地区、福田地区、北部地区、川間地区及び関宿地域）を基準として、四つの日常生活圏域を設定しました。

■日常生活圏域の人口及び高齢化率（令和2年4月1日現在）

（単位：人）

		地区			圏域		
		人口	高齢者人口	高齢化率	人口	高齢者人口	高齢化率
中央・東部	中央地区	28,451	8,187	28.8%	46,868	14,332	30.6%
	東部地区	18,417	6,145	33.4%			
南部・福田	南部地区	34,829	8,569	24.6%	43,851	12,330	28.1%
	福田地区	9,022	3,761	41.7%			
北部・川間	北部地区	24,728	7,093	28.7%	37,898	11,278	29.8%
	川間地区	13,170	4,185	31.8%			
関宿地区		25,713	9,143	35.6%	25,713	9,143	35.6%
合計		154,330	47,083	30.5%	154,330	47,083	30.5%

ア 中央・東部地区

中央・東部地区は、人口はわずかに増加しているものの、高齢化率は30.6%と、市全体の高齢化率を上回っている状況です。中央地区の人口は増加傾向にあり、高齢化率は28.8%（令和2年4月1日現在：以下同じ。）で全体の中で3番目に低い地区となっています。

一方、東部地区は、人口が減少傾向にあり、高齢化率は33.4%で3番目に高い地区となっています。

地区内には、介護保険施設等が集中しており、広域型施設として特別養護老人ホームが6か所、介護老人保健施設、養護老人ホーム（複合老人ホーム）及び特定施設が1か所ずつ整備されています。

また、地域密着型サービスとして認知症グループホームが3か所、小規模特別養護老人ホームが2か所（うち1か所は上記複合老人ホーム）、認知症デイサービスが1か所整備されています。

■令和5年度における推計認定者数

（単位：人）

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
337	497	465	513	386	310	213	2,721

イ 南部・福田地区

南部地区は、人口が増加している地域で、高齢化率は24.6%で最も低い地区となっています。

一方、福田地区の人口は減少傾向にあり、高齢化率は41.7%で最も高い地区となっています。

介護保険施設等の整備状況は、広域型施設として特別養護老人ホームが2か所、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、ケアハウス及び特定施設がそれぞれ1か所ずつ整備されています。

また、地域密着型サービスとして認知症グループホームが2か所、小規模多機能型居宅介護が1か所整備されています。

■令和5年度における推計認定者数

（単位：人）

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
291	428	401	443	332	268	184	2,347

ウ 北部・川間地区

北部地区は、人口が増加している地域で、高齢化率は28.7%で南部地区に次いで2番目に低くなっており、介護保険施設が唯一整備されていない地区です。

一方、川間地区も人口が減少傾向にあり、高齢化率は31.8%で全体の高齢化率を上回っています。

介護保険施設等の整備状況は、広域型施設として特別養護老人ホームが2か所、介護老人保健施設が1か所整備されています。

また、地域密着型サービスとして認知症グループホームが1か所整備されています。

■令和5年度における推計認定者数

(単位：人)

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
266	392	367	405	305	245	168	2,148

エ 関宿地域

関宿地域の人口は減少しており、高齢化率は35.6%で市全体の高齢化率より上回っている状況です。

介護保険施設等の整備状況は、広域型施設として特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及びケアハウスが1か所ずつ整備されています。

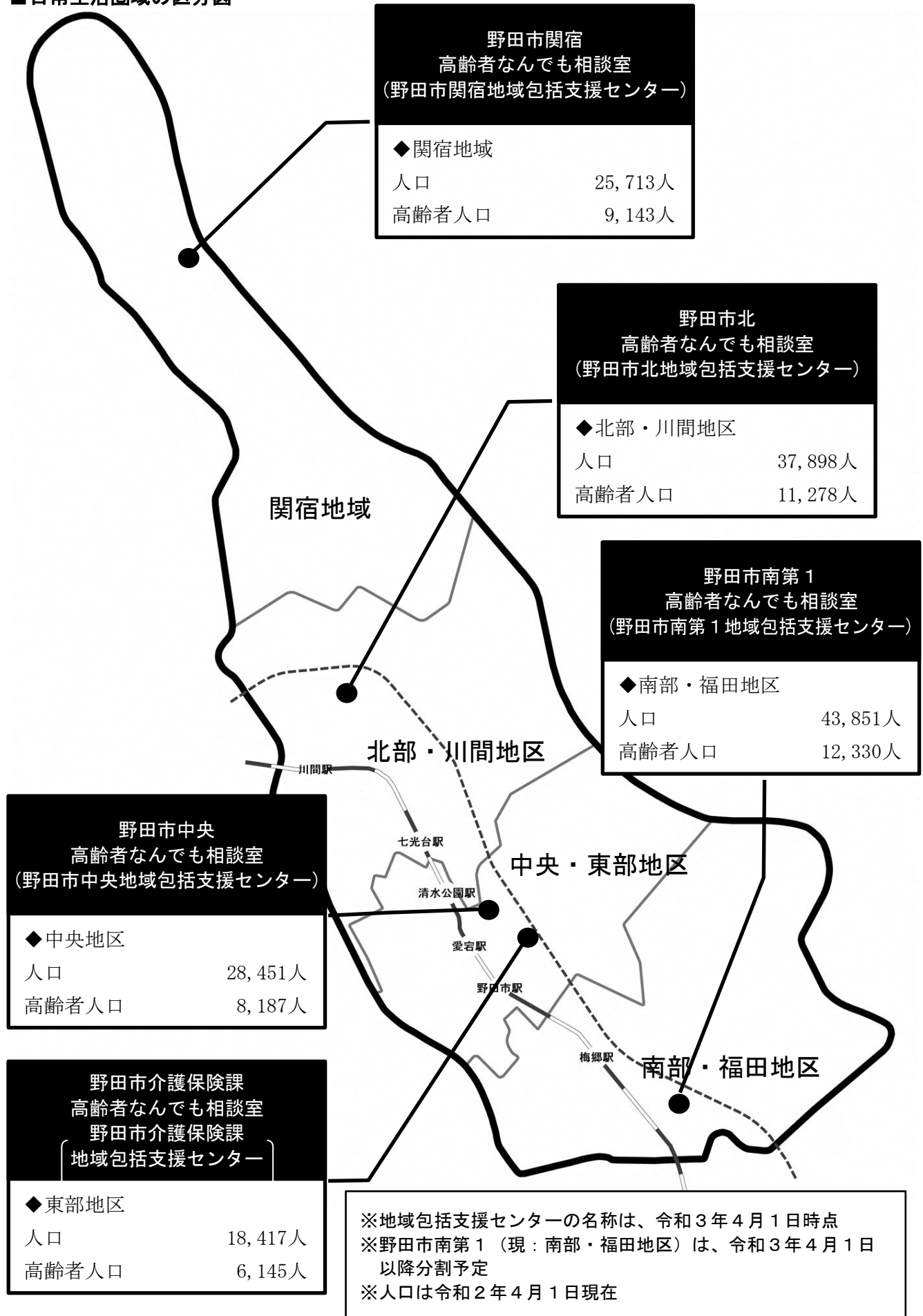
また、地域密着型サービスとして認知症グループホームが1か所及び看護小規模多機能型居宅介護が1か所整備されています。

■令和5年度における推計認定者数

(単位：人)

要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
215	317	297	328	246	198	136	1,737

■日常生活圏域の区分図



3 課題について

(1) 各種調査等について

本計画の策定に当たり、市民の生活実態や意向（ニーズ）、介護保険サービスの利用状況などを把握することを目的として令和元年8月（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は11月）に以下のとおり各種調査を実施しました。

本調査は、野田市にお住まいの第1号被保険者、要介護・要支援認定者、介護サービス事業所及び介護サービス事業所職員の方を対象として実施しました。

調査の種類		対 象 者	配布数		有効回答数
1	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	自立 要支援者	1, 000		561
2	在宅介護実態調査	要支援者 要介護者	1, 000	1, 199	709
	特別養護老人ホーム 入居希望者調査	特別養護老人ホーム申込者	199		
3	施設サービス利用者調査	介護保険施設の入所者	300	439	191
	特別養護老人ホーム 入居希望者調査	特別養護老人ホーム申込者	139		
4	介護サービス事業所調査	介護サービス事業所	117		67
5	介護サービス事業所職員調査	介護サービス事業所職員	1, 000		432
6	一般介護予防事業調査	自立	1, 000		661

※ 調査1から6まで対象者が重複しないように抽出しました。

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査は、厚生労働省が公表した調査票案に基づき、全国一律の内容で実施された調査です。野田市では、厚生労働省の調査項目に市独自の調査項目を加え、調査を実施しました。

日常生活圏域ごとの高齢者（自立及び要支援者）の生活状況等を把握し、第8期野田市シルバープランの市民の意見として参考にできるほか、全国統一の資料として利用します。

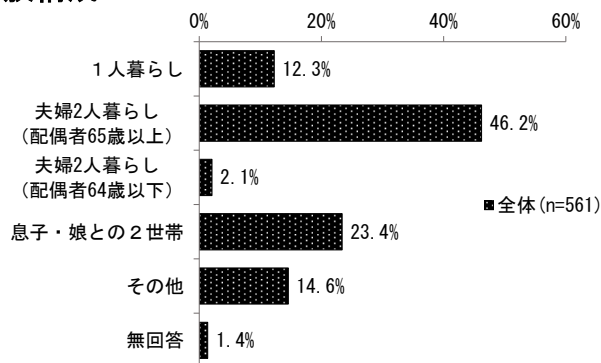
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からは、全体的な傾向として「元気な高齢者が多いまち」といえる結果となっています。現状では自立している高齢者が多く、地域としてのセーフティネットの喫緊性は高くはありませんが、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据えた場合、全国的な傾向と同様に介護のニーズが高まることが推測できます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査から抽出された課題

- ア 後期高齢者の現状把握とその状況に合わせた事業の展開
- イ 運動・食事・日常生活で問題がある方の把握とその状況に合わせた事業の展開
- ウ 前期高齢者への健康寿命の延伸
- エ 前期高齢者向け雇用とボランティア等参加機会の拡大
- オ 地域づくりを通じた健康づくり、介護予防の充実
- カ 認知症に関する相談窓口の周知等を通じた認知症施策の推進

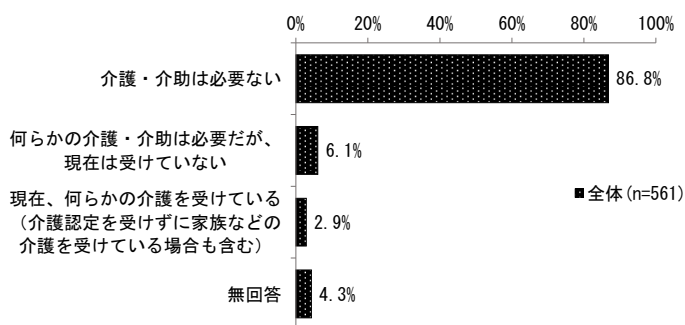
調査結果の抜粋

■家族構成



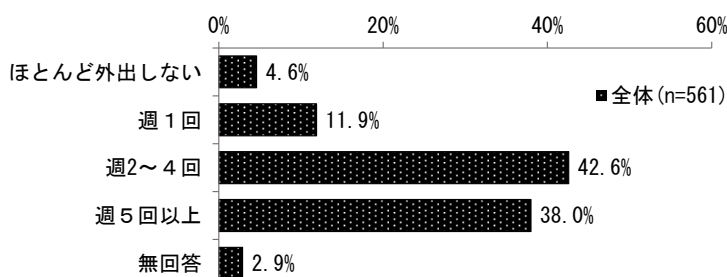
家族構成については、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が46.2%と最も高く、次いで「息子・娘との2世帯」（23.4%）、「その他」（14.6%）の順となっています。

■介護・介助の必要性



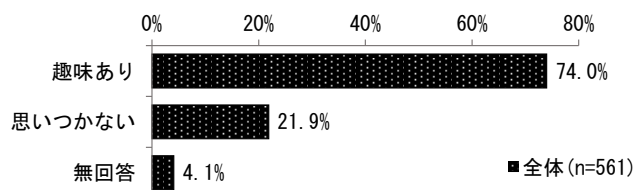
介護・介助の必要性については、「介護・介助は必要ない」が86.8%の割合で突出して高くなっています。その他、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」が6.1%、「現在、何らかの介護を受けている（介護認定を受けずに、家族などの介護を受けている場合も含む）」が2.9%となっています。

■外出状況



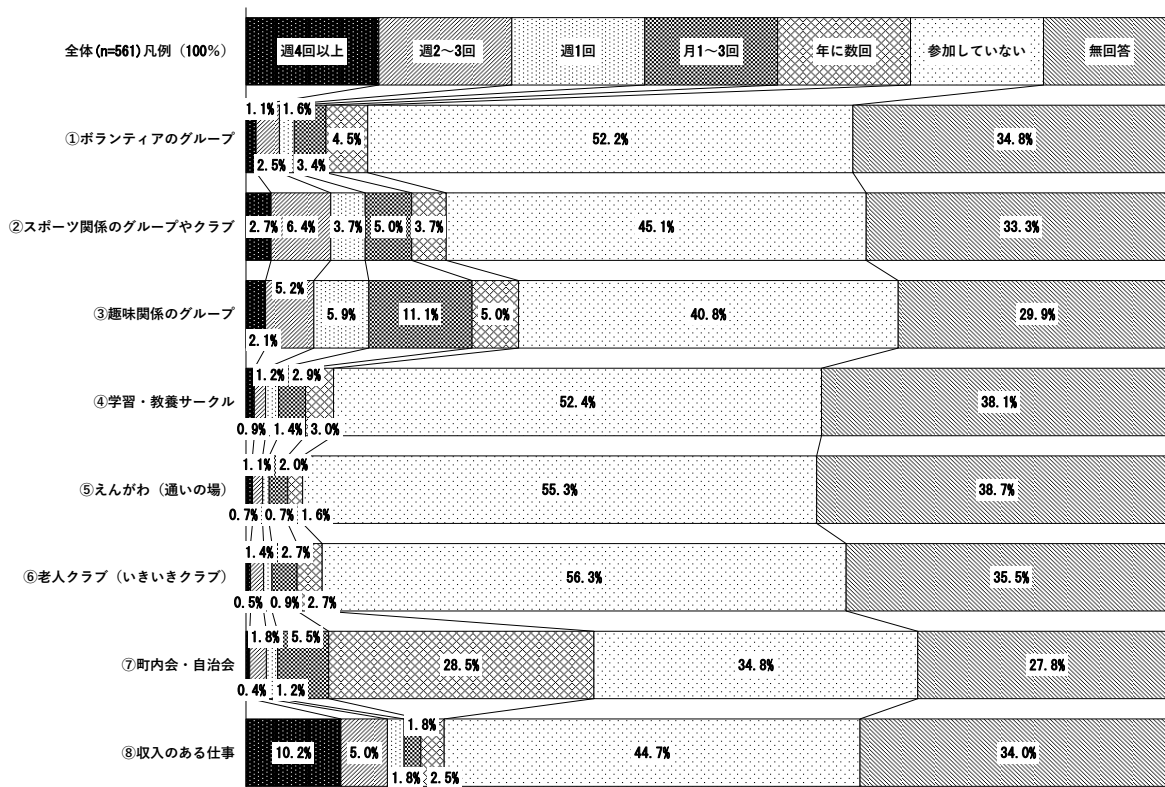
外出状況については、「週2～4回」の割合が42.6%と最も高く、次いで「週5回以上」（38.0%）、「週1回」（11.9%）の順となっています。

■趣味の有無



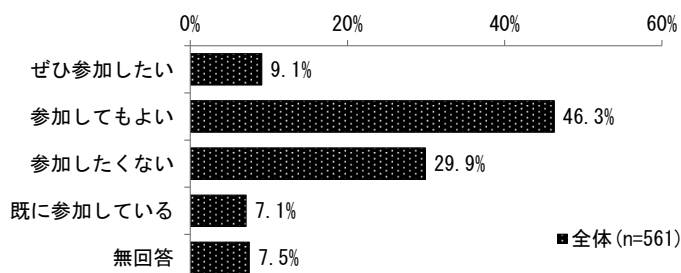
趣味の有無については、「趣味あり」の割合が74.0%、「思いつかない」が21.9%となっています。

■地域活動への参加頻度



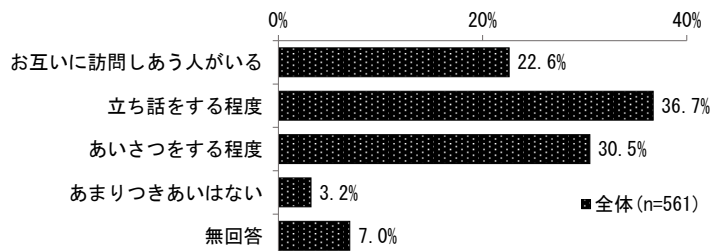
地域活動への参加頻度については、「②スポーツ関係のグループやクラブ」「③趣味関係のグループ」「⑦自治会」「⑧収入のある仕事」は比較的参加頻度が高く、特に「③趣味関係のグループ」では「月1～3回」が11.1%となっています。一方で「①ボランティアのグループ」「④学習・教養サークル」「⑤えんがわ（通いの場）」「⑥老人クラブ（いきいきクラブ）」は半数以上が「参加してない」と回答しています。

■地域活動への参加意向



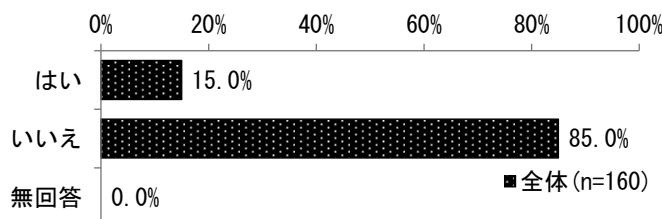
地域活動への参加者としての参加意向については、「参加してもよい」の割合が46.3%と最も高く、次いで「参加したくない」（29.9%）、「ぜひ参加したい」（9.1%）の順となっています。

■近所づきあいの程度



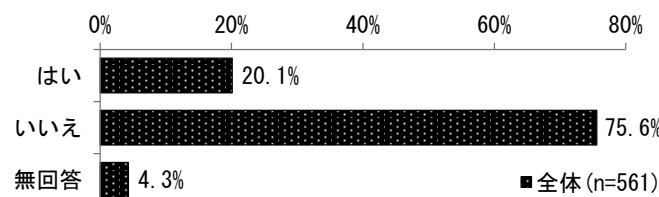
近所づきあいの程度については、「立ち話をする程度」の割合が36.7%と最も高く、次いで「あいさつをする程度」（30.5%）、「お互いに訪問しあう人がいる」（22.6%）の順となっています。

■介護支援ボランティア活動の参加経験の有無



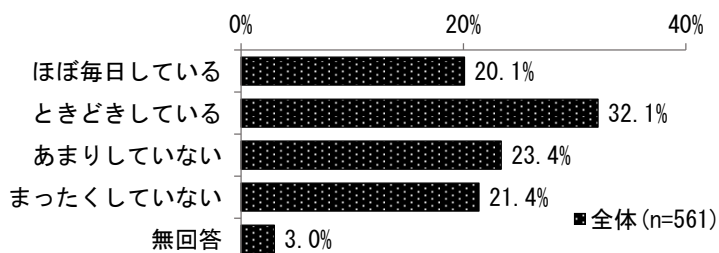
介護支援ボランティア活動の参加経験の有無については、「はい」が15.0%、「いいえ」が85.0%となっています。

■認知症に関する相談窓口の把握



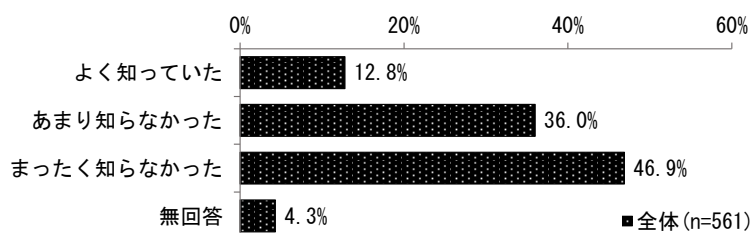
認知症に関する相談窓口を知っているかについては、「はい」が20.1%、「いいえ」が75.6%となっています。

■健康維持のための運動の頻度



運動の頻度については、「ときどきしている」の割合が32.1%と最も高く、「ほぼ毎日している」（20.1%）を合計すると52.2%が『している』と回答しています。一方、「あまりしていない」（23.4%）、「まったくしていない」（21.4%）の合計は44.8%となっています。

■地域包括支援センターの認知度



地域包括支援センターの認知状況については、「まったく知らなかった」の割合が46.9%と最も高く、次いで「あまり知らなかった」（36.0%）、「よく知っていた」（12.8%）の順となっています。

② 在宅介護実態調査（兼特別養護老人ホーム入居希望者調査）

在宅で介護保険サービス等を受けている高齢者における生活の状況、住まいや暮らし、健康状態や介護保険制度についての意識等を把握し、今後の高齢者福祉施策に活用することを目的として調査を実施しました。

在宅介護実態調査(兼特別養護老人ホーム入所希望者調査)からは、全体的な傾向として現状に合わせた介護が実施されている結果となっています。

必要に応じたサービスを利用していますが、介護離職は1割近く存在し、重度化の進展次第で状況が悪化することも考えられます。介護者は、ほぼ半数が精神的・身体的負担を感じており、「健康ではない」と感じている方が約2割、病気や障がいがある方も約15%となっています。

介護をしながら働いている方で、何らかの働き方の調整をしている方は多くなっていますが、今後も働きながら介護を続けていくことについては14.0%が難しいと答えています。

一方、要介護度が進んだ場合でも自宅で暮らし続けたいとする回答は多く、その場合の課題としては家族介護の難しさ、緊急時や夜間の対応で多くの回答がみられます。

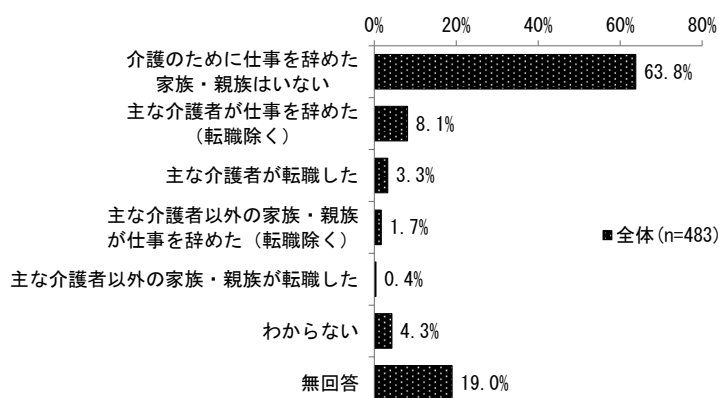
特別養護老人ホームの入所申込みについては、要介護度3以上の方で3割弱の方が申込みをしていると回答しており、その理由としては家族の負担の重さと回答している方が約7割に及んでいます。

在宅介護実態調査から抽出された課題

- ア 介護による離職を防ぐための介護者の負担軽減と、介護者への制度・サービス（介護保険サービス以外の支援・サービス、地域密着型サービス、本市実施の高齢者福祉サービス）の周知
- イ 上記によるサービスの供給体制の整備
- ウ 介護サービス利用者への重度化予防策
- エ 地域包括ケアの周知と仕組みづくり

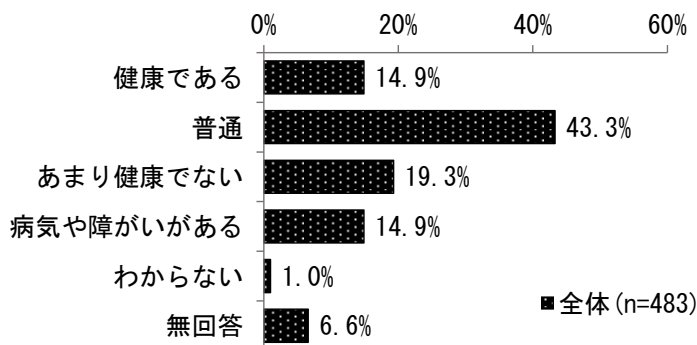
調査結果の抜粋

■介護を理由とした退職の有無



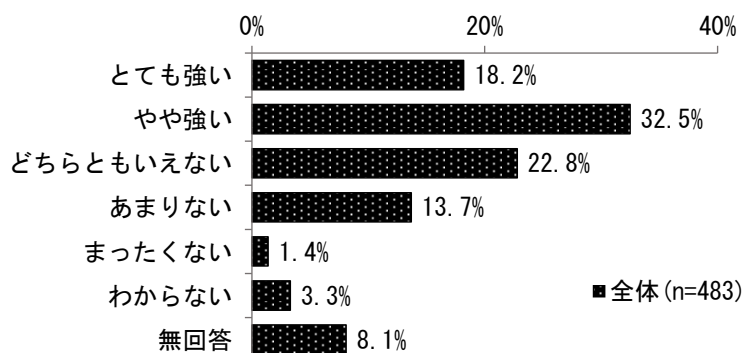
介護を理由とした退職の有無については、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が63.8%、「主な介護者が仕事を辞めた（転職除く）」が8.1%となっています。

■介護者の健康状態



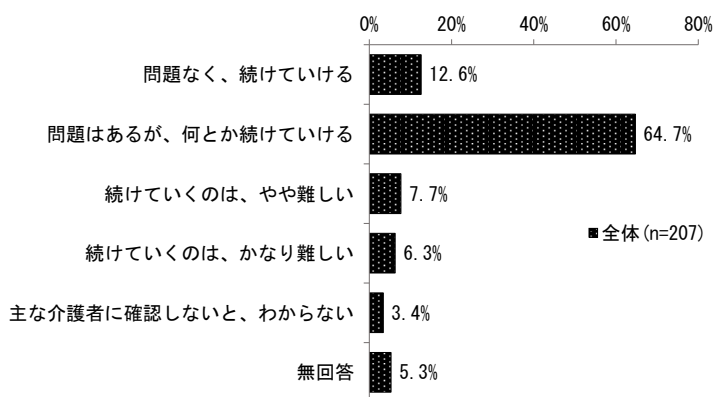
介護者の健康状態については、「普通」の割合が43.3%と最も高く、次いで「あまり健康でない」（19.3%）、「健康である」「病気や障がいがある」（各14.9%）の順となっています。

■介護の「精神的な負担」の有無



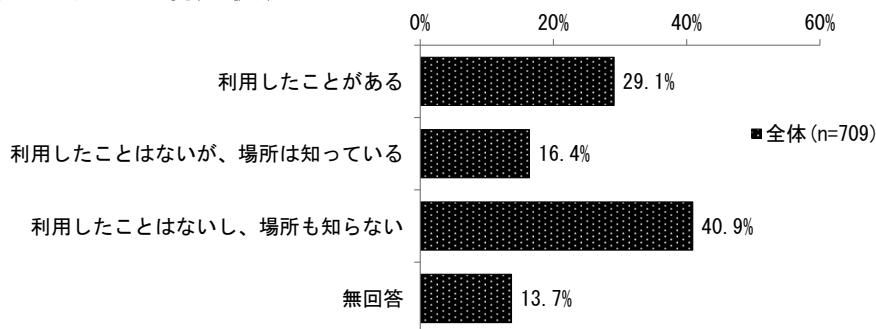
介護の「精神的な負担」の有無については、「やや強い」の割合が32.5%と最も高く、「とても強い」（18.2%）を合計すると50.7%が『負担が強い』と回答しています。一方、「あまりない」（13.7%）、「まったくない」（1.4%）の合計は15.1%となっています。

■仕事と介護の継続について



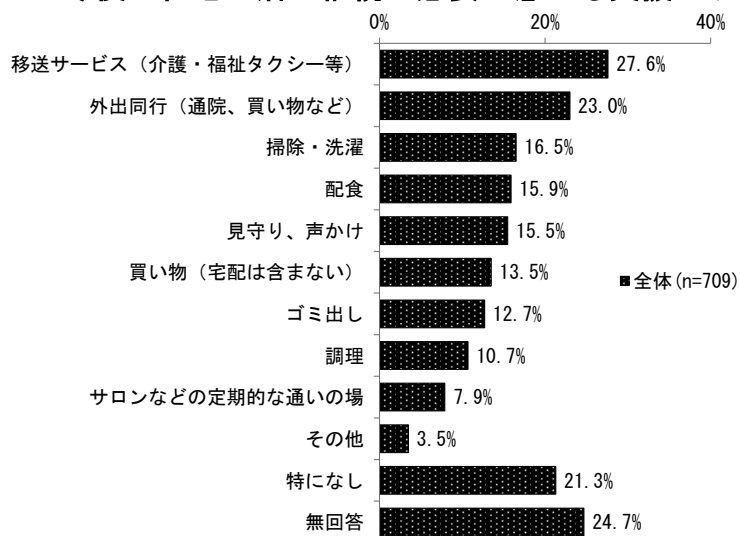
仕事と介護の継続については、「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が64.7%と最も高く、「問題なく、続けていける」（12.6%）を合計すると77.3%が『継続できる』と回答しています。一方、「続けていくのは、やや難しい」（7.7%）、「続けていくのはかなり難しい」（6.3%）を合計した、『継続は難しい』は14.0%となっています。

■地域包括支援センターの利用状況



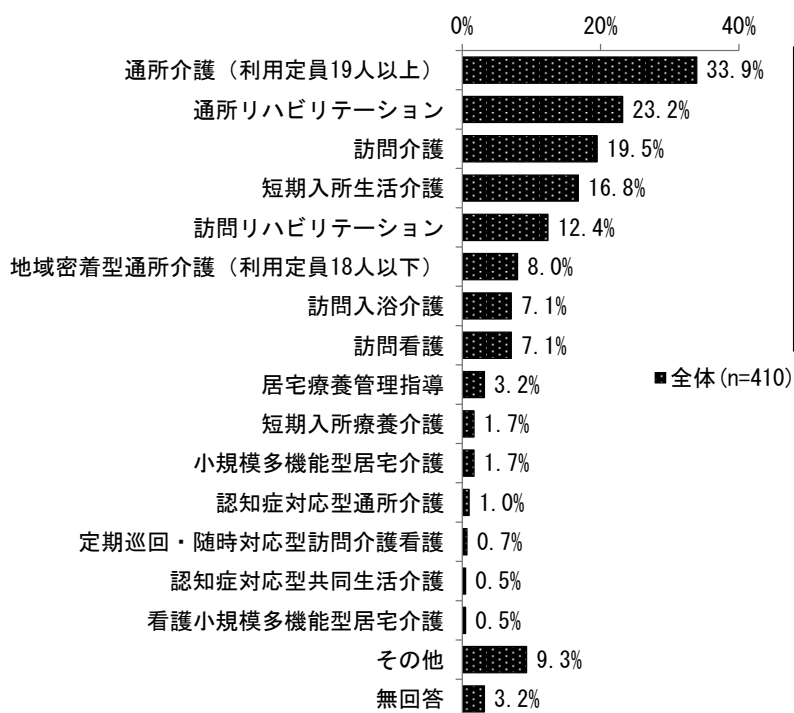
地域包括支援センターの利用状況については、「利用したことはないし、場所も知らない」の割合が40.9%と最も高く、次いで「利用したことがある」（29.1%）、「利用したことはないが、場所は知っている」（16.4%）の順となっています。

■今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス



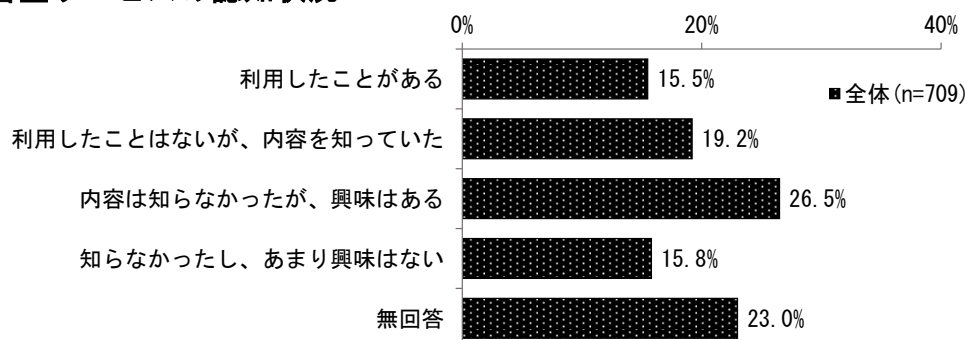
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについては、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」の割合が27.6%と最も高く、次いで、「外出同行（通院・買い物など）」（23.0%）、「掃除・洗濯」（16.5%）、「配食」（15.9%）の順となっています。

■利用しているサービスの種類



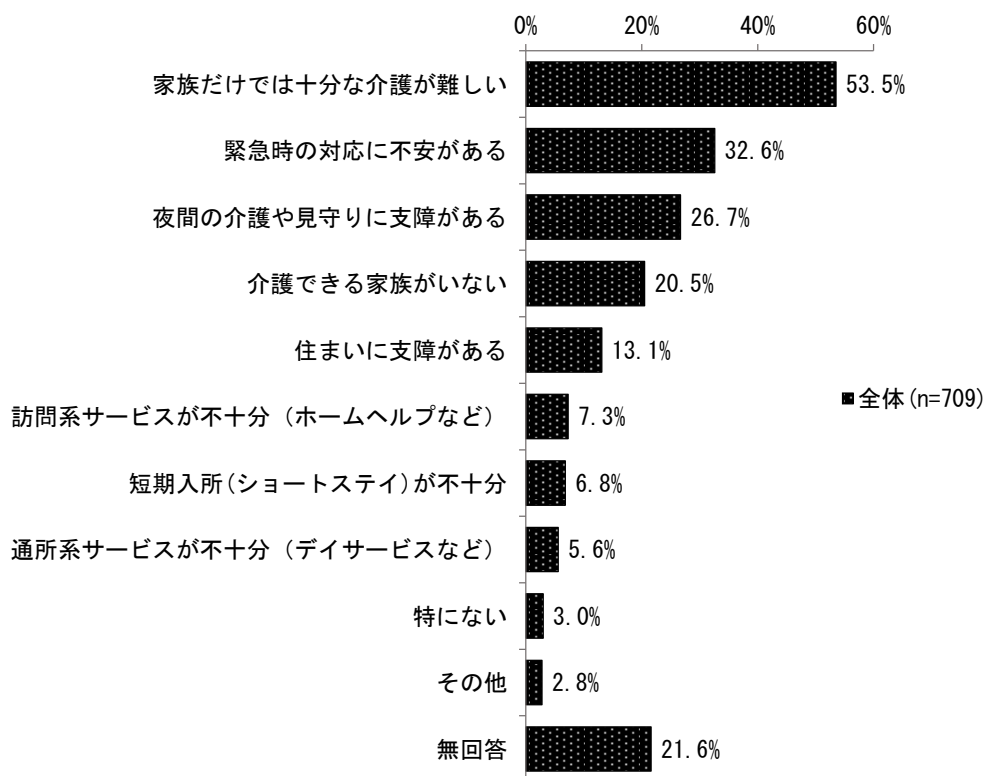
利用しているサービスの種類については、「通所介護（利用定員19人以上）」の割合が33.9%と最も高く、次いで「通所リハビリテーション」（23.2%）、「訪問介護」（19.5%）、「短期入所生活介護」（16.8%）、「訪問リハビリテーション」（12.4%）の順となっています。

■地域密着型サービスの認知状況



地域密着型サービスの認知状況については、「内容は知らなかったが興味はある」の割合が26.5%と最も高く、次いで「利用したことはないが、内容を知っていた」（19.2%）、「知らなかったし、あまり興味はない」（15.8%）、「利用したことがある」（15.5%）の順となっています。

■在宅介護を続ける際の課題



在宅介護を続ける際の課題については、「家族だけでは十分な介護が難しい」の割合が53.5%と最も高く、次いで「緊急時の対応に不安がある」（32.6%）、「夜間の介護や見守りに支障がある」（26.7%）、「介護できる家族がいない」（20.5%）の順となっています。

③ 施設サービス利用者調査（兼特別養護老人ホーム入居希望者調査）

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び小規模特別養護老人ホーム入所者の生活状況と介護保険についての意識等を把握するために実施しました。

施設に入所して良かったことでは、自身の安心感や家族の負担が減ることについての回答が多くなっています。

居室の種類は「ユニット型個室」、「4人部屋」が多くを占めており、現状への不満を示す回答は少なくなっています。

実際にサービスを利用しているため、サービスに対しては肯定的な回答が多くなっていますが、「寝ている時間が多い」や「自分の好きなように生活することができない」も2割以上の回答があります。

施設費用の負担感では『負担』と答えた方が6割を超え、他の施設に移りたいと答えた方で、その理由を「費用が高く、負担が重い」と答えた方は3割半ばを超えています。

特別養護老人ホームの入所申込みについては、2割強の方が申込みをしており、その理由として「家族の負担が重いから」を挙げている方が7割台半ば近くに及んでいます。

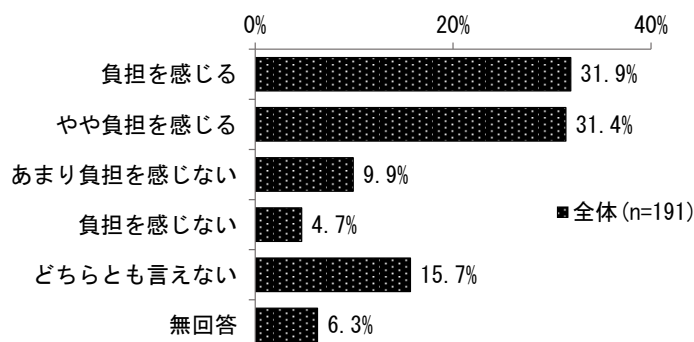
現時点での特別養護老人ホーム入所の必要度については、「ただちに入所できないと非常に困る」は1割近くとなっていますが、「なるべく早く入所できるほうが良い」が4割近くとなっています。

施設サービス利用者調査から抽出された課題

- ア 施設での生きがいづくりや充実感を持った生活
- イ 金銭的な負担や施設生活での悩みへの対応
- ウ 多様な施設やサービスを選択できる体制の整備

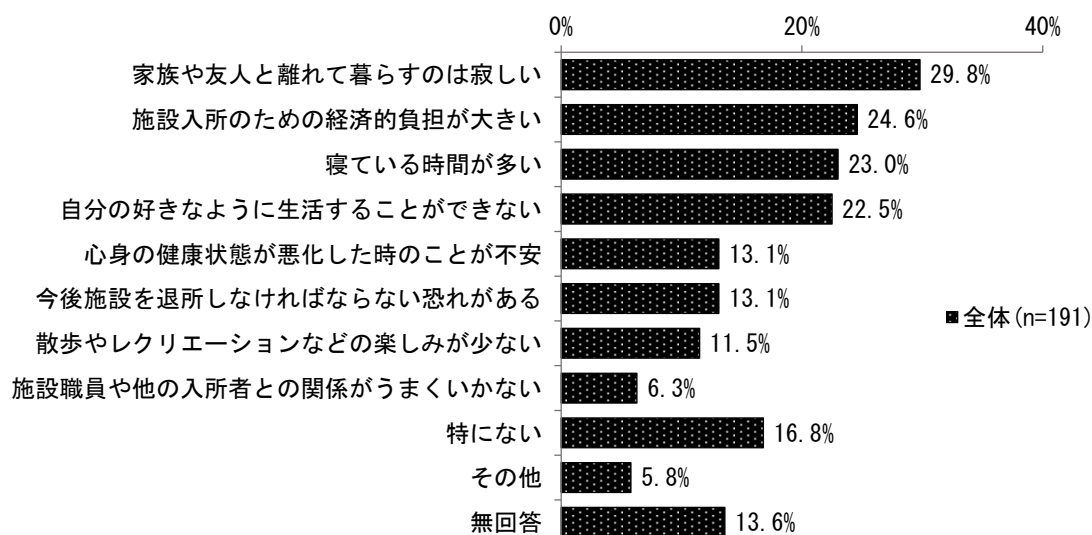
調査結果の抜粋

■施設費用の負担感



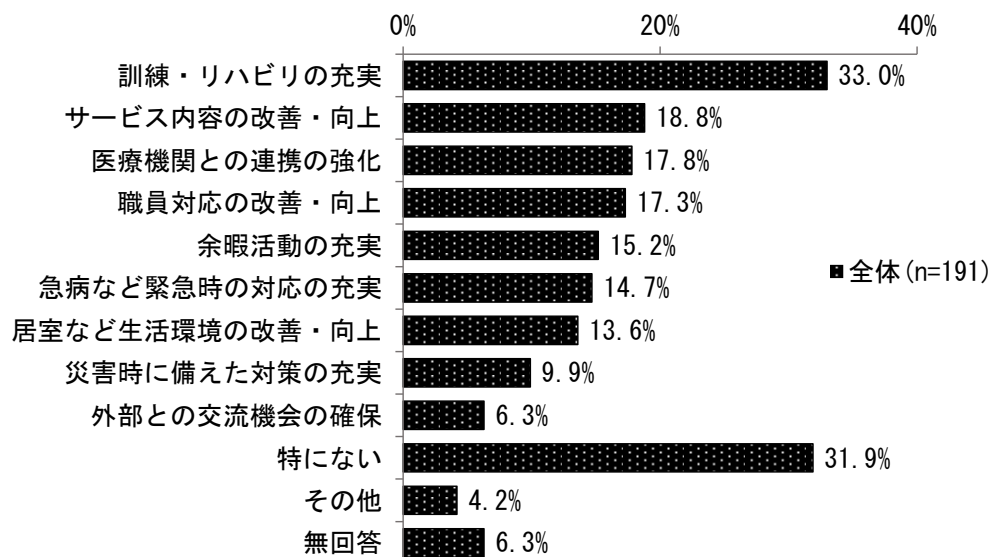
施設費用の負担感については、「負担を感じる」の割合が31.9%と最も高く、「やや負担を感じる」（31.4%）を合計すると63.3%が『負担』と回答しています。一方、「あまり負担を感じない」（9.9%）、「負担を感じない」（4.7%）の合計は14.6%となっています。

■施設に入所して不安や不満を感じていること



施設に入所して不安や不満を感じていることについては、「家族や友人と離れて暮らすのは寂しい」の割合が29.8%と最も高く、次いで「施設入所のための経済的負担が大きい」(24.6%)、「寝ている時間が多い」(23.0%)、「自分の好きなように生活することができない」(22.5%)、「特にない」(16.8%)の順となっています。

■施設への希望



施設への希望については、「訓練・リハビリの充実」が33.0%と最も多く、「サービス内容の改善・向上」(18.8%)、「医療機関との連携の強化」(17.8%)、と続いています。また、「特にない」も31.9%と多くなっています。

④ 介護サービス事業所調査

野田市内で事業を展開している介護サービス事業所の運営状況やサービス提供状況を把握するために実施しました。

事業所の運営状況について、平成30年度の総事業収支では、赤字の事業者数が黒字の事業者数を上回っており、厳しい結果となっています。総事業収益においても、平成29・30年度とも総事業収益の当初見込みを下回ると答えた事業所が多く、理由として利用者数の確保、人件費等の経費を挙げている事業者が多くなっています。

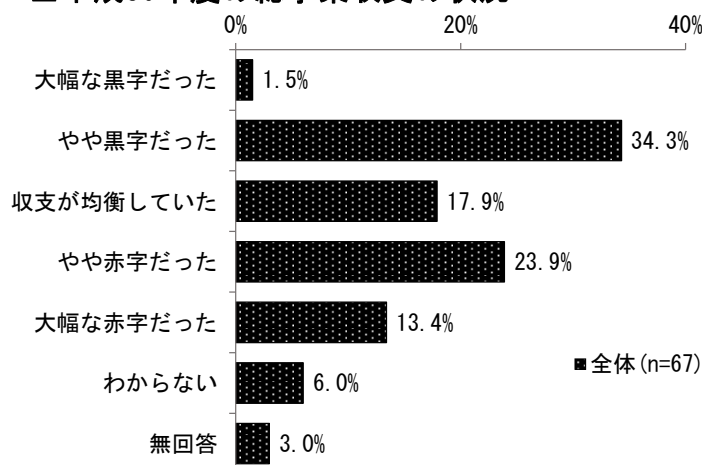
事業経営上の問題点では人材確保、介護報酬の低さが多く挙げられており、人材確保のための取組や人材育成などは積極的に取り組んでいる様子が伺えます。

介護サービス事業所調査から抽出された課題

- ア 職員等人材の確保・育成、離職の防止
- イ 利用者の確保等による事業運営の安定化

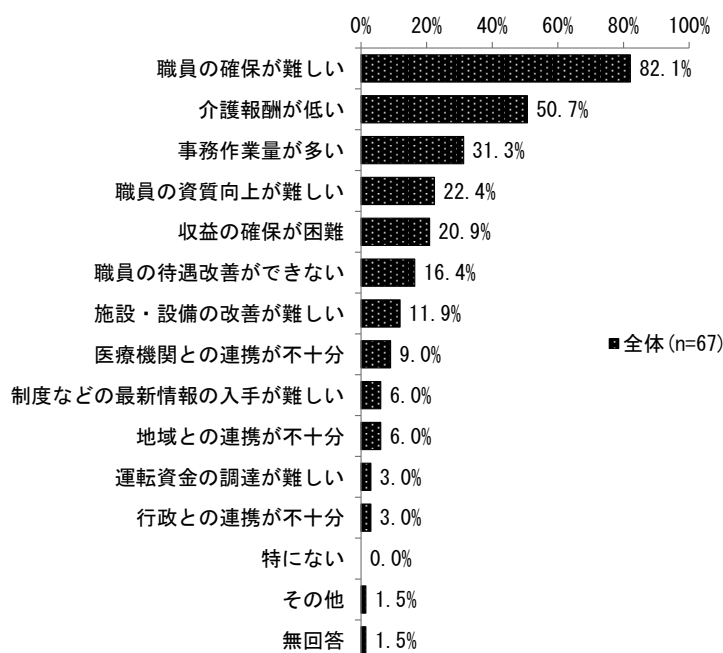
調査結果の抜粋

■平成30年度の総事業収支の状況



平成30年度の総事業収支の状況については、「やや黒字だった」の割合が34.3%と最も高く、「大幅な黒字だった」（1.5%）を合計すると35.8%が『黒字』と回答しています。一方、「やや赤字だった」（23.9%）、「大幅な赤字だった」（13.4%）の合計は37.3%となっています。

■事業経営上の問題点



事業経営上の問題点については、「職員の確保が難しい」の割合が82.1%と8割を超え、次いで「介護報酬が低い」(50.7%)、「事務作業量が多い」(31.3%)、「職員の資質向上が難しい」(22.4%)、「収益の確保が困難」(20.9%)、「職員の待遇改善ができない」(16.4%)の順となっています。

⑤ 介護サービス事業所職員調査

野田市内で事業を展開している介護サービス事業所職員の勤務状況を把握するために実施しました。

介護サービス事業所職員調査からは、人材の確保という点で様々な課題が表出しています。

従事者の属性においては、女性の割合が非常に多く、年代は50歳代以降が約5割になっており、若者世代の担い手不足が顕著となっています。

職種における通算経験年数で10年未満の割合が60.1%であり、現状の事業所での通算勤務年数で5年未満が51.6%となっています。

一方で、通算経験年数で10年以上は38.5%、現状の事業所での通算勤務年数で10年以上は16.7%となっており、人材における事業所間での流動性や他業種への転出が推測できます。

ただし、業務内容の満足度は、合計で60.4%が『満足』と回答し、現在の事業所での就労継続意向は、合計で『続けたい』が72.7%、現在の職種での就労継続意向は、合計で『続けたい』が78.7%と高い回答となっています。

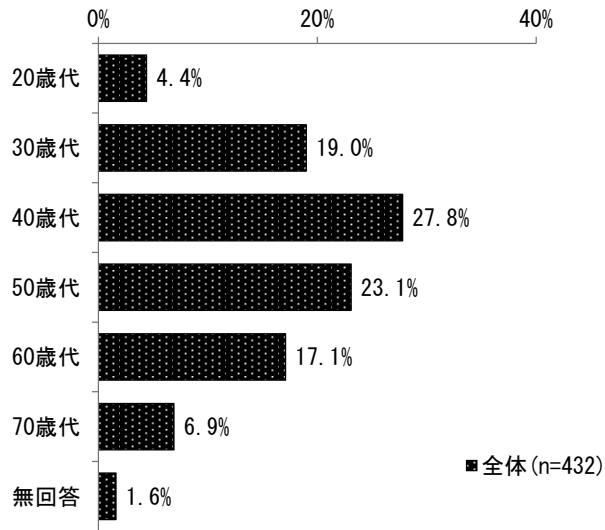
業務におけるストレスについては、職場での上司や同僚、また利用者や家族との人間関係が多くなっていますが、「個人の責任が重く、プレッシャーがかかること」も3割半ば近くの方が挙げています。

介護サービス事業所職員調査から抽出された課題

- ア 幅広く、さまざまな人が従事したいと思える労働環境の整備
- イ 介護サービス事業所職員個人にかかる責任の分散やプレッシャーの緩和
- ウ キャリアアップのための研修や適切な人事評価制度を通じた人材育成
- エ 給与・賃金の改善

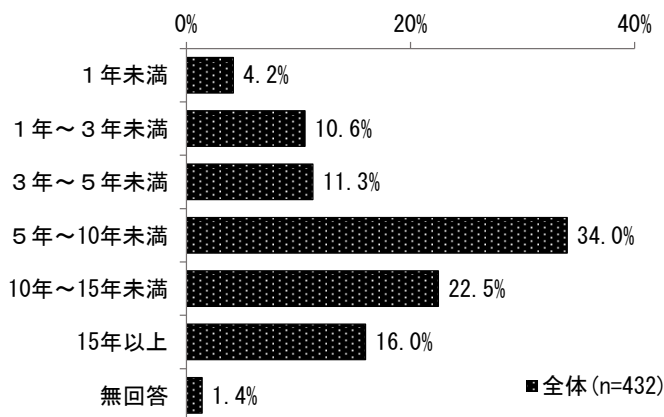
調査結果の抜粋

■従業員の年齢



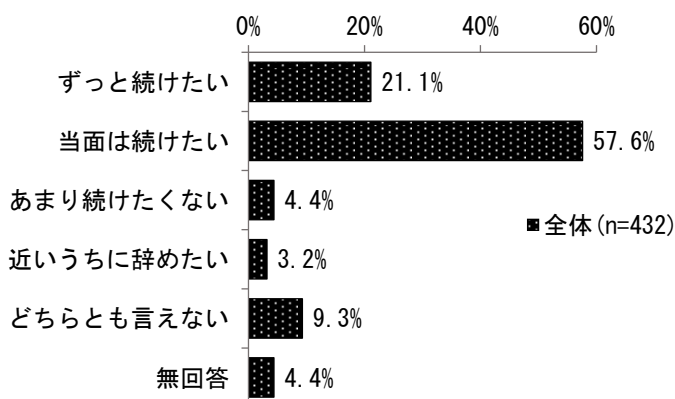
年齢は、「40歳代」が27.8%と最も高く、次いで「50歳代」(23.1%)、「30歳代」(19.0%)の順となっています。

■従業している職種の通算経験年数



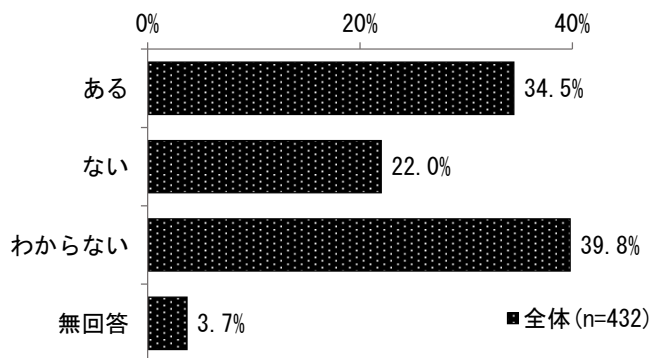
職種の通算経験年数は、「5年～10年未満」の割合が34.0%と最も高く、次いで「10年～15年未満」(22.5%)、「15年以上」(16.0%)、「3年～5年未満」(11.3%)となっています。

■現在の職種での就労継続意向



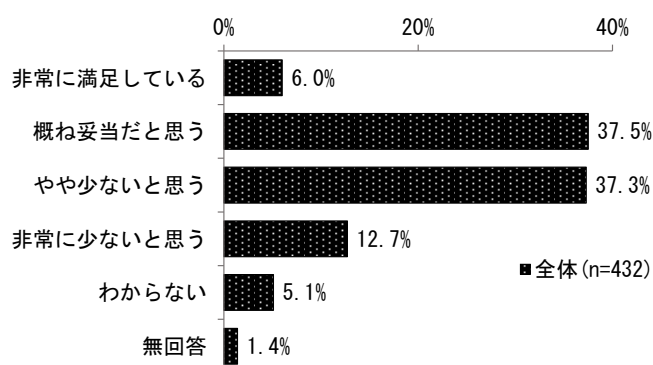
現在の職種での就労継続意向については、「当面は続けたい」の割合が57.6%と最も高く、次いで「ずっと続けたい」(21.1%)、「どちらとも言えない」(9.3%)の順となっています。

■公平な評価制度の有無



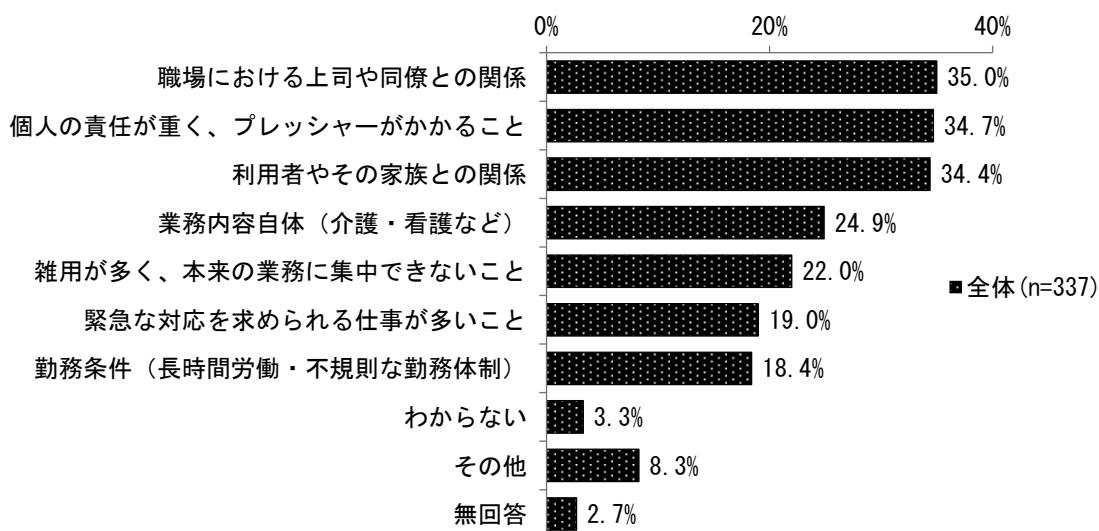
公平な評価制度の有無については、「わからない」の割合が39.8%と最も高く、次いで「ある」(34.5%)、「ない」(22.0%)の順となっています。

■給与・賃金の額についての満足度



給与・賃金の額についての満足度については、「概ね妥当だと思う」の割合が37.5%と最も高く、次いで「やや少ないと思う」(37.3%)、「非常に少ないと思う」(12.7%)の順となっています。

■ストレスを感じる原因



ストレスを感じる原因については、「職場における上司や同僚との関係」が35.0%、「個人の責任が重く、プレッシャーがかかること」(34.7%)、「利用者やその家族との関係」(34.4%)、「業務内容自体（介護・看護など）」(24.9%)の順となっています。

⑥ 一般介護予防事業調査

一般介護予防事業として実施している「介護予防10年の計」の普及状況等を把握するために実施しました。

一般介護予防事業調査からは、家族構成において、夫婦二人暮らしの世帯が全体の約4割、日中家で一人になることがよくある方が全体の約3割となっており、コミュニケーションの不足や健康状態の見守り不足などの問題が懸念されます。

外出手段においては、自分で車を運転する方が64.0%を占めており、さまざまな集まりやグループ活動への参加については、最も多く参加されている「趣味関係のグループ」で約3割の参加率となっています。

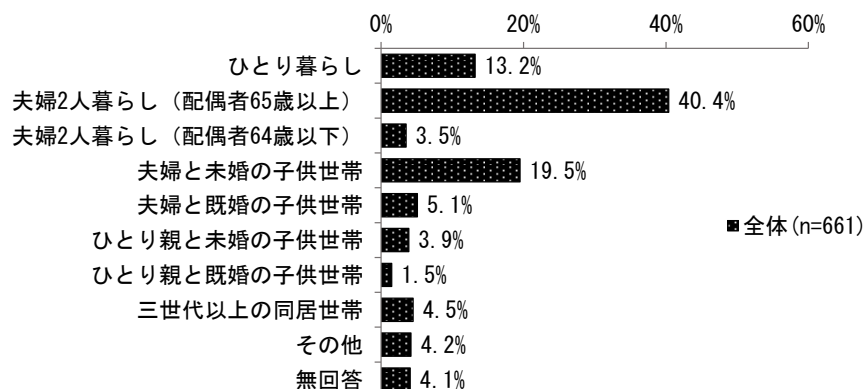
「介護予防10年の計」として取り組んでいる、「シルバーリハビリ体操」、「のだめ学校」、「えんがわ」といった市民の自助・互助を中心とした取組については、認知度、参加率ともに高いとは言えないものの、近距離で介護予防などにつながる活動を中心に参加希望が高くなっています。

一般介護予防事業調査から抽出された課題

- ア 独居などによる社会的孤立を防ぐための地域との繋がり創出
- イ より身近な場所での自助・互助による介護予防活動の展開促進
- ウ 市民が積極的に開設者や指導者になることができるような基礎講座等の開設

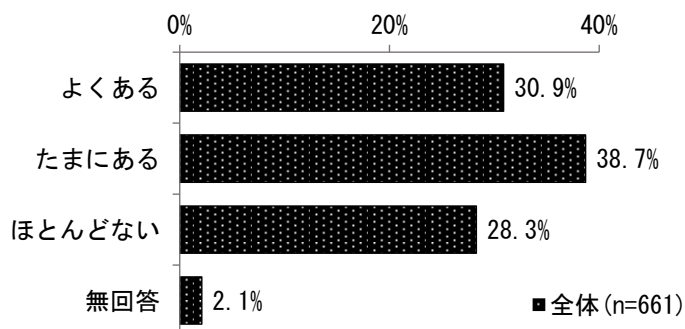
調査結果の抜粋

■ 家族構成



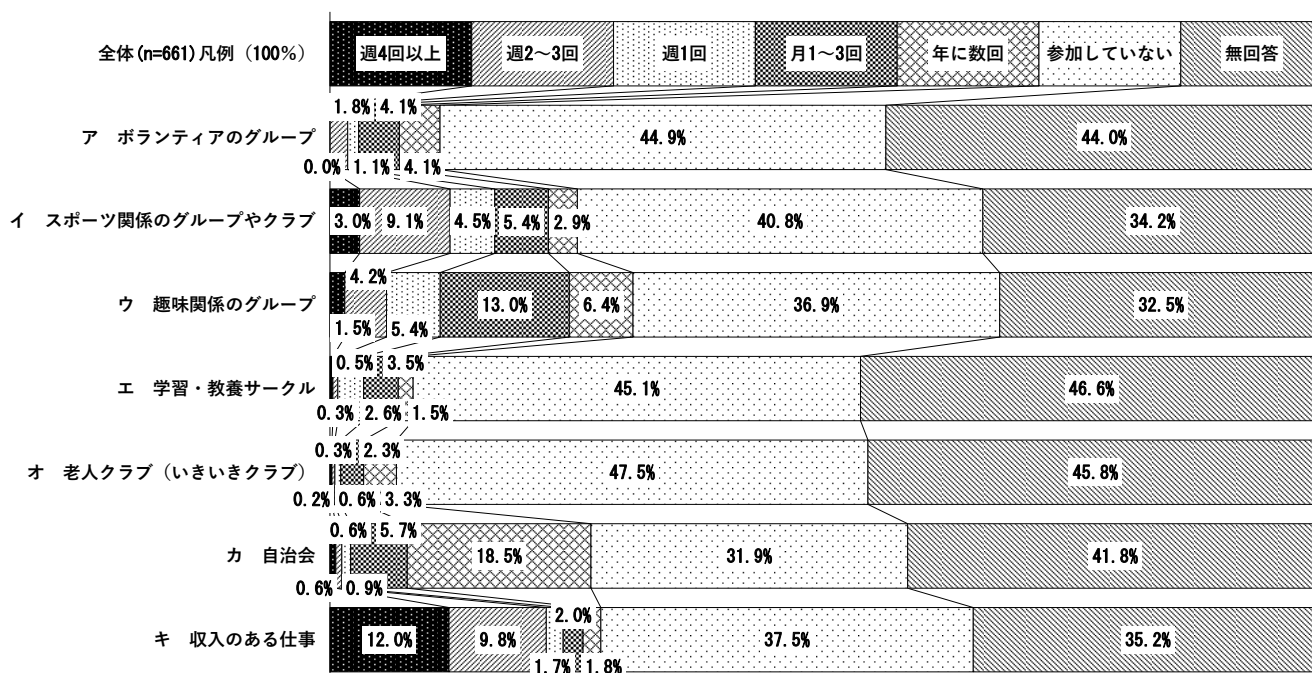
家族構成については、「夫婦2人暮らし（配偶者65歳以上）」の割合が40.4%と最も高く、次いで「夫婦と未婚の子供世帯」（19.5%）、「ひとり暮らし」（13.2%）の順となっています。

■日中独居になることの有無



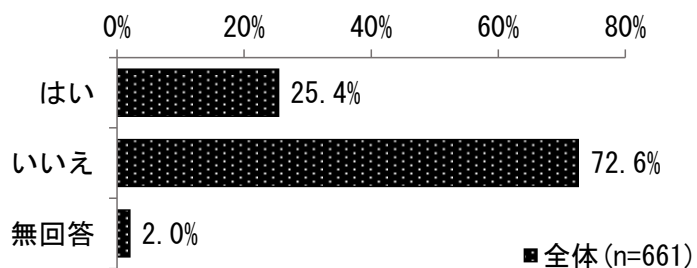
日中独居の有無については、「たまにある」の割合が38.7%と最も高く、次いで「よくある」(30.9%)、「ほとんどない」(28.3%)の順となっています。

■地域活動への参加頻度



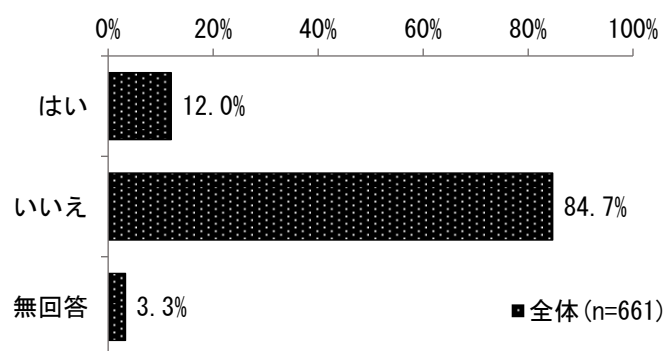
地域活動への参加頻度については、週4回以上から年に数回を合わせた『参加している』は、「ウ.趣味関係のグループ」の割合が30.5%と最も高く、「キ.収入のある仕事」(27.3%)、「カ.自治会」(26.3%)の順になっています。一方で「ア.ボランティアのグループ」「イ.スポーツ関係のグループやクラブ」「エ.学習・教養サークル」「オ.老人クラブ (いきいきクラブ)」は4割以上の方が「参加していない」と回答しています。

■シルバーリハビリ体操の認知度



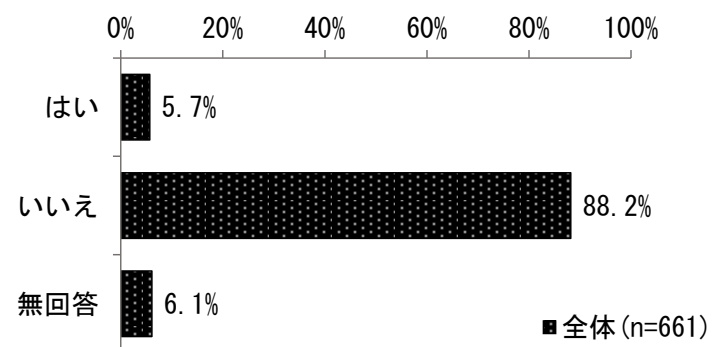
シルバーリハビリ体操の認知度は、「はい（知っている）」が25.4%、「いいえ（知らない）」が72.6%となっています。

■のだまめ学校の認知度



のだまめ学校の認知度は「はい（知っている）」が12.0%、「いいえ（知らない）」が84.7%となっています。

■えんがわの認知度



えんがわの認知度は、「はい（知っている）」が5.7%、「いいえ（知らない）」が88.2%となっています。

（２）地域ケア推進会議による課題について

地域ケア会議は①地域ケア個別会議、②地域ケア地区別会議、③地域ケア包括会議に加えて、平成27年度より新たに④地域ケア推進会議（「野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会」が兼ねる。）を開催し、四つの日常生活圏域ごとに地域課題から重点課題を抽出し、解決に向けた対応計画を策定し、評価を行うPDCAサイクルにより取り組んできました。

そこで、平成30年度から令和２年度までのPDCAサイクルにおける評価を踏まえ、「政策形成機能」として、第８期野田市シルバープランの施策に反映するべく、市全体の課題を検討したところ、地区別重点課題から以下の政策課題を抽出しました。

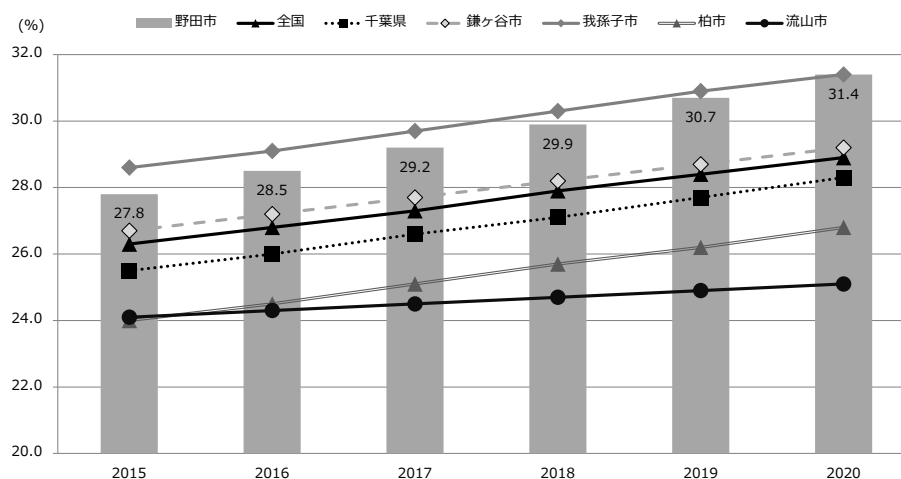
政策課題

- ① 高齢者や認知症の方の地域や社会活動への参加を促し、介護予防を図るため、社会資源の活用や地域の方との交流の場が必要
- ② 高齢者や認知症の方が地域で安心して生活ができるよう、地域住民の理解や協力が必要
- ③ 複数の問題を抱える家庭等へ対応するため、多職種連携や専門職のスキルアップが必要
- ④ 高齢者や認知症の方に対する相談窓口である地域包括支援センターのさらなる周知が必要
また、相談件数の増加や高齢者虐待に対応するため、体制の強化が必要
- ⑤ 本市においても高齢者人口の増加、介護支援専門員が減少の傾向があることから、介護支援専門員の確保が必要

（３）地域包括ケア「見える化」システムによる現状把握

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために厚生労働省が運営する情報システムで、主な目的は、「地域間比較等による現状分析・課題抽出」、「同様課題の自治体事例等の参照、施策検討」、「一元化情報の閲覧可能による関係者間の課題意識・検討状況の共有で、自治体間・関係部署間の連携が容易になる」ことなどです。第８期の課題を洗い出すため以下のテーマで、近隣市（鎌ケ谷市、我孫子市、柏市、流山市）、千葉県平均、全国平均との地域間の比較を行い、検証しました。

① 高齢化率の推計比較

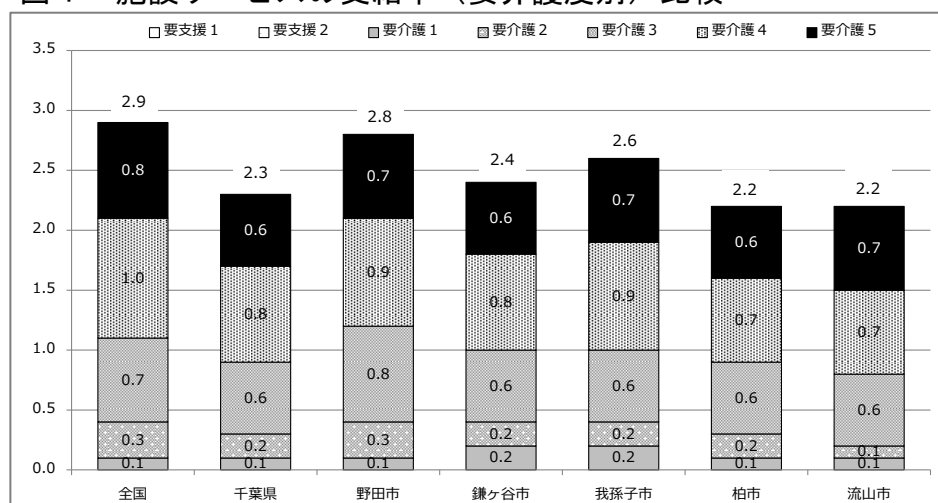


※総務省「国勢調査」および国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

平成27（2015）年から令和2（2020）年までの高齢化率を近隣市、県平均及び全国平均の割合と比較すると、本市の高齢化率は全国及び千葉県の高齢化率を上回っています。近隣市と比較すると、我孫子市とは同様の割合となっていますが、柏市、流山市及び鎌ケ谷市より高い高齢化率となっています。

② 施設・居住・居宅サービスの受給率割合比較

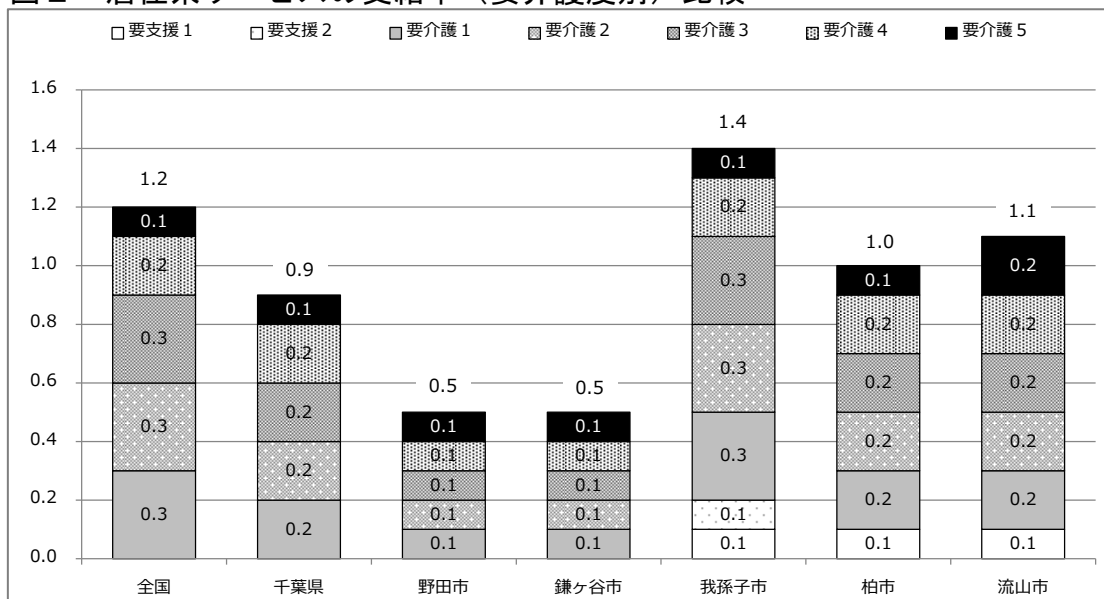
図１ 施設サービスの受給率（要介護度別）比較



※令和元（2019）年時点

※厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

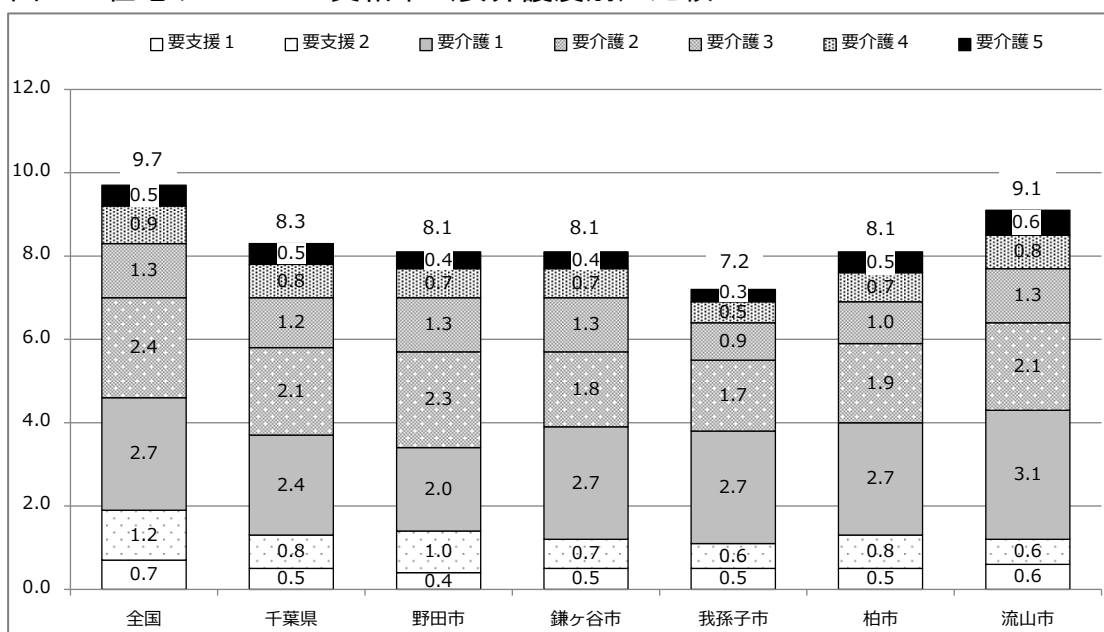
図2 居住系サービスの受給率（要介護度別）比較



※令和元（2019）年時点

※厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

図3 在宅サービスの受給率（要介護度別）比較



※令和元（2019）年時点

※厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

施設・居住・在宅サービスの受給率の割合を要介護度別に比較すると、施設サービスにおいては近隣市よりも高く、全国平均とほぼ同様の割合となっています。

居住系サービスにおいては近隣市よりも低く、全国平均、千葉県と比べても大きく下回っています。

在宅サービスの割合は全国平均を下回るものの、概ね千葉県や近隣市と同じ割合となっています。

（４）第７期野田市シルバープランの実施状況からの課題

平成30年度からスタートした第７期野田市シルバープランでは、団塊の世代がすべて75歳以上になる令和７（2025）年までを見据えて、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムのさらなる充実を図ってきました。

その実現のため、高齢者の方々がいつまでも元気で生活できるよう、「介護予防10年の計」として、市民が指導士となって地域で体操を行う「シルバーリハビリ体操」、介護予防の知識の向上を目指す「のだまめ学校」や地域の交流の場となる「えんがわ」など六つの戦略を実施しました。

認知症施策については、５年間で２万人の養成を目標とした認知症サポーター育成事業や認知症の方の家族の負担を軽減することを目的としたオレンジカフェ（認知症カフェ）の開設支援及び周知などを中心に地域包括ケアシステムの深化・推進を実施しました。

高齢者の権利擁護施策については、成年後見制度の普及啓発を行ったほか、多様化する高齢者虐待事例に対応するため、高齢者虐待防止ネットワーク協議会を開催し、関係機関との連携、強化を図りました。

施設整備については、平成30年度に愛宕駅東第一土地区画整理事業区域内に「特別養護老人ホームふれあいの里」の開設を始めとした施設サービス等の充実を図りました。

以上の実施状況から、以下のとおり課題を抽出しました。

- ① 地域包括ケアシステムの確立
- ② 認知症対策
- ③ 高齢者の権利擁護施策
- ④ 施設サービス等の整備・運営

(5) 課題の抽出について

前述の(1)各種調査の結果、(2)地域ケア推進会議による課題、(3)地域包括ケア「見える化」システムから見えてくる現状把握及び(4)第7期野田市シルバープランの実施状況からの課題から、以下のとおり課題を抽出しました。

① 高齢者の自立支援・重度化防止のため、自助・共助による取組の構築

地域包括ケア「見える化」システムから高齢化率の割合を比較すると、本市では全国・県平均を上回っており、今後は後期高齢者の割合が増加することが想定されます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査からは、日常生活での自分の健康や、介護が必要になったときのことを不安に感じる方が多く見られ、地域での会合やグループ等へも参加していない方がいることから、より身近な場所での自助・共助による介護予防や自立支援・重度化防止のための取組が課題として考えられます。

② 介護予防や認知症への対応のため、既存の社会資源の有効活用

在宅介護実態調査では、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、移送サービス(介護・福祉タクシー等)、外出同行(通院、買い物など)といった外出に対する支援へのニーズが高くなっています。

また、地域ケア会議の結果からも、高齢者や認知症の方の地域や社会活動への参加を促し、介護予防を図るため、介護保険だけに頼ることなく地域にあるさまざまな社会資源を把握し、有効に活用することが課題として考えられます。

③ 地域包括ケアシステムの構築のため、医療と介護の連携強化

地域ケア会議では、複数の問題を抱える家庭が増加しており、多職種連携や専門家のスキルアップが必要であるとの課題が挙げられています。

また、在宅介護実態調査では、要介護度が進んだ場合でも自宅で暮らし続けたいと希望される方が多い一方、訪問診療や地域密着型サービスの利用はあまり進んでいない状況が伺えます。

現在、野田市では医療と介護の連携の取組が行われていますが、今後、訪問診療も含めて、安心して在宅で医療や介護を受けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が課題として考えられます。

④ 介護者の就労継続のため、介護離職者ゼロを目指した取組の構築

在宅介護実態調査では、自宅で介護をしている主な介護者の身体的・精神的負担については「やや強い」が、働きながらの介護の継続については「問題はあるが、何とか続けていける」が最も多くなっており、仕事と介護を両立するための負担が高いことが伺えます。

人材確保や生産性の向上などを通じた在宅介護を支える介護サービスの基盤整備や、

介護による離職を防ぐため、介護者の負担軽減のための取組の構築が課題として考えられます。

⑤ 施設サービス等の整備と質の向上

特別養護老人ホームの整備については、第7期計画期間において70床の新設施設を整備しました。今後は待機者数の推移、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、今後の整備を検討していく必要があります。地域密着型サービスは後期高齢者の増加に伴い、その状況に合わせた事業の展開が求められることから、必要な整備の検討が課題となっています。

また、介護サービス事業所調査や介護サービス事業所職員調査では介護サービス職員等の人材確保・離職防止・事業運営の安定化などの課題が挙げられています。施設サービス等の円滑かつ適正な運営を通し、サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護が課題として考えられます。

さらに、近年の災害の発生状況や、感染症の流行を踏まえ、その対策を講じる必要があると考えられます。

⑥ 高齢者の尊厳を守るため、高齢者一人一人の権利が尊重される仕組みの構築

地域包括支援センターではこれまでも権利擁護業務として、高齢者虐待や困難事例への対応を行ってきました。また、野田市高齢者虐待防止ネットワーク協議会代表者会議及び実務者会議により、関係機関と情報交換や協議を行うなど、連携強化を図ってきました。

一方、地域ケア会議では、近年、多重化した支援困難な事例が増加しており、今後も、高齢者の尊厳を守るため、高齢者一人一人の権利が尊重される仕組みの構築が課題として考えられます。

⑦ 認知症になっても安心して暮らしていくため、認知症への理解と早期対応

認知症施策については、5年間で2万人の養成を目標とした認知症サポーター育成事業や認知症の家族の方の負担を軽減することを目的としたオレンジカフェ（認知症カフェ）の開設支援及び周知などを中心に推進を行っています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、認知症に関する相談窓口の認知度が低いといった課題が挙げられており、地域ケア会議の結果からも、認知症に対する理解や協力を通じた認知症施策の推進が課題と考えられます。

（６）施策の方向性について

「（５）課題の抽出について」で抽出した課題を受け、第８期野田市シルバープランの施策の方向性を以下のとおり整理しました。

【施策の方向性１】高齢者が自立して健康に暮らせる地域づくり

課題（１）高齢者の自立支援・重度化防止のため、自助・共助による取組の構築

課題（２）介護予防や認知症への対応のため、既存の社会資源の有効活用

課題（３）地域包括ケアシステムの構築のため、医療と介護の連携強化

【施策の方向性２】高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり

課題（４）介護者の就労継続のため、介護離職者ゼロを目指した取組の構築

【施策の方向性３】高齢者が安心して生活できる環境づくり

課題（５）施設サービス等の整備と質の向上

【施策の方向性４】高齢者の権利が尊重されるまちづくり

課題（６）高齢者の尊厳を守るため、高齢者一人一人の権利が尊重される仕組みの構築

課題（７）認知症になっても安心して暮らしていくため、認知症への理解と早期対応

以上のことから、第８期野田市シルバープランにおいても、第７期野田市シルバープランの基本理念・基本目標を継承いたします。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

高齢者が健康を保ち、生きがいを持って 安心して生活できるやさしいまち

- 介護保険制度は、高齢化の進展、社会や住民意識の変化を受けて、順次見直しが行われてきましたが、「団塊の世代」が全て75歳以上となる令和7（2025）年、高齢者人口がピークとなる令和22（2040）年を見据えて、地域包括ケアシステムを深化・推進することが最大のテーマとなっています。
- 本市においても、第3期野田市シルバープランから「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」の実現を基本理念として掲げ、市民や関係団体等との協働により、高齢者福祉施策の推進を図っています。
- 本計画では、これまでの基本理念を踏襲しつつ、社会参加や健康づくりを通じて高齢者が生きがいを持てる環境の整備をより具体的に推進するとともに、全ての世代の市民が一体となった「地域共生社会」の実現の第一歩として取り組むことを目指しています。

（２）基本目標

第７期野田市シルバープランの検証を踏まえて、本計画の基本理念に掲げる「高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち」を具体的に実現するために、次に掲げる四つの基本目標の下に、施策の推進に取り組みます。

基本目標１ 高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり

- 健康づくり・介護予防の取組に多くの高齢者に参加していただき、元気に生き生きといつまでも健やかに暮らせる環境づくりを推進します。
- 第８期の計画では、第７期計画から引き続き自立支援・重度化防止に向け、介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスを包括的に提供しながら地域マネジメントを推進します。
- 「要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続けたい」と望む方が、医療や介護など必要なサービスをシームレスに受けながら、人生最期のときまで自分らしく暮らしていける仕組みの構築に取り組みます。
- 在宅で自立した生活を続けられるように、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」を更に発展させるため、地域包括支援センターを中心に、在宅介護サービスや地域密着型サービスと保健や福祉サービスを一体的に融合する地域ネットワークの構築を図ります。
- 要介護者への支援だけではなく、介護者の身体的、精神負担を和らげるための支援を通して、介護者負担軽減の取組を進めていきます。

基本目標２ 高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり

- 高齢者が持つ豊かな経験と知識を活かして、就労やボランティアなど様々な社会活動に参加することで、明るく活力に満ちた高齢社会を実現し、社会的弱者であるという固定的なイメージを払拭し、高齢者に対する新しいイメージの形成に取り組みます。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、高齢者の多様性や自発性を発揮できる「場」づくりとともに迅速で有用な情報の提供を一層推進します。
- 地域における助け合い活動を、住民を中心とした多様な主体で広げる「地域の視点」から捉え直し、「協議体（支え合い会議）」や「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を活動の推進役とする仕組みづくりに取り組みます。
- 高齢者が支えられる側だけではなく、支える側にもなり、生きがいや役割をもって活躍できるよう社会参加を促す施策に取り組みます。

基本目標 3 高齢者が安心して生活できる環境づくり

- ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、安全で安心な暮らしを実現するために、地域の方々と連携しながら、高齢者の社会的孤立を防ぎ、災害時に、配慮を要する高齢者が適切な支援を受けられるよう支援体制整備を推進します。
- ハード面の環境整備だけにとどまらず、高齢者一人一人が、できる限り地域コミュニティの一員であると実感できるような役割意識や参加意識の醸成につながる社会的な環境の整備を推進します。
- 認知症高齢者が、尊厳と希望を持って住み続けられるよう、認知症高齢者の早期発見・早期診断体制の充実、家族への支援、認知症に係る医療と福祉・介護の連携強化を図ります。また、地域において認知症の理解をさらに広め、認知症があってもなくても同じ地域で共に生活できる環境づくりを行っていきます。
- 住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、要介護高齢者や支援を必要とする高齢者を地域で支えていくために、市、市民、事業者等が連携して、持続可能な介護・福祉サービスの確保を図ります。
- 施策実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応策として厚生労働省が示した「新しい生活様式」により、これまでの手法に見直しが迫られる中、どのような活動が可能であり、効果的なのか検討しながら社会参加を支援します。

基本目標 4 高齢者の権利が尊重されるまちづくり

- 高齢者一人一人が尊重され、住み慣れた地域で健康で自立した生活を送ることができるようにするためには、全ての市民が高齢者に対して、現在まで社会の発展に寄与してきた世代として尊敬する気持ちを抱くとともに、高齢者の豊かな生活体験を学びたいという謙虚な気持ちをあわせ持つなど、高齢者を敬愛する社会意識を醸成していくことに努めます。
- 高齢者を主なターゲットとした「電話de詐欺（特殊詐欺）」などの被害から高齢者を守り、日常生活や消費行為が安全で豊かなものになるように多面的な相談支援に向けた体制の整備を推進します。
- 虐待の防止や早期発見、権利擁護の取組を一層強化して、高齢者の尊厳ある暮らしが継続的・安定的に営めるように、地域ぐるみでの取組を進めます。
- 高齢者が尊厳を持って地域社会の中で暮らすことができるよう、関係機関等との連携を図りつつ、成年後見制度の利用促進を進めます。

(3) 基本方針

本市は、前記の基本目標を実現するために、以下の基本方針を定め施策を推進します。

① 高齢者の健康づくりの推進

- 日常的な健康づくりの取組を通じて生活習慣病等の予防に努め、市民が健康で生き生きとした生活を送れる社会を形成するため、国の「健康日本21」に基づいて市が策定した「野田市健康づくり推進計画21」により、市民一人一人が主体的に取り組める健康づくり運動を推進していきます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険サービスを包括的に提供し、地域における人のつながりを活かしながら、リハビリテーション専門職等や地域資源も活用しながら自立支援に資する取組を進めていきます。
- 要介護者にとって欠かせない医療ニーズに対応し、地域で暮らし続けることができるように、在宅医療・介護連携を重点的に推進していきます。
- 在宅医療と介護の連携を推進するために、ICT等を活用し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者協議会、介護支援専門員協議会など、各関係団体、関係機関との連携をさらに進めます。
- 在宅医療における感染症対策について、市と関係団体、医療関係機関、介護関係機関等とが情報共有し研鑽を深めます。
- 高齢者が歩いて通える範囲にえんがわ（通いの場）を確保するため、その運営を担う住民に対し、活動の立ち上げから継続まで包括的な活動支援等を行うとともに、医療専門職の関与を行いながら推進していきます。

② 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供

- 地域における総合的なケア体制を確立するために、高齢者等のサービス利用のニーズや実態等の実情を的確に把握するとともに、介護保険事業者の指導や介護保険制度の周知に努めます。
- 高齢者が介護や支援が必要になっても、在宅でできる限り暮らし続けることができるように、在宅限界点の向上を目指し、その人の状態や生活環境など、利用者ニーズに応じたサービスの提供を進めていくため、施設などの量的確保と介護人材育成などの質的確保の両面を見据え、地域密着型サービスや施設サービスなどの基盤整備を進め、介護保険サービスの充実を図っていきます。
- 介護保険サービス事業者の創意工夫ある自主的な取組で、多様化するニーズに対応した、質が高く適正なサービスが実現できるように、事業者への支援を推進していきます。

- 要介護者への支援のみならず、家族介護者への支援として相談機関の周知や講演会の実施などを通して、介護者の精神的負担を軽減し、支援の輪を広げる取組を進めます。

③ 民間活力を活用した多角的なサービスの提供

- 介護予防・日常生活支援総合事業を充実させるために、NPO法人が行う事業やボランティア活動など、地域における様々な活動主体による取組の活性化を推進します。
- 多様化する福祉ニーズに対応できる住民主体の組織を育成するため、NPO法人やボランティアが活動しやすい体制づくりを進めます。
- 団塊の世代を始めとした高齢者自らがサービス事業者の活動支援やボランティア活動など、支援する側として積極的に活動できるような体制づくりを推進していきます。

④ 高齢者の生きがいの推進

- 団塊の世代を中心とした、元気な高齢者が「第二の現役世代」として、豊かな知識と経験を活かして、様々な地域活動に積極的に参加し、地域社会を支えることができるような環境づくりを目指します。
- 高齢者の生きがいのづくりや社会参加促進の核となる居場所づくりを進め、高齢者の多様性や自発性が発揮できるよう取り組んでいきます。
- 住民を中心とした多様な主体が、「協議体（支え合い会議）」や「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を推進役とする世代間交流やボランティア活動の仕組みづくりに取り組んでいきます。
- 高齢者の求人については求職者のニーズを明らかにするとともに、年齢の高い求職者の雇用を促進するよう求人者への働きかけを行うなど、求職者と求人者を繋ぐ役割を積極的に展開していきます。

⑤ 高齢者にやさしいまちづくりの推進

- 高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう日常生活や社会生活における物理的・心理的な障がいを始め、制度上や情報に関する障壁など、高齢者を取り巻くリスクを検証し、その除去・軽減を通じて、ユニバーサルなまちづくりを目指します。
- 「福祉のまちづくり」の取組を引き続き実施するとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう様々な団体や組織との間に連携関係を構築します。
- 認知症サポーター養成講座等の様々な場を活用して、高齢者を見守るポイントや、異変に気付いた際の連絡先などを市民に周知することで、高齢者を見守る体制づくりを進めていきます。

- 災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がいのある方（避難行動要支援者）の支援について、防災市民組織や民生・児童委員などの地域の方や関係機関と連携し、一体となって支援体制の整備を進めていきます。

⑥ 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚

- 高齢者を地域全体で支えていく地域の環境づくりを目指して、家庭はもとより関係行政機関及び教育機関、企業や地域社会など、社会のあらゆる領域で高齢者や介護に対する正しい理解を深めるための福祉教育を推進します。
- 社会全体の意識、とりわけ若年層の意識を変え、高齢者や介護に対する理解を更に深めるため、教育委員会等と連携を図り、総合的学習の時間等を活用しながら、更なる福祉教育の推進を進めます。
- 「福祉のまちづくりフェスティバル」を始め各種イベントを通じて、高齢者や介護に対する知識を深めるため、パンフレット等を配布するなど、引き続き啓発活動を行います。

⑦ 高齢者の人権の擁護

- できる限り多くの高齢者が健康で生きがいを持ちながら社会参加ができるよう、「健康で活力ある高齢者像」を目指すとともに、社会全体が高齢者を敬愛する意識を持ちながら、高齢者の尊厳が保持できるような地域社会づくりを行います。
- ひとり暮らしや認知症の方の増加に伴い、日常的な見守りや支え合いが重要になることから、地域における取組を支援するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業の効果的な活用・充実を推進します。
- 虐待の防止や早期発見、権利擁護の取組を一層強化して、高齢者の尊厳ある暮らしが継続的・安定的に営めるように、地域ぐるみで取組を推進していきます。
- 今後急増が見込まれる認知症の方に対して、認知症サポーターの育成を積極的に行う等の支援策を充実させ、認知症の方が安心して暮らせるまちづくりを進めます。
- 成年後見制度の利用を必要とする方が確実に利用できるよう、引き続き、周知制度のほか、関係機関と連携した相談支援等による利用促進を図っていきます。

2 基本的な進め方

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

① 地域包括ケアシステムとは

- 「地域包括ケアシステム」とは、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が日常生活の場で途切れることなく提供できる地域での体制づくりです。
- 高齢化の進展状況には大きな地域差が生じています。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされています。また、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年と高齢者人口がピークとなる令和22（2040）年を見据え、個人の尊厳の保持と自立生活の支援が重要となります。

■地域包括ケアシステムの姿



地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要なサービスが提供される日常生活圏域（具体的には中学校区）を単位として想定

■地域包括ケアシステムのイメージ



(出典) 平成28年3月「<地域包括ケア研究会> 地域包括ケアシステムと地域マネジメント」

- 植木鉢・土（住まい、生活支援）がないところに植物（医療、介護、保健・福祉）を植えても育たないのと同様に、地域包括ケアシステムでは、高齢者のプライバシーと尊厳が十分に守られた「住まい」が提供され、その住まいで安定した日常生活を送るための「生活支援・福祉サービス」があることが基本的な要素となります。
- そのような養分を含んだ土があればこそ初めて、専門職による「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」が効果的な役目を果たすものと考えられます。

② 本市における地域包括ケアシステムの在り方

- 団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年と、高齢者人口がピークとなる令和22年（2040）年へ向け、本市や日常生活圏域の実情に合わせた地域包括ケアシステムを深化・推進していきます。
- 自らが望む在宅生活を継続していくために、地域で見守り、支え合える体制を作り上げます。
- 安心して暮らしていける住まいの確保と居場所づくり、多様な活動を支援します。
- 地域の中で、それぞれの高齢者が役割を持って活動することを支援します。
- 在宅での生活を望む人が、一旦入院や入所しても、再び在宅生活に戻ることができるという視点に立った、医療・介護の連携システムづくりを目指します。
- 認知症の方や医療ニーズの高い高齢者であっても、尊厳を持って生活できるサービス体制や専門家を交えた関係者のネットワークの整備を図ります。

③ 地域包括ケアシステム構築に向けた支援体制

ア 地域ケア推進会議の開催

- 地域ケア会議は、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進め、地域包括ケアシステムを構築していくための組織です。
- 本市でも孤立、貧困、精神障がい等、地域において介護保険制度では対応できない支援困難事例が増えているといった背景があり、令和元年度からは、地域ケア会議の充実を図り、自立支援型の地域ケア個別会議を開催し、多職種による専門的な立場から高齢者の自立を支援する取組を実施しています。

イ ネットワーク構築のための人材育成支援等

- 地域包括ケアを推進するネットワークの構築に当たっては、地域の社会資源や関係者等との有機的なつながり・顔が見える関係を築き上げ、課題や方向性について関係者間の共通理解と連携意識の醸成を図ることが重要になります。
- 地域包括支援センターは、ネットワーク構築のための考え方や具体的な手法等について調査・研究などを行う会議等を開催するとともに、コーディネートを担う職員の育成、支援を行うことで地域と積極的な関わりを構築しています。
- 地域包括支援センターの3職種（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）ごとにグループワークやケーススタディ等による研修会を開催し、スキルアップに取り組めます。

ウ 地域への周知・利用促進

地域包括ケアの要となる地域包括支援センターが、中心的、主導的存在として活動できるよう、地域包括支援センターの目的や機能などを地域の住民や関係者にあらゆる機会を利用して周知し、門戸を広げ、利用の促進を図ります。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	基本方針
高齢者が健康を保ち、生きがいを持って安心して生活できるやさしいまち	1 高齢者が自立して健康に暮らせる地域社会づくり	1 高齢者の健康づくりの推進
		2 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供
		3 民間活力を活用した多角的なサービスの提供
	2 高齢者が生きがいを持って楽しく暮らせる活力ある社会づくり	4 高齢者の生きがいづくりの推進
	3 高齢者が安心して生活できる環境づくり	5 高齢者にやさしいまちづくりの推進
	4 高齢者の権利が尊重されるまちづくり	6 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚
		7 高齢者の人権の擁護

4 本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり

（１）持続可能な開発目標（SDGs）とは

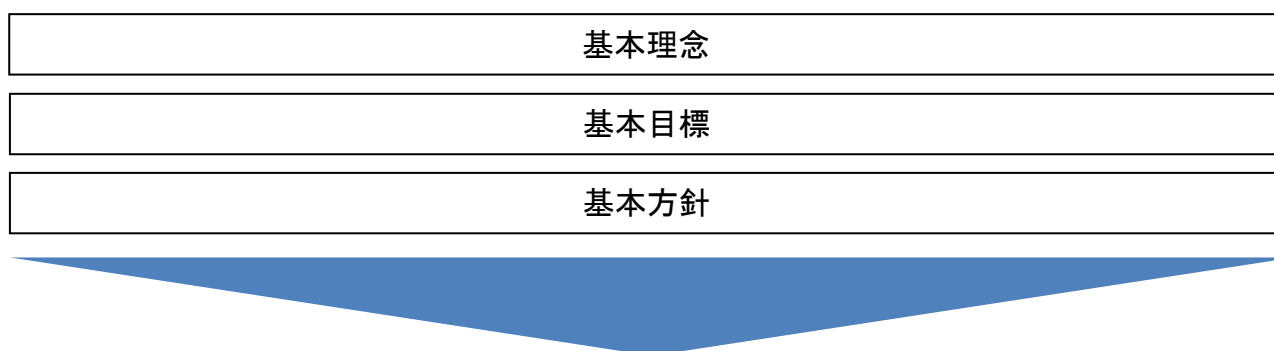
SDGsは、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27（2015）年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12（2030）年を達成年限とし、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

17のゴールは、①貧困や飢餓、教育など未だに解決を見ない社会面の開発アジェンダ、②エネルギーや資源の有効活用、働き方の改善、不平等の解消などすべての国が持続可能な形で経済成長を目指す経済アジェンダ、そして③地球環境や気候変動など地球規模で取り組むべき環境アジェンダといった世界が直面する課題を網羅的に示しています。SDGsは、これら社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。

（２）本計画と持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり

持続可能な開発目標（SDGs）は、国際社会における目標ですが、国内において「誰一人取り残さない」社会を実現するには、地方自治体の取組が不可欠です。

本計画における基本理念、基本目標及び基本方針を推進することが、SDGsの目標へとつながっていきます。



SDGsの目標



【目標3】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進させる

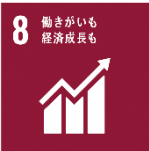


【目標8】
包括的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する



【目標11】
包括的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する

■持続可能な開発目標（SDGs）と基本方針との対応表

SDGs	基本方針
3 すべての人に健康と福祉を 	高齢者の健康づくりの推進
	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供
	民間活力を活用した多様なサービスの提供
	高齢者の生きがいの推進
	高齢者にやさしいまちづくりの推進
	高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚
	高齢者の人権の擁護
8 働きがいも経済成長も 	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供
	高齢者の生きがいの推進
11 住み続けられるまちづくりを 	需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供

第 4 章

介護保険事業計画

第4章 介護保険事業計画

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

令和22（2040）年に向けて高齢化率の上昇が見込まれており、引き続き「医療」、「介護」、「予防」、「住まい」、「生活支援」の五つのサービスを一体的に提供し、支援が必要な高齢者の住み慣れた地域における生活を支援する「地域包括システムの深化・推進」により高齢者の地域生活を支えていく必要があります。

野田市では、高齢者だけではなく、障がい者や子育て世帯、生活困窮者など、誰もが住み慣れた地域でお互いが支え合い、自立し安心して暮らしていくことができる地域社会の実現を目指して包括的な支援に取り組んでいます。

また、令和2年6月に地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、自治体の包括的な支援体制の構築の支援などの所要の措置を講ずる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しました。市では、これまでの取組に加え、「8050問題」やひきこもりなど、既存の制度では対応が難しい複合課題や狭間のニーズを抱えた本人・世帯への支援を検討し、包括的な支援体制を目指します。

◆地域支援事業

地域支援事業は、平成18年度に介護保険制度内で新設された事業で、「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」「包括的支援事業」「任意事業」で構成されています。

地域支援事業については、平成27年4月の介護保険法の改正で大幅な見直しがありました。それにより、野田市では総合事業を平成28年3月から開始しています。

令和元年12月に社会保障審議会介護保険部会がまとめた、第8期に向けた介護保険制度見直しに関する意見（案）では、五つの観点の一つとして介護予防・健康づくりの推進（健康寿命の延伸）を示し、一般介護予防事業等の推進や総合事業、地域包括支援センターの強化等が必要であるとしています。

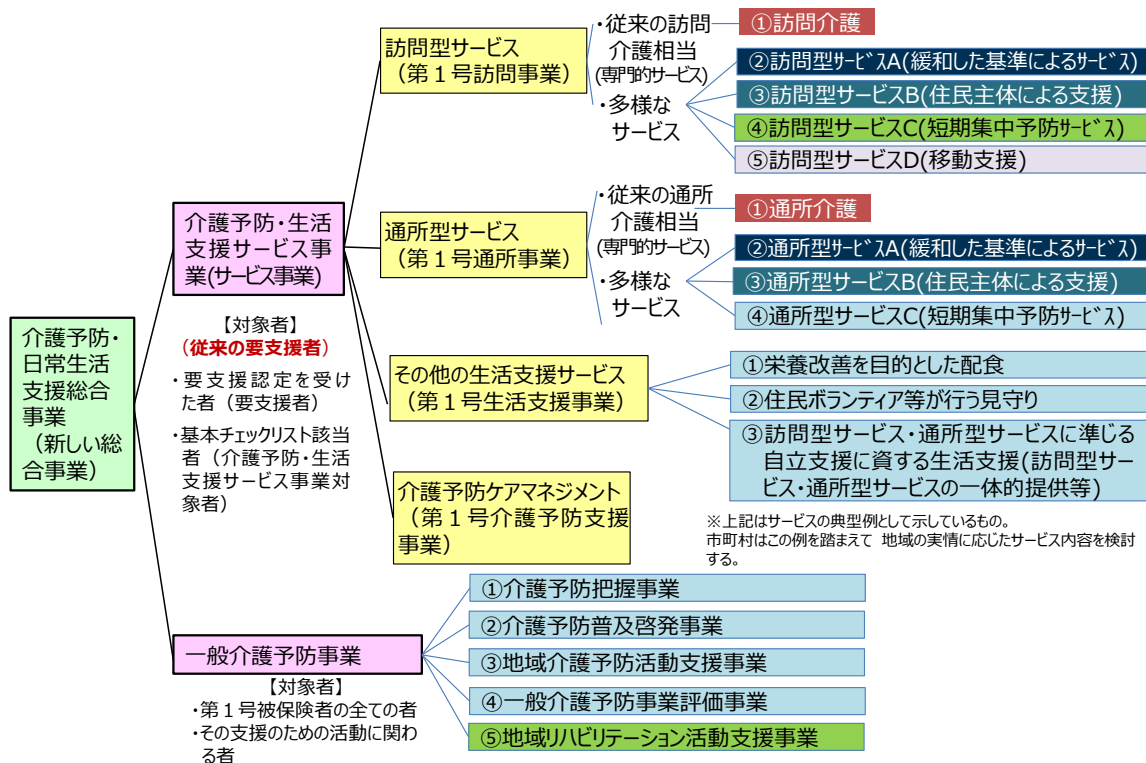
（１）介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

① 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

総合事業は、各市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を目指すものです。

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」で構成されています。

■介護予防・日常生活支援総合事業の体系図



※69ページの「③東京理科大学による多様なサービスの導入についての分析結果」から、野田市では、多様なサービスの導入は、第8期計画期間中に検討を行います。

② 介護予防・生活支援サービス事業

要介護状態になることを予防し、一人ひとりが活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう支援する事業で、対象者は要支援1・2の認定を受けた方、もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方(事業対象者)です。

サービスの種類は訪問型サービスと通所型サービスがあり、それぞれ総合事業導入前に要支援1・2の認定者が利用していた予防給付の訪問介護、通所介護に相当するものです。

③ 東京理科大学との多様なサービスの導入についての共同研究

介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの導入について、野田市と東京理科大学との共同研究を実施しました。

表 1 東京理科大学の共同研究者とその役割

氏 名	所 属 ・ 職 名	担 当
高嶋 隆太	東京理科大学理工学部経営工学科 教授	研究統括、分析モデル構築
安井 清一	東京理科大学理工学部経営工学科 講師	社会経済データ分析
伊藤 真理	東京理科大学理工学部経営工学科 講師	最適配置モデルによる分析

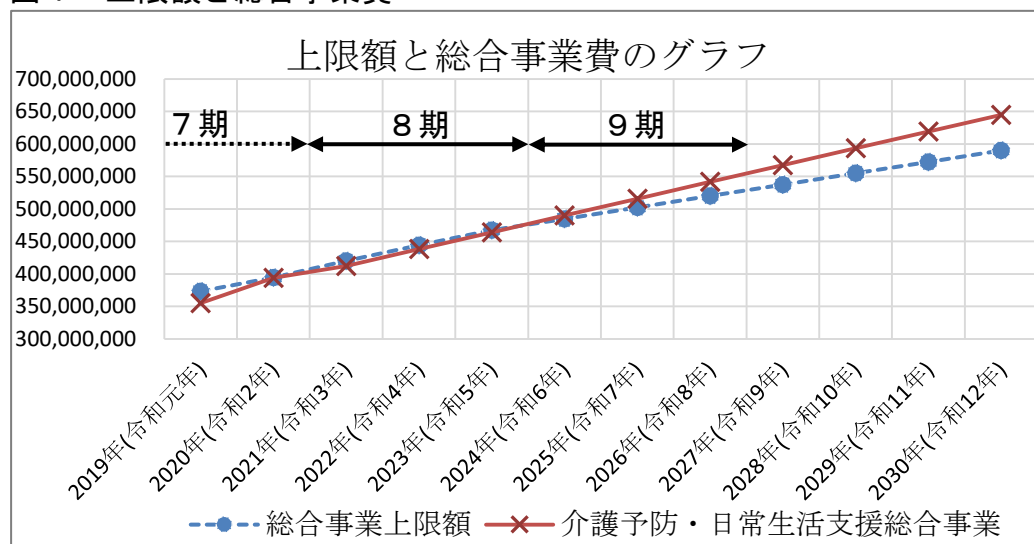
ア 介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの導入について

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の多様なサービスについては、需給の動向を注視し、その導入について検討していくこととなっています。

東京理科大学との共同研究の中で、総合事業費と地域支援事業交付金の上限額（以下「上限額」という。）の今後の推移を推計した結果、第 8 期計画期間（令和 3 年度から 5 年度まで）の間は総合事業費が上限額を下回る結果を得たため、多様なサービスの導入は、見送ることとします。（図 1 「上限額と総合事業費」参照）

ただし、令和 6 年度以降、総合事業費が上限額を上回る可能性があるため、第 8 期計画期間中に多様なサービスの導入について、検討していく必要があることから、東京理科大学の協力のもと、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に独自設問を設定し、多様なサービスの導入に際し必要な市民の意識調査を実施しました。

図 1 上限額と総合事業費



イ 意識調査の結果・考察について

(7) 調査方法

各種調査のうち、自立・要支援 1・要支援 2の方を対象とした介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）の中で調査をしました。

(イ) 分析方法

政府や地方自治体等の施策の実施に対して、経済性の観点から評価する「費用便益分析」があります。便益と費用との差が正の値（0より大きい値）であれば、施策を実施することは合理的であると判断する手法です。この費用便益分析の便益とは、政策実施を考える地域の住民が、その政策に対してどの程度のお金（税金）を支払って良いかという指標で見積もられ、この指標を「支払意思額」といいます。ニーズ調査において、介護保険の新規サービスに対する市民の支払意思額を測定することで便益を算出し、費用便益分析を実施しました。

ニーズ調査における介護サービスへの支払意思額に関する質問項目は、二肢選択形式（ダブルバウンド：2回金額を提示しているもの）により実施しています。本方式により支払意思額を推定するために、経済理論（ランダム効用理論：効用（満足度）は観察可能なものと不可能なものに分けられ、実際に選択されたものが最も効用が高いと仮定し、選択確率を算出する理論）に基づいた統計モデル（対数線形ロジットモデル）を用いました。

(ウ) 結果・考察

表1「サンプル特性」に示されているサンプルから下記のようなそれぞれのケースについて年間の支払意思額を推定しました。

- | | |
|------|-------------------------|
| ホーム① | 訪問介護を従前相当サービスで実施する場合 |
| ホーム② | 訪問介護を基準を緩和したサービスで実施する場合 |
| ホーム③ | 訪問介護をボランティアが実施する場合 |
| デイ① | 通所介護を従前相当サービスで実施する場合 |
| デイ② | 通所介護を基準を緩和したサービスで実施する場合 |
| デイ③ | 通所介護をボランティアが実施する場合 |

表2「各変数別の支払意思額（WTP）」には、それぞれのケースにおける男女別、年齢別、生活圏域別の支払意思額が示されています。変数がNの行の支払意思額については、それぞれのケースの平均を表しています。

変数Nを見ると、訪問介護と通所介護の両方において、従前相当サービスの支払意思額が高く、基準を緩和したサービスとボランティアが実施するサービスには、ほとんど差はみられません。

男女別に見ると、女性に比べ、男性の方が全体的に支払意思額が高くなっています。

年齢別に見ると、70歳から79歳の年齢層が、最も支払意思額が最も高く、80歳以上になるとわずかに低下しています。このことから、70歳以上になると介護に対する意識が向上することが伺えます。

また、日常生活圏域ごとに見ると、北部・川間地区では、訪問介護と通所介護共に

「ボランティアが実施するサービス」の支払意思額が「基準を緩和したサービス」より高い傾向にあり、南部・福田地区と関宿地域では、「訪問介護の基準を緩和したサービス」が「ボランティアが実施するサービス」の支払意思額より高い傾向にあります。

以上の結果を踏まえ、第8期計画期間中に、総合事業費と上限額の推移を注視し、多様なサービスの導入について、検証していきます。

なお、費用便益分析において必要な「費用」については、多様なサービスを導入する際にサービスごとに算出し、本分析により推定された支払意思額を用いて、多様なサービス導入の合理性と市民の満足度を計り、導入する多様なサービスの判断材料の一つとして活用していきたいと考えております。

表2 サンプル特性

変数			
N	561		
性別			
男	265	47.24%	
女	293	52.23%	
年齢：平均値(SD)			
最年少(歳)	65		
最高齢(歳)	98		
60-69歳	136	24.24%	
70-79歳	296	52.76%	
80歳以上	126	22.46%	
日常生活圏域(人)			
中央・東部	145	25.85%	
男性	64		
女性	81		
南部・福田	145	25.85%	
男性	72		
女性	73		
北部・川間	135	24.06%	
男性	56		
女性	79		
関宿	133	23.71%	
男性	73		
女性	60		
要支援1	15		
要支援2	18		

表3 各変数別の支払意思額(WTP) (単位：円)

変数	ホーム①	ホーム②	ホーム③	デイ①	デイ②	デイ③
N	4,114	3,402	3,345	3,662	3,131	3,278
性別						
男	4,333	3,554	3,582	3,828	3,398	3,561
女	3,942	3,261	3,139	3,521	2,927	3,056
年齢						
60-69歳	3,503	2,976	3,002	3,207	2,755	2,850
70-79歳	4,334	3,645	3,546	3,936	3,407	3,550
80歳以上	4,301	3,321	3,259	3,456	2,902	3,125
日常生活圏域						
中央・東部	4,181	3,566	3,513	3,718	3,339	3,324
南部・福田	4,224	3,574	3,343	3,665	3,057	3,259
北部・川間	4,296	3,164	3,402	3,733	3,103	3,454
関宿	3,715	3,329	3,076	3,499	3,002	3,061

④ 一般介護予防事業

ア 一般介護予防事業について

一般介護予防事業は、市町村の独自財源で行う事業や地域の互助、民間サービスとの役割分担を踏まえつつ、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進するとともに、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、要介護状態になっても、生きがい・役割を持って生活できる地域の実現を目指すことを目的としています。

この事業は、「介護予防把握事業」、「介護予防普及啓発事業」、「地域介護予防活動支援事業」、「一般介護予防事業評価事業」、「地域リハビリテーション活動支援事業」から構成されます。

■介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等（例えば、民生委員児童委員等からの情報など）の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する方を把握し、介護予防活動へつなげます。

■介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するため、パンフレットの作成・配布のほか介護予防講座を開催します。

■地域介護予防活動支援事業

地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行います。

■一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行います。

■地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進します。

イ 介護予防10年の計

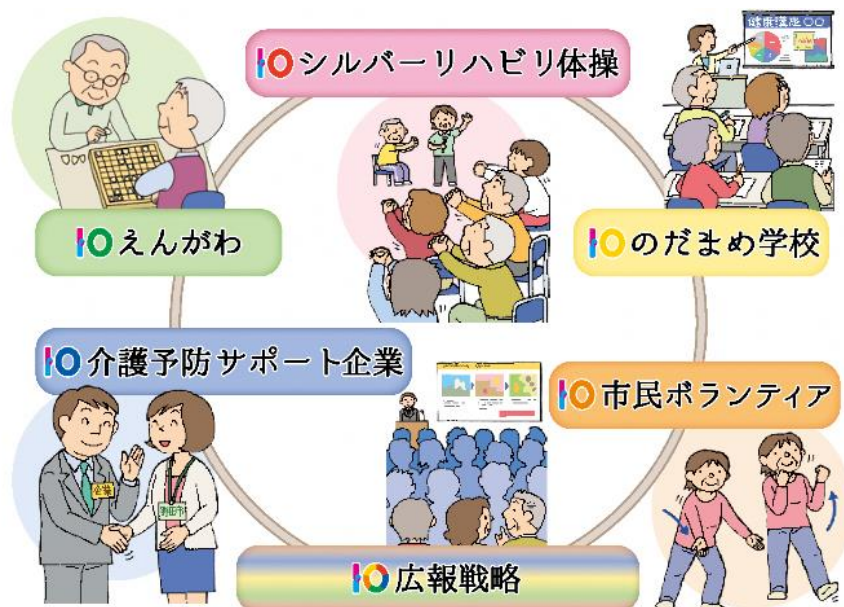
「介護予防10年の計」とは

野田市は、平成29年度より「介護予防10年の計」として長期的な視点で一般介護予防事業を刷新し、介護予防に関する知識の向上を目指し、

- (ア) シルバーリハビリ体操
- (イ) のだまめ学校
- (ウ) えんがわ
- (エ) 市民ボランティアの育成
- (オ) 介護予防サポート企業
- (カ) 広報戦略

の六つの戦略を柱とした新たな一般介護予防事業を実施しています。

新たな一般介護予防事業に取り組むことで、健康寿命が延伸し、元気な高齢者が増え、要介護・要支援者の少ないまちづくりを推進していきます。



「介護予防10年の計」のイメージ図

(ア) シルバーリハビリ体操

シルバーリハビリ体操は、立つ、座る、歩くなど日常生活を営むための動作訓練にもなる「いきいきヘルス体操」や「いきいきヘルスいっぱい体操」で構成されます。

道具を使わず、どのような姿勢でもできるように組み立てられている体操なので、身体能力が低下した高齢者でも無理なく行えます。

また、市民の体操指導士が一般の市民を指導する仕組みのため、多くの専門職を必要としない体操です。

シルバーリハビリ体操を行うことで、生活の動作に必要な筋肉及び関節可動域を維持することができ、高齢者の尊厳を支えます。

(イ) のだまめ学校

保健センターで「のだまめ学校」の全講座を網羅する本講座、本講座の中から市民の要望に応じて身近な場所に出前する出前講座、市内のイベント等に出向いて行う出前ミニ講座を行います。

(ウ) えんがわ

高齢者の方々が中心となって、日常的にお住まいの地域で地域の方々とふれあうことができる通いの場のことです。地域住民が活動主体となって、地域にある集会所などを活用して、体操などの軽運動や、お茶を飲みながらの歓談、趣味活動など、様々な活動を行い、人と人とのつながりを通じて高齢者の社会における孤立の防止を図ることを目的としています。えんがわを開設する方には、市から一定の補助が出ます。

(I) 市民ボランティアの育成

シルバリーハビリ体操指導士、野田市介護予防サポートボランティアの会の介護予防サポーター、ボランティアポイント制度の介護支援ボランティア及びのだまめ学校ボランティアを支援・育成します。

(オ) 介護予防サポート企業

民間企業などの介護保険以外のサービスや活動を積極的に活用し、介護保険事業費の支出を伴わない介護予防を目指すことを目的としています。

(カ) 広報戦略

作成した「介護予防10年の計」のロゴマークやプロモーションビデオ、自宅でできる介護予防のオンラインプログラム、パンフレット等の活用や、講演会の実施、市のイベント等への参加を通じて介護予防の啓発活動を行います。

■「介護予防10年の計」の歩み

平成29年

5月 東京理科大学理工学部講師（当時）柳田信也氏監修の市報掲載コラム「シリーズ・介護予防10年の計」スタート

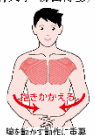
シリーズ「介護予防10年の計」
筋肉の話～大胸筋

本シリーズでは、私たちの日常生活動作を支える筋肉の働きを紹介します。うつぶせの状態から手をついて起き上がり、大きなものを胸の前で抱きかかえたりする時に大胸筋が働きます。大胸筋は、胸の前側についている、いわゆる胸板と呼ばれる大きな筋肉です。大胸筋は、腕を体から前に振る（ラケットを振るような）動作や、腕を内側に捻る（ボールを投げるような）動作に使われます。

（監修：東京理科大学・柳田博士）

秋から始まる予定のシルバリーハビリ体操指導士養成講座では、介護予防にとって重要な、日常生活動作を支える体操を詳しく学ぶことができます。

胸を動かす動作に重要



シリーズ「介護予防10年の計」
筋肉の話～前脛骨筋

私たちが歩く時、自然とつま先を持ち上げています。つま先が充分に上がっていないとささいな段差に引っ掛かり、つまずいてしまうことがあります。このつま先を持ち上げる動作に関わる筋肉を前脛骨筋といいます。

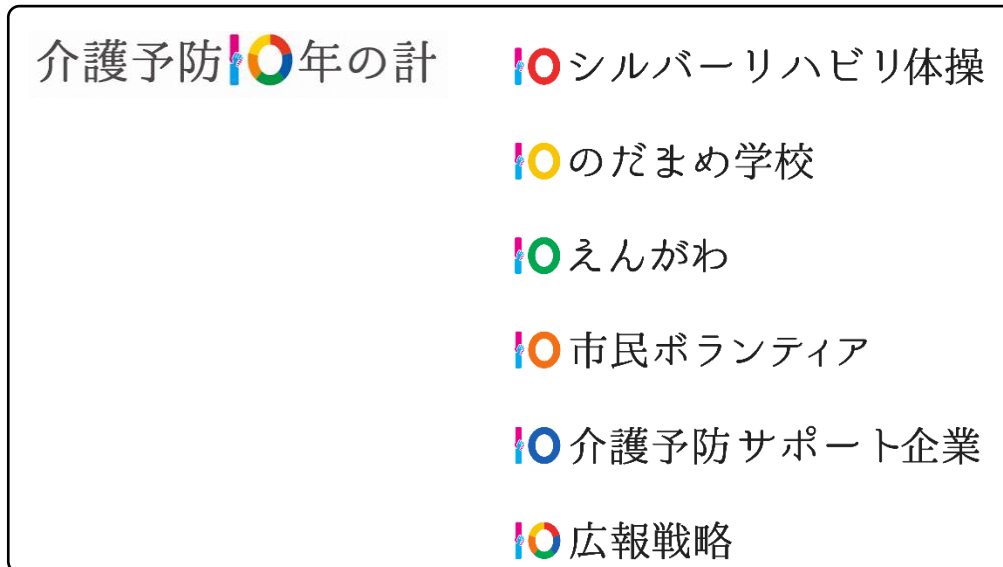
場所は、脚の前側にあり、「弁座の泣き所」に沿う形で、膝下から足底までつながっています。歩行や立位姿勢の維持に重要な役割を果たしていますので、前脛骨筋を鍛えることは、スムーズな歩行のために大切です。

（監修：東京理科大学・柳田博士）

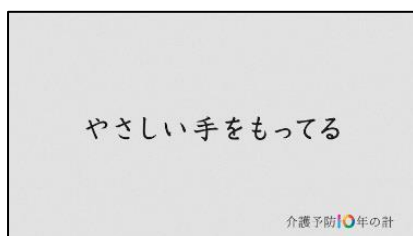
秋から始まる予定のシルバリーハビリ体操指導士養成講座では、介護予防のための日常生活動作を支える体操を詳しく学ぶことができます。



- 6月 「野田市介護予防10年の計記念講演 大田仁史医学博士講演会」を実施
- 7月 千葉県理学療法士会と野田市と共催で、「理学療法の日全国一斉イベント」として、シルバーリハビリ体操の実演会を実施
- 9月 第1回シルバーリハビリ体操体験教室を実施
- 10月 第1回シルバーリハビリ体操初級指導士養成講習会を実施
「介護予防10年の計」のロゴマーク完成



- 11月 「介護予防10年の計」プロモーションビデオ「やさしい手を持っている」完成
「介護予防10年の計」周知用ポスター完成
介護予防普及啓発イベント「つなげ手フェスタ」を関宿総合公園体育館で実施



プロモーションビデオ
「やさしい手をもってる」



普及啓発ポスター



つなげ手フェスタ
チラシ

平成30年

- 1月 「のだまめ学校」開校

3月 シルバーリハビリ体操プロモーションビデオ完成

介護予防普及啓発イベント「つなげ手フェスタ」を総合公園体育館で実施



シルバーリハビリ体操
プロモーションビデオ



つなげ手フェスタ
チラシ

5月 NHKの公開収録「ハートネットTV めざせ！いきいき長寿」及びNHK介護百人一首・「介護予防10年の計」合同パネル展の実施

野田市シルバーリハビリ体操指導士会発足

9月 「シリーズ・介護予防10年の計」の詳細な内容を記載した「介護予防のヒント（元気に過ごすためのちょっといい話）」を市ホームページに掲載開始

えんがわ支援事業補助金の受付開始

介護予防サポート企業の受付開始

介護予防10年の計。

12月 「介護予防10年の計」を商標登録

平成31年

1月 のだめ学校1周年記念イベントを実施



チラシ



スタンプラリー景品
のだめ学校オリジナルトートバッグ

4月 シルバーリハビリ体操体験教室を市内全公民館で定期開催スタート

令和元年

5月 「介護予防10年の計」 広報冊子を作成



「介護予防10年の計」 広報冊子

シルバーリハビリ体操の考案者である大田仁史医学博士による「介護予防10年の計 大田仁史医学博士講演会」を実施

演題：「人生100年時代をどう生きる？シルバーリハビリ体操と介護予防の意味」

8月 のだまめ学校「秋から始める健康習慣」を実施



チラシ

令和2年

2月 のだまめ学校×介護予防サポート企業コラボイベントを実施



チラシ

4月 野田市公式YouTubeチャンネルに、シルバーリハビリ体操及びのだまめ学校の動画を掲載し、『自宅で実践「健康づくり」』をスタート

ウ 東京理科大学との共同研究による一般介護予防事業の評価

平成29年度に「介護予防10年の計」を開始し、令和元年度に3年目を迎えたことから、「介護予防10年の計」の主要3事業であるシルバーリハビリ体操、のだまめ学校及びえんがわの認知度や参加意欲等について、野田市と東京理科大学との共同研究を実施しました。

表1 東京理科大学の共同研究者とその役割

氏名	所属・職名	担当
高嶋 隆太	東京理科大学理工学部経営工学科 教授	研究統括、分析モデル構築
安井 清一	東京理科大学理工学部経営工学科 講師	社会経済データ分析
伊藤 真理	東京理科大学理工学部経営工学科 講師	最適配置モデルによる分析

(7) 調査方法

介護保険事業計画策定のため、実施した各種調査において、野田市独自の調査として一般介護予防事業調査を実施しました。

対象者は、65歳以上の要介護認定・要支援認定を受けていない方とし、四つの日常生活圏域ごとに250名、合計1,000名を無作為に抽出しました。

(イ) 分析方法

本研究では、コンジョイント分析を用いて評価を行いました。コンジョイント分析とは、サービスや商品を構成する要素の選好を比較するための手法であり、主にマーケティングの分野で用いられます。コンジョイント分析を行うことで、効用という同一の評価基準を元に異なる属性間、水準間で比較を定量的に行うことが可能となり、相対重要度により、対象となる高齢者がそれぞれの事業のどの要素をどの程度重要としているかを示すことができます。

(ウ) 分析結果

当アンケートにより得られたデータをもとに、「シルバーリハビリ体操」、「のだまめ学校」及び「えんがわ」の三つの事業について、コンジョイント分析を行いました。一例として図1、2にシルバーリハビリ体操の分析結果を示します。図1より、最も効用が高くなるのは、「徒歩5分未満」、「健康維持」、「専門家」の組み合わせであるという結果が得られています。回答者は、開催目的以上に体操指導士が誰であるかに重きを置いており、自分が指導士となる場合、効用が比較的小さい値となることが分かります。シルバーリハビリ体操の狙いは、市民が指導士となり一般の市民を指導することであるため、本結果から本事業への対策が必要であることがうかがえます。また、コンジョイント分析の効用は定量的に比較できるため、例えば、交通手段が「5分から15分」であることよりも、開催目的が「健康維持」であることのほうが、効用が高くなるという判断をすることが可能です。すなわち、

交通手段、開催目的、体操指導士のそれぞれの水準の組み合わせにより、施策の順位付けが可能となります。

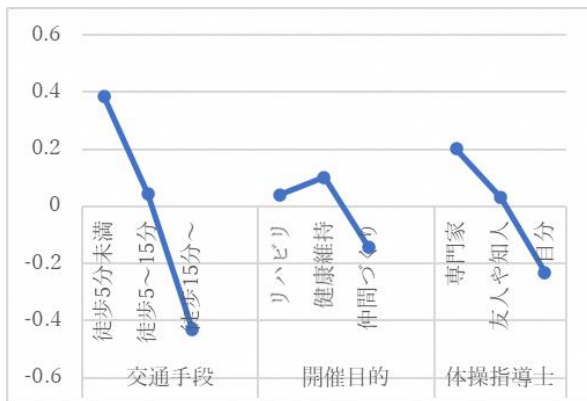


図1 シルバーリハビリ体操の部分効用

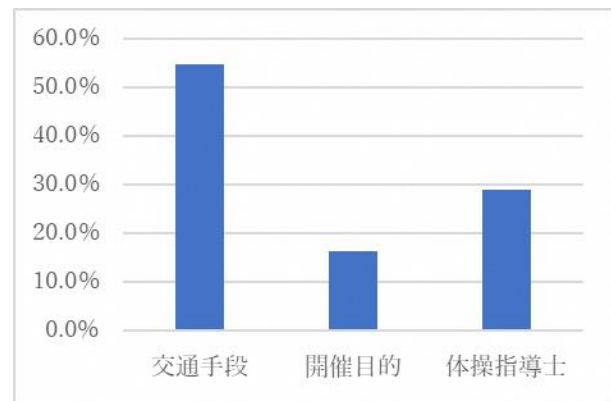


図2 シルバーリハビリ体操の相対重要度

(I) 層別分析

前章の分析結果は回答者全体に対する効用値であるため、事業参加者の年代、男女での参加率の違い、また地域による交通網の充実度などが分析結果に有意な差をもたらす可能性があります。そこでシルバーリハビリ体操の分析データを対象とし、「年齢」、「性別」、「地域」の属性で層別分析を行いました。

「年齢」に関する層別分析により、どの年齢層もほとんど値に相違がない一方で、80歳から85歳では徒歩5分未満である場合の効用の上昇が最も大きく、講座内容が介護・認知症予防であると最も効用が上昇することが分かります。

「性別」に関する層別分析では、どの要因（交通手段、開催目的、体操指導士）においてもほとんど相違がないことが見受けられます。すなわち、シルバーリハビリ体操における3.41倍もの男女の参加比率の差は本研究で設定した属性以外の要因が影響しているものと考えられます。

「地域」に関する層別分析では、関宿地域以外の3地区は、ほとんど値に相違がないことに対し、関宿地域は、他の地域と比較して交通手段に重きを置いているということが見受けられます。すなわち、開催場所を増やすことによる効用の上昇は関宿地区が最も大きいものと考えられます。

(II) 結論

本研究では、野田市在住の65歳以上の高齢者を対象にアンケートを行い、そのデータを元に「介護予防10年の計」の効用をコンジョイント分析により定量的に評価しました。結果として、市民が指導士になり市民を指導するということが目的の事業である「シルバーリハビリ体操」では、市民が指導士になるよりも専門家が指導士になることで効用が増加するという結果になり、本来の事業の狙いとは異なる結果となりました。さらに、野田市から補助金を出すことにより市民に開催場所の協力を得ると

いう狙いのあった「えんがわ」に関しても、補助金を出すことによる効用の増加は、ほとんど見受けられないという結果が得られました。これらの本来の事業のねらいとは異なる結果が得られたことは、事業の改善に繋がるため有意義なものであったと考えられます。また、本研究で注目した「シルバーリハビリ体操」、「のだまめ学校」、「えんがわ」について、どの事業も最も相対重要度が高い属性は「交通手段」でありました。そのため、野田市の実際の地理情報システム（GIS:Geographic Information System）などを用いて、より多くの市民が参加しやすい開催場所などを算出することにより、「介護予防10年の計」の効用および参加率の上昇が可能であると考えられます。

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの機能と役割

地域包括支援センターの役割については、「公正・中立な立場から、地域における総合的な介護予防システムの確立を目指す」とされており、日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを1か所ずつ設置することが望ましいとされ、以下の事業を一体的に実施する中核拠点として位置付けられています。

ア 介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターでは、高齢者の生活機能の低下を予防するための介護予防ケアプランの作成やその評価を実施するとともに、要支援者に対するアセスメントの後の介護予防サービス計画書作成や評価なども行い、両者を包括的・継続的にケアマネジメントし、要介護状態等となることの予防及び重度化防止のため要支援者等へのケアマネジメントを実施していきます。

イ 総合相談・支援

高齢者とその家族の各種相談を幅広く受け付け、相談内容に応じて、行政機関、野田健康福祉センター、医療機関、サービス事業者、民生委員児童委員、各種ボランティアなどの必要な社会支援サービスや制度が利用できるよう、情報提供や関係機関との連絡調整など、制度の垣根にとらわれない総合的な支援を行っていきます。

ウ 権利擁護事業

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活が送れるよう、ニーズに即した適切なサービス提供や関係機関へのつなぎなどを行い、専門的かつ継続的な視点から本人の生活維持を図っていきます。

認知症等によって判断能力の低下がみられる場合、その方の生活や権利を守るため、成年後見制度等の利用支援を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント

地域のケアマネジャーの日常的な業務の円滑な実施を支援するため、相互の情報交換等を行う場を設定するなど、ケアマネジャーのネットワークを構築します。

また、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、適宜、地域包括支援センターの各専門職、地域の関係者及び関係機関との連携の下で、具体的な支援方針を検討し、助言指導等を行います。

② 在宅医療・介護連携推進事業

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制を構築するために、地域の実情を把握し、それに応じた取組を検討し、それらの充実を図りつつ、継続的に事業を進めていきます。

近年の災害や感染症の発生を踏まえ、庁内の関係部門との連携や情報共有を進め、医療と介護の連携における災害や救急時の対応についても検討を行い、体制作りを進める

必要があります。

認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、医療と介護の連携推進が重要であり、認知症施策と連携し、体制の強化に努めていきます。

③ 認知症総合支援事業

認知症になっても本人の意思が尊重され、希望をもって日常生活を過ごせる地域を目指し認知症の人や家族の視点を重視しながら、医療・介護など地域の連携の下で認知症施策を総合的に推進します。

認知症進行の予防には早い段階からの対応が効果的であることから、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しており、認知症初期集中支援チームと連携しながら、認知症の早期発見・早期診断を図ります。

また、認知症高齢者と家族の交流の場となるオレンジカフェ（認知症カフェ）事業補助金制度の普及及び認知症ケアパスを活用し認知症に関する広報・啓発に努めることで地域住民の認知症理解を深めていきます。

さらに、認知症サポーターのうち、積極的な活動を希望する方に活動の機会を提供し、地域を支える担い手として活躍できる仕組み（チームオレンジ）の検討を進めていきます。

④ 生活支援体制整備事業

介護予防・生活支援サービス事業を実施するため、市が実施する高齢者支援だけでなく、NPO法人や市民団体、ボランティア、町内会・自治会、福祉関係者・関係団体等が実施する様々な支援の取組を把握・発展させていくとともに、支援の担い手のネットワーク化を図ることにより、地域全体を含んだ多様で効果的な支援体制の構築が必要となりますが、東京理科大学との共同研究の結果、多様なサービスの導入は見送ることとしました。今後も引き続き検討していきます。

また、地域の様々な支援の担い手に、既存サービスの拡充、新たなサービスの創出を働きかけ、緊密な連携を図りながら同事業の実施体制を確保していきます。

生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向け、地域資源の開発やネットワーク構築などのコーディネート機能を担う介護予防・生活支援コーディネーターを各地域包括支援センターに配置しておりますが、今後、新たな生活支援コーディネーターの配置について、8期計画期間内に検討を進めていくとともに、協議体を通して担い手同士の情報共有及び連携強化を図ります。

⑤ 地域ケア会議の開催

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、高齢者個人に対する支援の充実とそれを支える社会基盤の整備（地域づくり）を同時に図っていくことを目的としています。

地域の支援者を含めた多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める支援をし、それらの支援をとおして、課題分析を積み重ねることによって地域課題を発見し、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには政策形成につなげて問題解決を図ります。

令和元年度からは、地域ケア会議の充実を図り、自立支援型の地域ケア個別会議を開催し、多職種による専門的な立場から高齢者の自立を支援する取組を実施しています。

なお、生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的とし、平成30年度に市域全体の第1層と日常生活圏域毎の第2層に、それぞれ協議体と生活支援コーディネーターを設置しました。

第1層の協議体は市が主催する地域ケア包括会議と兼ねて、第2層の協議体は地域ケア地区別会議と兼ねて実施してまいります。

⑥ 地域包括支援センターの設置

ア 地域包括支援センターの分割

地域包括支援センターの運営については、「地域における総合的なマネジメントの中核的機関」である東部地区の地域包括支援センターを除き、野田市行政改革大綱における基本的な考え方である民間活力の有効活用の観点から、原則として委託による運営を行っています。

第8期計画期間内の令和3年度から5年度の各地区の高齢者人口を推計したところ、南部・福田地区においては、高齢者の人口増により業務内容が一段と厳しくなることが予測されることから、南部・福田地区地域包括支援センターを令和3年4月より分割することにします。

また、北部・川間地区においても同様の理由により第8期計画期間内に分割を検討します。

イ 地域包括支援センターの愛称

地域包括支援センターは、高齢者や家族への総合相談や支援のほか、高齢者虐待対応、介護予防ケアマネジメントなど「高齢者」関係業務を行っていますが、名称に「高齢者」や「相談」が含まれていないため、名称と業務内容が結びつかず、市民に分かりづらくなっています。令和元年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果においても、地域包括支援センターの認知度が著しく低いという結果が得られたことから、次のとおり市民にイメージしやすい「愛称」を令和3年4月より新たに設けます。

■野田市の地域包括支援センター

センター名 (愛称)	設立年月日	担当区域	運営方法
野田市介護保険課地域包括支援センター (野田市介護保険課高齢者なんでも相談室)	平成18年4月1日	東部地区	市直営
野田市中央地域包括支援センター (野田市中央高齢者なんでも相談室)	平成30年4月1日	中央地区	委託
野田市南第1地域包括支援センター (野田市南第1高齢者なんでも相談室)	平成24年8月11日	南部地区の一部	委託
野田市南第2地域包括支援センター (野田市南第2高齢者なんでも相談室)	令和3年4月1日 (予定)	福田地区及び 南部地区の一部	委託
野田市北地域包括支援センター (野田市北高齢者なんでも相談室)	平成20年1月1日	北部・ 川間地区	委託
野田市関宿地域包括支援センター (野田市関宿高齢者なんでも相談室)	平成18年4月1日	関宿地域	委託

⑦ 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センター運営協議会の協議内容等については、協議の迅速化及び結果の一元化を考慮し、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会の協議事項として条例で制定しております。

当該委員会における協議結果を地域包括支援センターの運営に反映させることで、適切、公平かつ中立な運営を確保します。

（３）任意事業

地域支援事業が創設されるまで、介護予防・地域支え合い事業で実施していた事業のうち、必須事業（介護予防事業及び包括的支援事業）とはならないものの、市の判断で地域支援事業として次の施策を実施しています。

- ① 家族介護等への対応
- ② 認知症高齢者に係る施策の推進
- ③ 在宅サービスの適切な提供
- ④ 施設サービス及び地域密着型サービスの適切な運営の推進

（４）地域支援事業における利用者負担の在り方

地域支援事業について、介護保険法では、第115条の45第5項において「市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる」としており、介護給付費と同じ財源構成となっていることから、保険料負担による介護給付費の受給を原則とした介護保険制度の趣旨に基づき、野田市では、地域支援事業に係る事業について、利用料を負担していただいております。

対象となる事業については、「配食サービス事業」となり、平成17年10月の介護保険法改正に伴う施設給付の居住費・食費自己負担の原則を踏まえ、これまでどおり利用者負担をしていただくこととします。

なお、その他の高齢者福祉事業については、今後、地域支援事業に取り込む事業となることも考えられることから、当該事業の利用者負担について事業内容を十分に協議した上で、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会で検討していただきながら決定します。

（５）保険者機能強化推進交付金等の活用について

国によって第7期計画期間中に高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進するための「機能強化推進交付金」及び公的保険制度における介護予防・健康づくり等に資する取組を推進するための「介護保険保険者努力支援交付金」が創設されました。

当交付金は保険者の介護保険事業に対する取組を自己評価する形の評価点及び第1号被保険者数を基準として交付されるもので、野田市では当交付金を活用し、地域包括支援センターの機能強化や一般介護予防事業の拡充をはじめとした地域支援事業の充実に活用しています。

2 施策の取組（各論）

令和元年度及び令和2年度については、新型コロナウイルス感染症対策として、一部の事業を中止又は縮小して実施したため、実績及び実績見込みの値が減少している場合があります。

◆地域支援事業の適切な提供

（１）介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防・生活支援サービス事業

事業名	訪問型サービス（第1号訪問事業）	所管	介護保険課
現状	従来の介護予防訪問介護に相当する事業を実施しています。 また、令和元年度に実施をした東京理科大学との共同研究の結果を基に、多様なサービスの導入について、検討しました。		
課題	多様なサービスの導入する場合の担い手の育成が課題となっています。		
施策の方針	東京理科大学との共同研究の結果、第8期計画期間中は、多様なサービスの導入を見送ることとなりました。ただし、需給の動向を注視しながら、多様なサービスの導入について検討していく必要があります。		

事業名	通所型サービス（第1号通所事業）	所管	介護保険課
現状	従来の介護予防通所介護に相当する事業を実施しています。 また、令和元年度に実施をした東京理科大学との共同研究の結果を基に、多様なサービスの導入について、検討しました。		
課題	多様なサービスの導入する場合の担い手の育成が課題となっています。		
施策の方針	東京理科大学との共同研究の結果、第8期計画期間中は、多様なサービスの導入を見送ることとなりました。ただし、需給の動向を注視しながら、多様なサービスの導入について検討していく必要があります。		

事業名	その他の生活支援サービス（第1号生活支援事業）	所管	介護保険課
現状	その他の生活支援サービスは、導入していません。		
課題	その他の生活支援サービスの必要性について検討していく必要があります。		
施策の方針	必要に応じて、その他の生活支援サービスの導入について検討していきます。		

事業名	介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)	所管	介護保険課
現状	事業対象者や介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する要支援者に対し、高齢者の自立支援を考えながら、課題を整理し、目標の設定やその達成のための具体策を利用者と共有し、利用者が介護予防の取組を自身の生活の中に取り入れ、自立できるよう支援しました。		
課題	介護保険サービスありきになっており、地域の社会資源を活用することができておらず、自立支援にあたり、多職種との連携が不十分な部分があります。		
施策の方針	第8期においても、事業対象者や介護予防・生活支援サービス事業のみを利用する要支援者に対し、高齢者の自立支援を考えながら、課題を整理し、目標の設定やその達成のための具体策を利用者と共有し、利用者が介護予防の取組を自身の生活の中に取り入れ、自立できるよう支援します。 多職種と協働し、利用者の自立支援を行うとともに、地域の社会資源の情報を整理し、介護予防ケアマネジメントに反映することができるよう支援します。		

② 一般介護予防事業

事業名	シルバーリハビリ体操				所管	介護保険課
現状	初級指導士を500人養成することを目指し、初級指導士養成講習会を実施しました。また、市が実施する体験教室を令和元年度より、各公民館で月に1回開催する定期開催を実施しました。 また、災害時の避難所生活や感染症流行時の在宅生活における健康づくりとして、シルバーリハビリ体操の動画を作成し、野田市公式YouTubeチャンネルに掲載したほか、シルバーリハビリ体操のイラストを作成し、動画と組み合わせ、周知を図りました。					
課題	令和元年度に実施した一般介護予防事業調査、及び東京理科大学との共同研究における一般介護予防事業の評価において、シルバーリハビリ体操の認知度が低いことや、シルバーリハビリ体操初級指導士の活動内容について市民の興味が低く、初級指導士養成講習会の参加者が少なくなっています。 また、主な活動である教室の実施が難しい状況下（災害時等）における、指導士の役割が明確ではないことも課題となっています。					
施策の方針	シルバーリハビリ体操の認知度をあげるとともに、シルバーリハビリ体操を体験する機会を増やし、継続して取り組める環境づくりを行います。また、初級指導士の認知度を高めるとともに、地域における活動の定着化と推進を支援します。初級指導士養成講習会の参加が増えるよう、3コースのうち1コースは関宿地区で実施します。					
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
初級指導士 養成数	88人	28人	0人	45人	45人	45人
体験教室 開催数	24回	119回	0回	132回	132回	132回

事業名	オリジナル体操普及事業				所管	保健センター
現状	体力や生活動作の保持・増進を目指して、実施しました。 健康づくり料理講習会で、実技を取り入れたため、回数及び参加者が計画値を上回りました。					
課題	オリジナル体操（えだまめ体操）の認知度向上が課題となっています。					
施策の方針	さらに多くの市民の方に周知する為、様々な機会や媒体を通じて、普及活動を行います。					
実績と見込み	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
実施回数	19 回	24 回	1 回	2 回	10 回	10 回
参加者数	455 人	543 人	20 人 (見込み)	40 人 (見込み)	200 人 (見込み)	400 人 (見込み)

事業名	のだまめ学校				所管	介護保険課
現状	新規受講者の獲得や既存受講者への受講意欲の向上を目指し、定期的にイベントを実施しました。イベントでは、スタンプラリー等を実施し、達成者にのだまめ学校の受講や自宅での介護予防に役立つ景品を進呈しました。 また、災害時の避難所生活や感染症流行時の在宅生活における健康づくりとして、のだまめ学校の講座の動画を作成し、野田市公式 YouTube チャンネルに掲載するとともに、名刺サイズの広報物を作成し、市民へ普及啓発を行いました。					
課題	令和元年度に実施した一般介護予防事業調査において、のだまめ学校の認知度が著しく低く、本講座の受講者が特定のリピーターに偏っていること、また、出前講座は依頼数が伸びず、市内全域にのだまめ学校が普及していないことが課題です。 また、作成した動画を有効に活用する方法が課題です。					
施策の方針	市報、ホームページの活用やイベント等を行うことで、新規受講者の獲得を目指します。また、作成した動画を普及啓発することで、のだまめ学校のみならず、自宅でも介護予防ができるよう推進していきます。 東京理科大学との共同研究により、のだまめ学校に参加するに当たっての最も重要な要素が交通手段であることが明らかとなったことから、歩いて行ける場所で参加できるよう、出前講座の普及や出張本講座の開催場所等を検討していく必要があります。					
実績と見込み	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
本講座参加者	9,609 人	10,407 人	5,400 人	10,500 人	11,200 人	12,000 人
出前講座参加者	1,280 人	1,250 人	0 人	1,420 人	1,720 人	1,920 人
出前ミニ講座参加者	578 人	202 人	0 人	1,090 人	1,090 人	1,090 人

事業名	えんがわ				所管	介護保険課
現状	平成 30 年度に野田市えんがわ支援事業補助金交付規則を制定し、えんがわ開設者に対する補助金の交付を開始しました。令和 2 年度までに、22 か所のえんがわが開設しており、このうち 4 か所については、生活支援コーディネーターの働きにより、市内の特別養護老人ホームの地域交流スペースを活用し、えんがわを開設しました。					
課題	一般介護予防事業調査より、えんがわの認知度が低いことが明らかとなりました。また、開設場所が市の中心地域に偏っています。					
施策の方針	東京理科大学との共同研究により、えんがわに参加するに当たっての最も重要な要素が交通手段であることが明らかとなったことから、小学校区に 2 か所ずつ、合計 40 か所の開設を目指し、より多くの市民が参加しやすい環境にするために、市報やホームページを活用して普及啓発を行います。 また、特別養護老人ホームのえんがわを中心に、医療専門職の関与を推進していきます。					
実績と推計	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
開設数	7 か所	11 か所	8 か所	10 か所	10 か所	10 か所

事業名	シルバーサロン事業				所管	介護保険課
現状	市報にシルバーサロンの実施事業を掲載し、参加者を募集することで普及啓発を行いました。					
課題	えんがわの開設数が増え、活動内容が重複していることから、シルバーサロンとしてどのように取り組むかが課題となっています。					
施策の方針	えんがわとの関係を考慮し、シルバーサロンの在り方について検討していきます。					
実績と推計	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
参加者数 (はつらつ・ ゆうみい)	6,650 人	5,557 人	2,880 人	6,200 人	6,900 人	7,000 人
参加者数 (元気)	7,517 人	7,405 人	5,760 人	5,600 人	7,900 人	8,000 人

事業名	市民ボランティアの育成	所管	介護保険課
現状	オリジナル体操作成委員（えだまめ体操）、介護支援ボランティア、介護予防サポーター、シルバーリハビリ体操初級指導士及びのだまめ学校ボランティアの育成・支援を進めました。		
課題	シルバーリハビリ体操初級指導士やのだまめ学校ボランティアが増えにくくなっています。 また、のだまめ学校ボランティアの活動内容がのだまめ学校の講座運営補助が基本となっているため、活動の幅が狭くなっています。		
施策の方針	のだまめ学校ボランティアが、主体的にボランティア活動に取り組めるよう検討していきます。 また、各ボランティアが自立したボランティア活動ができるよう、推進していきます。		

事業名	介護支援ボランティア制度						所管	介護保険課
現状	平成 30 年度と令和元年度に合計 9 回の介護支援ボランティア説明会を開催し、64 人の介護支援ボランティアを養成しました。（令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症対策のため、説明会未実施） また、登録施設が 4 施設増え、49 施設となりました。							
課題	介護支援ボランティア説明会の参加者が定員を大幅に下回っています。 また、介護支援ボランティアとして登録しても、活動をしなことが多く、ポイント還元へつなげていないことも課題となっています。							
施策の方針	介護支援ボランティア制度を市報や市ホームページを活用し、認知度を上げます。 また、既存の介護支援ボランティアの活動率の上昇を目指します。							
実績と推計	平成 30 年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和 2 年度 （見込み）	令和 3 年度 （推計）	令和 4 年度 （推計）	令和 5 年度 （推計）		
ボランティア 養成人数 （累計）	268 人	292 人	310 人	350 人	360 人	370 人		
説明会	5 回	4 回	—	4 回	4 回	4 回		

事業名	介護予防サポート企業	所管	介護保険課
現状	「介護予防 10 年の計」に協力いただいている企業等に働きかけたことにより、新規登録がありました。また、のだまめ学校において、介護予防サポート企業コラボイベントを実施しています。新型コロナウイルス感染症対策のため、一般介護予防事業の実施に制限がある状況ですが、新たな企業等への働きかけを継続しています。		
課題	介護予防サポート企業の新規登録企業数が増えにくくなっています。 また、介護予防サポート企業の活動内容が限定的となっています。		
施策の方針	介護予防サポート企業の登録企業数を増やすため、市報やホームページで周知するとともに、市の介護予防事業への活用方法を検討していきます。		

事業名	広報戦略	所管	介護保険課
現状	令和元年度より引き続き、作成したロゴマーク、ポスター及び「介護予防10年の計」全体を包括する啓発パンフレット等を活用し、市全体に「介護予防10年の計」の周知活動を実施しています。また、新たに野田市公式YouTubeチャンネルに、『自宅で実践「健康づくり」』としてシルバーリハビリ体操及びのだまめ学校の動画を掲載し在宅における介護予防の取組を行いました。 東京理科大学との介護予防に関する取組に関連した講演会を実施するなど、シルバーリハビリ体操やのだまめ学校を始めとした「介護予防10年の計」の普及・啓発活動を実施しました。		
課題	令和元年度に実施した一般介護予防事業調査の結果から、「介護予防10年の計」の各事業の認知度が低いことが明らかとなりました。 また、これまでに作成した共通ロゴマークやPR映像、ポスター等の効果的に活用できていないことが課題となっています。		
施策の方針	市報やホームページを活用し、「介護予防10年の計」の事業をPRするとともに、市内イベントに参加し、一般介護予防事業の普及啓発を行っていきます。		

③ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、また、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な医療サービス等につなげることによって、介護予防・重度化防止や疾病予防・重症化予防の促進を目指すことが目的となっています。

介護保険分野においては、医療専門職の通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）における場の提供、また、フレイル状態にある高齢者やフレイルのおそれがある高齢者などの受け皿として「介護予防10年の計」を実施していきます。

事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	所管	介護保険課
現状	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に向けて、関係各課と連携し、その実施に向けて検討しました。		
課題	ポピュレーションアプローチの場となる「えんがわ」が市内各地に広がっていない。 また、えんがわの開設場所が市の中心地域に偏っている。		
施策の方針	フレイル予防普及啓発活動や運動・栄養・口腔等のフレイル予防などの健康教育等を実施する「のだまめ学校」の充実を図るとともに、通いの場への医療専門職の積極的な関与が求められることから、えんがわの役割について検討していく必要があります。		

(2) 包括的支援事業

① 地域包括支援センターの機能と役割

事業名	地域包括支援センターの整備・充実				所管	介護保険課
現状	平成 30 年度に市内に 5 か所目となる地域包括支援センターを設置しました。また、各地域包括支援センターに専門職を配置し、相談体制の整備を図りました。					
課題	地域包括支援センターの職員が不足していることや、高齢化率の上昇に伴う相談件数の増加が課題となっています。 また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より、地域包括支援センターの認知度が低いことが明らかとなりました。					
施策の方針	各日常生活圏域の高齢者数の増加に対応するため、令和 3 年度に南部・福田地区の地域包括支援センターを分割します。また、北部・川間地区においても、前期高齢者数と後期高齢者数が逆転することから、逆転に伴う影響を検証しながら、2 か所目の地域包括支援センターの分割を検討します。 地域包括支援センター内の職員配置をはじめとする活動体制を整備し、センターの機能が最大限に発揮されるよう、関係職員の資質の向上と連携を図り、運営していきます。					
実績と推計	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
設置箇所	5 か所	5 か所	5 か所	6 か所	6 か所	6 か所

事業名	高齢者虐待防止ネットワーク協議会				所管	介護保険課
現状	高齢者虐待ネットワーク協議会を年に 1 回開催し、市内の虐待発生状況や課題について検討しました。また、令和元年度には虐待対応の強化と情報共有を図ることを目的に実務者会議を開催しました。					
課題	近年、虐待通報件数及び虐待と判断し対応した件数が増加傾向となっています。 また、支援困難な虐待事例が増加している。					
施策の方針	虐待通報件数等の増加に対応するため、各関係機関とネットワークの構築や連携を図っていきます。 支援困難な虐待事例については、実務者会議の積極的な開催や千葉県高齢者虐待対応市町村支援事業を活用し、弁護士や社会福祉士等の専門職派遣等の活用を図るとともに、関係者間で役割りや支援の方針を定め、虐待対応を実施していきます。また、職員の知識向上を図るため、地域包括支援センター職員向けの研修会を引き続き実施し、虐待対応への更なる知識や相談援助技術の向上を目指します。					
実績と推計	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
代表者会議の実施回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回
実務者会議の実施回数	0 回	1 回	随時	随時	随時	随時

事業名	地域包括支援センター連絡会				所管	介護保険課
現状	地域包括支援センター連絡会を月 1 回開催し、各地区地域包括支援センターの活動報告や研修会等を実施しました。					
課題	複雑化する問題に対応するため地域包括支援センター職員のスキルアップが必要です。また、相互間での地域課題の共有及び課題解決に向けた連携も不足しています。					
施策の方針	地域包括支援センター職員の資質向上のための研修会等を継続的に開催し、それぞれのスキルアップを図るとともに、市内全地域包括支援センターの相互間での情報共有を密に行うなど、市民の問題解決に向けた連携を強化していきます。					
実績と推計	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
地域包括支援センター連絡会開催回数	12 回	11 回	7 回	12 回	12 回	12 回

② 在宅医療・介護連携推進事業

事業名	在宅医療・介護連携推進事業				所管	介護保険課
現状	令和 2 年度より、在宅医療・介護多職種連携会議を在宅医療・介護連携推進代表者会議と、在宅医療・介護多職種連携研修会に分けて実施することとし、代表者会議において I C T の活用や感染症を踏まえた研修会の実施方法を検討しています。					
課題	令和元年度までの在宅医療・介護多職種連携会議において、認知症や I C T 等の研修を行うとともに、顔の見える関係づくりを進めてきましたが、地域の実情に合わせた具体的な連携体制の構築が進んでいない状況です。 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、これまで集合形式で行っていた研修会を今後どのように実施していくかが課題となっています。 在宅介護実態調査より、終末期の過ごし方について「まったく話し合ったことはない」が半数を超えており、在宅医療や看取りに関する啓発活動が必要です。					
施策の方針	野田市医師会と連携しながら、在宅医療・介護連携推進代表者会議と、在宅医療・介護多職種連携研修会を実施し、本事業への理解と相互の理解を深め、連携体制の構築を進めていきます。会議や研修会を継続的に実施できるよう、災害や感染症の発生を想定し、集合形式以外の研修方法を方法の検討を行います。 災害や感染症の発生を踏まえ、庁内の関係部門との連携や情報共有を進めます。 令和元年に導入した I C T の活用を推進し、医療・介護関係者間の情報共有の支援を行います。 野田市における看取りの現状や認知症に関する医療の状況を把握し、相談支援や市民への普及啓発を行います。					
実績と推計	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
多職種連携会議の実施回数	3 回	2 回	—	—	—	—
連携推進代表者会議	—	—	2 回	2 回	2 回	2 回
多職種連携研修会	—	—	1 回	2 回	2 回	2 回

③ 認知症総合支援事業

事業名	認知症総合支援事業				所管	介護保険課
現状	平成 30 年度に作成した「認知症ケアパス（認知症ガイドブック）」を令和元年度に認知症地域支援推進員会議において見直すとともに新たに簡易版を作成し、認知症ケアパスの普及啓発に努めました。また、平成 30 年 4 月に認知症初期集中支援チーム設置し、認知症初期集中支援として訪問やチーム員会議等を実施しました。					
課題	認知症地域支援推進員の活動が認知症ケアパスの作成にとどまっており、今後は地域における支援に加え、認知症の方の社会参加の体制づくりに取り組む必要があります。また、認知症初期集中支援チームでは、認知症の方への早期介入に際し、様々な知識やスキルが求められ、対応力のさらなる向上が必要です。					
施策の方針	認知症地域支援推進員による地域支援、社会参加活動の体制を整備し、普及啓発及び早期支援・予防を柱にして、若年性認知症を含めた認知症対策の充実を図るとともに、医療機関の受診や介護保険サービス等の利用につなげる相談や支援の強化を図ります。また、状態に応じた適切なサービスが提供されるよう相談や認知症に関する講座等の機会に認知症ケアパスを活用した情報提供を行います。認知症初期集中支援チームに関しては、体制の強化、早期対応、関係機関とのスムーズな連携体制の構築を目指すとともに、認知症の方を支援するための対応力向上のため、研修会を開催します。さらに、認知症の方やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援につなぐ仕組みとして「チームオレンジ」の設置を目指します。					
実績と推計	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
認知症初期 集中支援 チーム員 研修受講者数	2 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
認知症地域 支援推進員 配置人数	12 人	13 人	9 人	10 人	10 人	10 人

事業名	オレンジカフェ（認知症カフェ）				所管	介護保険課
現状	野田市認知症カフェ事業補助金交付規則に基づき、オレンジカフェ（認知症カフェ）の設立に対し、補助金を交付しています。平成 30 年度から令和 2 年度までに 6 件のオレンジカフェの設立に対して補助金を交付しました。また、活動しているオレンジカフェのマップを掲載したチラシを作成し、公共施設等に配置しました。					
課題	オレンジカフェの補助金交付申請の件数が少ないことが課題となっています。また、徒歩圏内にオレンジカフェがなく、認知症の方やその家族が通いにくいことなどが課題となっています。					
施策の方針	各関係機関に対し、オレンジカフェ補助事業の普及啓発を図り、オレンジカフェの設置箇所数を増やしていきます。また、市民に対し、オレンジカフェの役割や開催場所等の普及啓発を図り、認知症の方やその家族（介護者）の参加者数を増やしていきます。					
実績と推計	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
申請件数	4 件	2 件	3 件	3 件	3 件	3 件

④ 生活支援体制整備事業

事業名	生活支援体制整備事業					所管	介護保険課
現状	地域ケア会議を活用し、生活支援体制整備に係る協議体【第1層（市域全体）協議体1か所、第2層（日常生活圏域）協議体5か所】を設置し、地域の社会資源の把握及び創出するとともに、情報共有を図っています。また、協議体の会議で必要な社会資源等を抽出し、地域住民の通いの場「えんがわ」を各日常圏域に1か所、計4か所開設しました。						
課題	単身や夫婦のみの高齢者世帯が増加する中、支援を必要とする高齢者が増加することが予測されていることから、介護予防や生活支援サービス事業を提供するため、令和7（2025）年に向けて医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供の仕組みづくりが必要となっています。また、社会資源の把握や地域の現状に応じた社会資源の創出が課題となっています。						
施策の方針	地域ケア地区別会議と生活支援体制整備を兼ねて、各地域の社会資源の把握や創出を引き続き行っていきます。また、生活支援コーディネーターを活用を図り、各地域に必要な社会資源や住民集いの場等、各地域に応じた地域づくりや体制整備を行い、施策へつなげます。						
実績と推計	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （見込み）	令和3年度 （推計）	令和4年度 （推計）	令和5年度 （推計）	
協議体 設置箇所	なし	6か所	6か所	7か所	7か所	7か所	

⑤ 地域ケア会議の開催

事業名	地域ケア会議					所管	介護保険課
現状	地域ケア会議の枠組に生活支援体制整備事業第1・2層協議体と組み合わせ、地域ケア個別会議、地域ケア地区別会議、地域ケア包括会議を開催しています。各地域包括支援センター主催で個別ケースから必要な資源及び地域の課題を抽出しました。また、要支援等の軽度者に対する自立支援につながるアプローチ方法の検討及び支援困難対応に対する地域ケア個別会議も実施しました。						
課題	個別事例において、地域の介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの支援、地域の実態把握や問題解決のための地域支援ネットワークの構築が不十分となっています。また、生活支援体制整備事業の協議体と組み合わせた地域ケア会議において、必要な社会資源の開発や抽出を行うに当たり、地域包括ケアシステムの構築が不十分となっています。						
施策の方針	医療、介護等の専門職をはじめ、地域の多様な関係者が地域ケア会議を行い、地域ケア個別会議や地域ケア地区別会議で共有や課題が抽出された地域課題等を地域づくりや施策形成に結びつけることで、地域包括ケアシステムの構築を推進します。また、各地域包括支援センターにおいて、積極的な地域ケア会議の開催が円滑に実施できるよう、多職種の専門職の派遣や職員の知識向上を図るため、地域包括支援センター職員向けに研修会を開催するとともに、地域ケア会議の実施方法の体制整備を随時行っていきます。						
実績と推計	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （見込み）	令和3年度 （推計）	令和4年度 （推計）	令和5年度 （推計）	
地域ケア会議 開催回数	12回	19回	25回	25回	30回	35回	

(3) 任意事業

① 家族介護等への対応

介護保険制度の導入後も依然として根強い家族介護への支援要望に対応するため、家族介護者の技術を向上させて、高齢者の生活の質的向上を進めることで、家族の身体的、経済的及び精神的な負担軽減を図ります。

事業名	家族介護者等助成事業			所管	高齢者支援課
現状	1年を通じて介護サービス（年間7日までのショートステイの利用を除く。）を利用せずに重度の要介護者（要介護4・5の方）を介護している家族に対し、年間10万円の慰労金を支給しています。				
課題	介護保険制度の浸透により支給対象者は減少していますが、在宅で要介護者を介護している家族の支援策として、引き続き実施が必要です。				
施策の方針	国の補助事業として今後も継続して実施します。				
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)		
支給者数	3人	1人	2人		

② 認知症高齢者に係る施策の推進

高齢者の増加に伴い、特に重要性が増している認知症高齢者への取組を重点的に進め、高齢者が自らの意思に基づき、自立し尊厳のある生活を送るとともに、家族介護者への支援が図られるような環境づくりを推進します。

事業名	認知症サポーター育成事業				所管	介護保険課
現状	認知症を理解し、認知症の方とその家族を見守る認知症サポーター養成について、市民2万人を目標に、キャラバンメイトによる認知症サポーター養成講座を市民、小学生等の学生、市役所職員等を対象に開催しました。また、令和元年度は、認知症の方と地域で関わることが多いことが想定される小売業や金融機関を対象に開催し、累計12,881人（令和2年10月現在）を養成しています。 さらに、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを増やすため、受講要件を満たす方に対し、千葉県キャラバン・メイト養成研修を案内することでキャラバンメイトの養成につなげています。					
課題	認知症の方への地域の理解が少ないことや講座への若い世代の参加が少ないこと、また、認知症サポーター養成講座終了後のサポーターの役割が明確化していないことなどが課題となっています。 また、企業、小売業等においては、認知症サポーター養成講座の開催が難しい場合があり、引き続き認知症サポーター養成の必要性等について説明し、ご協力いただける企業等を増やす必要があります。 さらに、認知症サポーターを養成するためには、認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを増やす必要があります。					
施策の方針	認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう、認知症サポーター養成講座を地域住民、民間企業、学生に対して実施し、認知症を正しく理解した応援者を増やすとともに、認知症地域支援推進員や関係機関と連携し、認知症の方やその家族を見守る地域づくりを推進します。 また、認知症サポーターの役割を明確化するとともに、認知症総合支援事業として、認知症の方やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援を繋ぐ仕組みとして、「チームオレンジ」の構築を目指します。					
実績と推計	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
認知症サポーター養成講座実施回数	58回	48回	40回	50回	50回	50回
認知症サポーター養成講座参加者数	2,409人	2,309人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
キャラバン・メイト養成研修受講者数	11人	9人	10人	12人	14人	16人

事業名	成年後見制度の普及・啓発		所管	高齢者支援課
現状	認知症高齢者等に対する権利擁護の一環として、判断能力が不十分な高齢者や、身寄りのない認知症高齢者の権利擁護のため、市長が審判の申立てを行い、申立費用や成年後見人等に対する報酬の支払が困難な高齢者には費用の助成を行っています。			
課題	身寄りのない認知症高齢者の増加により、成年後見制度の市長申立及び成年後見人等に対する報酬助成も増加傾向となっています。			
施策の方針	高齢者が年々増加する中で、身寄りのない方や親族から疎遠になっている方が増え、今後ますます市長申立の需要が増加するものと考えられることから、関係機関と連携した相談体制の充実強化を図ります。判断能力が不十分な高齢者等の申立てに要する費用の負担及び成年後見人等の報酬に対する助成を行う成年後見制度利用支援事業の活用を推進します。また、制度を担う市民後見人の養成を進めます。			
実績と見込み	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	
申立件数	4 件	4 件	10 件	

事業名	高齢者等を支え合うSOSネットワーク事業		所管	高齢者支援課
現状	認知症高齢者が徘徊等によって所在不明となった場合に、防災行政無線やまめメールなどを利用して情報を発信し、早期発見や保護につなげています。			
課題	防災行政無線の放送やまめメールの配信により、行方不明者の搜索依頼を行っています。が、徘徊を繰り返す方の搜索依頼もあることから、適切な介護サービスの利用につなげ、徘徊を防止するための対策の検討が必要です。 また、高齢者を保護した場合に一時的に収容するための施設の確保なども課題となっています。			
施策の方針	防災行政無線やまめメールによる搜索依頼時には、多くの市民の協力を得るため、啓発活動を行うとともに、徘徊を繰り返す方については、地域包括支援センターやケアマネジャー等と継続して実施します。 また、保護した高齢者を一時的に収容するための施設の確保等について検討します。			
実績と見込み	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	
利用件数	28 件	28 件	30 件	

事業名	徘徊高齢者家族支援サービス事業			所管	高齢者支援課
現状	徘徊高齢者を介護する家族にGPS発信機を貸与し、徘徊があった場合にGPS発信機で居場所を家族が確認して、早期発見や事故防止を図っています。				
課題	徘徊高齢者がGPS発信機を身体から外して徘徊した場合は居場所の確認ができないことから、防災行政無線やまめメールによる検索には、多くの市民の協力を得る必要があります。また、GPS発信機以外の徘徊高齢者の発見につながる対策の検討が必要です。				
施策の方針	認知症高齢者がGPS発信機を身体から外して徘徊した場合は、GPS発信機で居場所を確認できないことから、防災行政無線やまめメールによる検索依頼時には、多くの市民の協力を得るため、啓発活動を実施します。 また、安心カードの配布などGPS発信機以外の徘徊高齢者の発見につながる対策について検討します。				
実績と見込み	平成30年度 (実績)		令和元年度 (実績)		令和2年度 (見込み)
貸与件数	2件		1件		2件

③ 在宅サービスの適切な提供

在宅サービスについて、市民の需要に十分に対応できるよう、民間サービス事業者の参入促進や人材の確保・育成、サービス提供事業者への指導、制度の周知徹底などを行うとともに、不正等のないよう監督し、必要な施策を推進します。

事業名	配食サービス事業						所管	高齢者支援課
現状	65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、調理の困難な方に1日1回（夕食のみ）食事の配達を行い、食生活の改善を図るとともに、配達時に安否確認を行っています。							
課題	事業を必要としている方を的確に把握していくため、事業の周知を図る必要があります。							
施策の方針	事業を必要としている方や介護事業所等に事業の周知を図る必要があります。							
実績と推計	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)		
利用者数	229人	220人	230人	230人	230人	230人		
延配食数	22,782食	20,601食	22,000食	22,000食	22,000食	22,000食		

④ 施設サービス及び地域密着型サービスの適切な運営の推進

施設サービス及び地域密着型サービスは、在宅での生活が困難になった要介護者等が、介護保険施設や地域密着型サービス施設に入所して受けるサービスで、苦情や不満等の未然防止及び身体拘束等の不正がないよう監督し、必要な施策を推進します。

事業名	介護相談員制度の推進				所管	高齢者支援課
現状	介護相談員は、事業所への訪問を行い、利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政との間に立って、問題解決に向けた手助けを行っています。また、介護相談員から市町村へ虐待や身体拘束と考えられる事例の報告があった場合には、市町村は、利用者の安全の確認と確保を第一に考え、関係機関と連携をとり迅速な対応を取ります。					
課題	現在、定員 10 人として、民生委員児童委員に登録をお願いしており、事業所が増加した場合は、2 から 3 か月に 1 回の訪問を維持するために相談員の増員を検討する必要があります。					
施策の方針	対象となる事業所が増加した場合、介護相談員の増員を検討する必要があります。					
実績と推計	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
介護相談員数	10 人	10 人	9 人	10 人	10 人	10 人
延訪問回数	230 回	193 回	9 回	115 回	240 回	240 回

◆健康増進活動の推進

「健康日本21(第二次)」、「健康ちば21(第2次)」との整合を図りつつ、「野田市健康づくり推進計画21(第2次)」に基づく健康づくり活動及び寝たきり予防対策を進めます。

「健康日本21(第二次)」に示された「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」、「健康を支え、守るための社会環境の整備」及び「生活習慣の改善及び社会環境の改善」の五つの基本方針に基づき、市民自らの健康づくり運動として展開していきます。

事業名	寝たきり予防対策（健康づくり）事業の推進				所管	保健センター
現状	「寝たきりは予防できる」という健康づくりの意識づけを目指して実施しました。					
課題	市民の健康に関する意識を高めるために、継続的、定期的の実施していく必要があります。					
施策の方針	市民の健康に関する意識を高めるために、各種事業を通じて継続的、定期的の実施していく必要があります。					
実績と推計	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
講演会 参加人数	53 人	0 人	30 人	50 人	50 人	50 人
キャンペーン 実施回数	4 回	2 回	1 回	2 回	2 回	2 回
参加者数	1,297 人	1,030 人	30 人	800 人	800 人	800 人

◆地域密着型サービスの適切な提供

地域密着型サービスは、介護が必要となっても住み慣れた地域で生活が続けられるように、日常生活圏域ごとに市が整備計画を策定した上で、事業所指定や指導監督などを行い、利用者は原則的には市民に限定され、地域に根付いた適正なサービスが提供できるよう整備を進めています。

■地域密着型サービスの概要

種 別	定員等	サービス内容
地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	29 人以下	常に介護が必要であり、在宅での生活が困難な方が入所する施設で、食事、入浴、排せつなどの日常生活の介護や健康管理を行います。
認知症対応型共同生活介護 (認知症グループホーム)	3ユニット定員 27 人以下 (1ユニット5人 以上9人以下)	比較的安定した状態にある要支援2以上の認知症の方を対象にした入所施設で、要介護者等が共同生活の中で入浴、食事等や機能訓練を行います。
認知症対応型通所介護 (認知症デイサービス)	1 日利用定員 12 人以下	比較的安定した状態にある認知症の要介護者が通所しながら、入浴、食事等日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
小規模多機能型居宅介護	登録定員 29 人以下	居宅の要介護者を対象に通いを中心に利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせて多機能なサービスを提供します。
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	—	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時対応を行います。
看護小規模多機能型居宅介護 (複合型サービス)	登録定員 29 人以下	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスにより、介護と看護サービスの一体的な提供を行います。
地域密着型通所介護 (小規模デイサービス)	登録定員 18 人以下	小規模で生活圏域に密着した通所介護施設で、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の世話や、機能訓練などを日帰りで行います。
地域密着型特定施設 入居者生活介護	29 人以下	小規模な有料老人ホームなどで、入居している方に、入浴などの介護や機能訓練及び療養上の世話を行います。

事業名	地域密着型介護老人福祉施設 (小規模特別養護老人ホーム)	所管	高齢者支援課
現状	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）は第7期期間中に養護老人ホームから14人分を転換し、第7期末時点の利用可能な施設数は2か所（定員49人）となっています。		
課題	1施設の事業規模が小さく、入所対象者が基本的に野田市住民に限られることを踏まえた上で、待機者数、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、今後の整備を検討していく必要があります。		
施策の方針	利用可能な施設は2施設（定員49人）であることから、事業者から整備意欲がある場合には、既存施設の利用状況を見据えた上、対応するものとします。		

事業名	認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）	所管	高齢者支援課
現状	認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）は第7期末時点の整備数は7か所（定員90人）となっています。		
課題	介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、今後の整備を検討していく必要があります。		
施策の方針	認知症高齢者の増加に対応するために、既存施設の待機者数の推移及び介護人材の確保等を見据えた上、対応するものとします。		

事業名	認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	所管	高齢者支援課
現状	認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）は第7期末時点の利用可能な施設数は1か所（定員12人）となっています。		
課題	今後、認知症高齢者数の増加が見込まれますが、認知症に対応したサービスの内容の周知を図りつつ、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、今後の整備を検討していく必要があります。		
施策の方針	第7期期間中に1施設が休止となっていることから、7期末時点の利用可能な施設は1施設（定員12人）であるため、事業者から整備意欲がある場合には、既存施設の利用状況を見据えた上、圏域バランスを考慮し対応するものとします。		

事業名	小規模多機能型居宅介護	所管	高齢者支援課
現状	小規模多機能型居宅介護は第7期末の利用可能な施設は1か所（定員25人）となっています。		
課題	24時間対応の「施設から在宅へ」の実現に向け重要なサービスであることから、今後、整備を促進していく必要があります。		
施策の方針	利用可能な施設は1施設（定員25人）であることから、事業者から整備意欲がある場合には、既存施設の利用状況を見据えた上、圏域バランスを考慮し対応するものとします。		

事業名	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	所管	高齢者支援課
現状	定期巡回・随時対応型訪問介護看護は7期期間中の増減はありませんでしたので、第7期末時点では1か所の整備となっています。		
課題	医療対応可能な24時間サービスであり、「施設から在宅へ」の実現に向け重要なサービスとして、今後、整備を促進していく必要があります。		
施策の方針	利用可能な施設は1施設であることから、利用者については推移を見込み、事業者から整備意欲がある場合には、圏域バランスを考慮し対応するものとします。		

事業名	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	所管	高齢者支援課
現状	看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）は7期期間中の増減はありませんでしたので、第7期末時点では、1か所（定員29人）の整備となっています。		
課題	24時間対応の「施設から在宅へ」の実現に向け重要なサービスであることから、今後、整備を促進していく必要があります。		
施策の方針	利用可能な施設は1施設（定員29人）であることから、利用者については現状定員での推移を見込み、事業者から整備意欲がある場合には、他の日常生活圏域において、圏域バランスを考慮し対応するものとします。		

事業名	地域密着型通所介護（小規模デイサービス）	所管	高齢者支援課
現状	第7期期間中には、3か所整備を行い、1か所通所介護へと移行し、7期末時点では、2か所となります。		
課題	18人以下の小規模で地域に根ざした事業として運営していく中で、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、今後の整備を検討していく必要があります。		
施策の方針	介護保険法に規定される地域密着型通所介護のサービス量について、見込量に達しないと見込まれる際に、地域密着型通所介護の指定の申請があった場合は、審査し指定していきます。		

事業名	地域密着型特定施設入居者生活介護	所管	高齢者支援課
現状	第7期期間中には、事業者からの協議があり、中央・東部地区に1か所（定員27名）整備を行う予定です。		
課題	29人以下の小規模で地域に根ざした事業として運営していく中で、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、今後の整備を検討していく必要があります。		
施策の方針	事業者から整備意欲がある場合には、他の日常生活圏域において、圏域バランスを考慮し、対応するものとします。		

◆施設サービスの適切な提供

施設サービスは、在宅での生活が困難になった要介護者が、介護保険施設に入所して受けるサービスで、特別養護老人ホームを始め、介護老人保健施設、介護医療院があります。

介護老人保健施設及び介護医療院は、利用状況に大きな変化は見られませんが、原則新規入所者を要介護3以上の高齢者に限定し、在宅での生活が困難な中重度要介護者を支えることに重点化された特別養護老人ホームは、近年の高齢者人口の増加に伴い、令和2年7月現在で、申込待機者は463人となっています（このうち、要介護3以上は377人）。

国は令和2（2020）年代初頭までに家族の介護を理由とした離職の防止を図るべく、介護離職ゼロを推進していくこととしており、必要な介護サービスの確保と、働く環境改善・家族支援を両輪として取り組んでいます。その一方で全国的に既に減少に転じている生産年齢人口は、令和7（2025）年以降さらに減少が加速するとされており、介護人材の確保がますます厳しい状況となることが予想されています。

このような状況において、市では、在宅での介護の負担をできるだけ減らせるよう、申込待機者のうち、より緊急性の高い待機者を集計し、整備を検討することといたしました。

【第8期野田市シルバープランで市が位置付けた緊急性の高い待機者】

第8期では、第7期における緊急性の高い待機者の考え方を承継し、病院、施設、サービス付き高齢者向け住宅等で生活されている方は、ひとまず支援の場が確保されていることから対象から除き、独居、夫婦、さらに介護離職ゼロの観点から同居家族のいる場合の在宅で生活され、かつ、要介護3以上の方を緊急性の高い待機者として集計します。

事業名	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	所管	高齢者支援課
現状	第7期中は、新規の特別養護老人ホーム70床の整備を行い、現在11施設841床を確保しています。 第7期中は、多くの施設が介護人材不足により職員確保に苦慮している状態で、この傾向は今後も続くものと考えられる一方で、入所資格が原則要介護3以上と重度化が進んだ影響もあって、既存施設の新規入所者が増えてきており、市内の施設全体で、令和元年度は242人、令和2年度上半期は111人が新規に入所しています。		
課題	待機者解消及び介護離職ゼロに向けた施設整備が求められており、待機者数の推移、既存施設の入所状況、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、今後の施設整備を検討していく必要があります。		
施策の方針	施設への早期の入所を必要とする緊急性の高い待機者を推計すると、令和2年度は171人となり、これを令和5年度の要介護者3以上の推計数で換算すると189人となりますが、待機者の中には、予約的な意味合いで申し込んでいる方もいるため、待機者アンケートにおいて「ただちに入所できないと非常に困る」、「なるべく早く入所できるほうが良い」と、早期の入所を希望した割合が待機者の約45%となっていることを踏まえ、189人の約45%に当たる90人を緊急性の高い待機者と捉えることとします。 現状、施設入所は年間200人程度の入所ができていることから、この90人は長期間の待機なしに入所できると考えられるため、原則として、第8期中に新規整備は行わないこととします。ただし、待機者数の推移その他の状況を見据えた上で、必要がある場合は、新規に90床の計画を立て、対応することとします。		

事業名	介護老人保健施設	所管	高齢者支援課
現状	介護老人保健施設は7期期間中の増減はありませんでしたので、第7期末時点も4か所（定員424人）となっております。		
課題	施設利用者の在宅への復帰の状況、介護人材の不足や利用者の確保による事業運営の安定化を考慮し、今後の状況を注視していく必要があります。		
施策の方針	離床者数は、ほぼ横ばいの状況であり、今後も同様の状況が続くと予想されることから、第8期で新たに整備する計画はありません。		

事業名	介護医療院	所管	高齢者支援課
現状	第7期期間中に介護療養型医療施設から介護医療院への転換が完了しました。1か所（定員52人）となっております。		
課題	医療と日常生活の場として今後の動向を見極め、介護医療院のあり方を検討していく必要があります。		
施策の方針	入所者数は、ほぼ横ばいの状況であり、今後も同様の状況が続くと予想されることから、第8期で新たに整備する計画はありません。		

◆介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護サービス事業者等への感染症等の対策・支援

事業名	介護サービス事業者等への感染症等の対策・支援	所管	高齢者支援課/ 介護保険課/ 保健センター/ 防災安全課
現状	台風等の災害や新型コロナウイルス等による感染症の流行により、市及び介護サービス事業者等における災害・感染症対策の構築が急務となっています。		
課題	介護サービス事業者等に対する災害・感染症対策の周知や実施状況の確認を行う必要があります。		
施策の方針	介護サービス事業者等への実地指導や集団指導等において、災害・感染症対策について指導していきます。 地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設に対しては、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために施設ごとに避難確保計画の作成を行っており、計画に基づく避難訓練の実施や未提出の事業所に対し計画の策定を指導します。 また、災害や感染症等の流行が発生した際、必要な備品等を介護サービス事業者等へ配布する体制を明確化し、より迅速な対応ができるようにしていきます。		

(2) その他

事業名	要介護認定・要支援認定の迅速性、公平性を図るためのシステムの推進				所管	介護保険課
現状	申請から認定までの期間を減少させるため、令和元年度より訪問調査員を12名とし、認定調査の体制の強化を図りました。					
課題	申請から認定までの期間が30日を超えています。					
施策の方針	申請から認定までの期間を30日以内にできるよう事務の合理化等を推進します。					
実績と推計	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)
認定申請数	7,137件	6,831件	5,594件	7,808件	8,333件	8,141件
審査件数	6,780件	6,565件	5,600件	7,500件	8,130件	7,840件
認定件数	6,866件	6,597件	5,650件	7,660件	8,270件	8,040件
認定審査会 開催数	183回	162回	140回	186回	194回	190回

事業名	介護事業者協議会等の運営				所管	介護保険課	
現状	介護事業者協議会及び介護支援専門員協議会の全体会及び理事会に事務局として参加し、両協議会との連携を図りました。						
課題	災害や感染症の流行等が発生した際に、両協議会との適切かつ迅速に対応できるような枠組の構築が不十分です。						
施策の方針	今後ともこれらの協議会と協力して、更なる介護サービス等の資質を向上を目指し、円滑な介護保険制度の運営に努めます。						
実績と推計		平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
介護事業者協議会 開催数	全体会	4 回	3 回	1 回	4 回	4 回	4 回
	理事会	11 回	10 回	5 回	11 回	11 回	11 回
介護支援専門員協議会 開催数	全体会	6 回	6 回	3 回	6 回	6 回	6 回
	理事会	12 回	12 回	10 回	12 回	12 回	12 回

事業名	介護保険制度についての幅広い広報の実施	所管	介護保険課
現状	介護保険制度の改正や介護保険料等を盛り込んだパンフレットを市公共施設に配架しました。また、市ホームページにより、介護保険の情報を周知しています。		
課題	パンフレットやホームページ等を活用し、より広く周知をすることが必要となっています。		
施策の方針	新たに導入された制度や保険料等を盛り込んだパンフレットを作成し、全戸に配布します。また、シルバーリハビリ体操パンフレット、介護サービスマップ、リーフレット等も作成するほか、市報に制度内容を掲載するなど、より一層の周知徹底を図ります。		

事業名	低所得者等への対応				所管	介護保険課
現状	市報、ホームページ、パンフレット等により、介護保険料の減免制度や介護サービス利用料の内容を周知しています。また、東日本大震災による被災者減免（国の特例措置）を継続します。低所得者保険料軽減（国の軽減措置）については、令和元年 10 月からの消費税増税に伴い第 1 段階から第 3 段階の軽減割合をさらに拡充し実施しています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し介護保険料の納付が困難になった被保険者について、国が示す基準のとおり減免を行いました。					
課題	市報やパンフレット等を通じて対象者に減免措置や軽減制度の内容を周知徹底するとともに、真に減免等が必要な方の把握が必要です。					
施策の方針	風水害等の災害や感染症の流行等の不測の事態に対し、保険料減免等の措置が迅速に対応できるよう、今後も周知を継続していくとともに、真に必要な方に実施することができるように努めます。					
実績と見込み	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	令和 3 年度 (推計)	令和 4 年度 (推計)	令和 5 年度 (推計)
保険料減免	1 名	1 名	56 名	—	—	—
サービス利用料 軽減	8 名	4 名	6 名	—	—	—

■ 利用料の軽減の実施方法

区 分	対象サービス	要 件
社会福祉法人等による利用者負担額軽減事業	・訪問介護 ・通所介護 ・短期入所生活介護※ ・認知症対応型通所介護※ ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・小規模多機能型居宅介護※ ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・介護福祉施設サービス ・第 1 号訪問事業 ・第 1 号通所事業	1 生活保護を受給している者 2 住民税世帯非課税であって、次の要件全てに該当する者のうち、その者の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると野田市が認めた者。 ①年間収入が単身世帯で150万円以下であること。（世帯員が1人増えるごとに50万円を加算） ②預貯金等の額が単身世帯で350万円以下であること。（世帯員が1人増えるごとに100万円を加算） ③日常生活に供する資産以外に活用する資産がないこと。 ④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ⑤介護保険料を滞納していないこと。
特定居宅サービス等利用者負担額軽減事業	・社会福祉法人等以外で行う居宅サービス	

※介護予防サービスを含む。

事業名	介護保険料滞納者対策の推進	所管	介護保険課
現状	電話や文書による催告と並行して財産調査を実施しています。滞納者の現状を把握したうえで分納等の相談に応じていくとともに、積極的に滞納処分も行っています。また、納期を過ぎた介護保険料については、延滞金を加算しています。なお、介護保険料の滞納又は不納欠損となった被保険者には、給付制限を行っています。		
課題	滞納者の中には度重なる催告にも応じない方も多数おり、今後の徴収率の向上が課題となっています。		
施策の方針	収税課を主体に今後も催告や滞納処分を行い、徴収率の向上に努めます。		

■介護保険料の徴収率

区分	特別徴収	普通徴収	計
平成 30 年度	100.00%	91.35%	99.24%
令和元年度	100.00%	93.52%	99.45%

■介護保険料の滞納状況

区分	第 1 号被保険者数 (A)	滞納者数 (B)	滞納者割合 (B/A×100)
平成 30 年度	46,345 人	1,298 人	2.8%
令和元年度	46,989 人	919 人	2.0%

3 介護給付適正化計画

(1) 考え方

介護給付費の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとする過不足のないサービスを事業者が適切に提供できるよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

(2) 適正化事業の推進

本市では、第7期計画期間中に介護給付費適正化主要5事業のうち、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合及び会議給付費通知の3事業に取り組むとしていました。受給者が可能な限り、住み慣れた地域で能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的かつ効果的に活用するためにさらなる適正化事業の推進が必要です。

そこで第8期計画期間では、介護給付費適正化主要5事業に取り組んでいきます。

(3) 介護給付費適正化主要5事業の取組

① 要介護認定の適正化

ア 事業の内容

指定居宅介護支援事業者、施設又は介護支援専門員が実施した認定申請に係る認定調査の内容について、訪問又は書面等の審査により点検することにより、個々の受給者の状態に合った要介護認定を目指します。

イ 実施方法及び目標

認定調査の内容について、調査後及び介護認定審査会委員への配付前に全ての調査票の確認を行い、疑義が生じた調査内容については、訪問又は調査員への聞き取り等の方法により点検します。

② ケアプラン点検

ア 事業の内容

介護支援専門員が作成した居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画の記載内容について、事業者からの資料提出又は訪問調査等による点検及び支援を行うことにより、個々の受給者が真に必要なとするサービスを確保することを目指します。

イ 実施方法及び目標

市内の全居宅介護支援事業所に対し、第8期計画期間中に最低1回のケアプラン点検を実施します。

③ 住宅改修・福祉用具実態調査

ア 住宅改修の点検

(7) 事業の内容

改修工事を行おうとする受給者宅の実態、工事見積書の点検及び改修後の施工状況等を点検することにより、真に必要とするサービスの確保を目指します。

(イ) 実施方法及び目標福祉用具購入調査

居宅介護住宅改修の申請を受け、リハビリテーション専門職の知見に基づく改修工事を施工する前の工事見積書の点検及び施工前写真等の確認を行うとともに、施工後に竣工写真等により住宅改修の施工状況等を点検します。また施工前の点検の際には提出書類や写真からは現状が分かりにくい、又は工事内容が受給者の身体状況に適合しているか疑義があるケースなどは、受給者宅を訪問し実態確認を行います。

イ 福祉用具購入調査

(7) 事業の内容

福祉用具購入申請時において、福祉用具利用者の状態を訪問又はケアマネジャー等への聞き取り等により把握することにより、福祉用具の必要性について確認し、真に必要とするサービスを確保することを目指します。

(イ) 実施方法及び目標

福祉用具購入申請時において、福祉用具が必要な理由と福祉用具利用者の認定調査状況を確認し、疑義がある申請についてはケアマネジャー等に確認又は福祉用具利用者に対して訪問調査を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認します。

④ 縦覧点検・医療情報との突合

ア 縦覧点検

(7) 事業の内容

受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性及び算定回数・算定日数等の点検を行うことにより、請求内容の誤り等を早期に発見し適切な給付を目指します。

(イ) 実施方法及び目標

次の5帳票を中心に縦覧点検を行います。

- ・ 重複請求縦覧チェック一覧表
- ・ 算定期間回数制限チェック一覧表
- ・ 居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表
- ・ 軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表
- ・ 要介護認定有効期間の半数を超える短期入所受給者一覧

イ 医療情報との突合

(7) 事業の内容

医療担当部署との連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療及び国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を防ぎます。

(4) 実施方法及び目標

医療担当部署と連携し、毎月帳票の点検を行います。点検の結果、医療と介護の重複請求の疑義がある請求については各事業所に連絡及び確認を行います。

⑤介護給付費通知

ア 事業の内容

受給者に対して、事業者からの介護報酬の請求及び費用の給付状況等について通知することにより、受給者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を普及啓発するとともに、自ら受けているサービスを改めて確認し、適正な請求に向けた抑制効果を上げます。

イ 実施方法及び目標

介護保険サービス受給者に対し、直近3か月分の介護保険サービスの利用実績を通知します。

第 5 章

老人福祉計画

第5章 老人福祉計画

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

第8期計画では、第7期計画に引き続き野田市全体に地域包括ケアシステムの深化・推進のため、地域包括支援センターが中心となって介護保険施設や医療機関、野田健康福祉センター、保健センター、社会福祉協議会等との情報のネットワークを構築していくとともに、民生委員児童委員、保健推進員等の活用や社会福祉協議会の体制強化を始め、NPO法人及びボランティアの育成にも努めていきます。

事業名	民生委員児童委員活動の推進	所管	生活支援課
現状	ひとり暮らしの高齢者等の身近な相談相手となり、生活に関する相談や助言等の援助、介護保険制度や各種福祉サービスの周知、住民要求等の行政等への取次ぎなど、行政と住民のパイプ役として積極的な役割を果たしています。主に、緊急通報装置の設置申請・敬老祝品の配布・緊急医療情報キットの配布等の高齢者支援に関すること、ひとり親家庭訪問・学校との話し合いなどの児童福祉に関すること、心配ごと相談員として社会福祉協議会事業に関することにも協力を得ています。さらに、生活等の支援を必要とする方には、情報提供を行うなど、関係機関との調整に努めるとともに、個人情報の保護について意識の高揚を図りながら活動しています。		
課題	ひとり暮らしの高齢者等で、把握できていない相談支援の解決や支援につなげていくため、自治会や地区社会福祉協議会との連携を強化していくことが必要です。		
施策の方針	民生委員児童委員には、高齢者やひとり親家庭、児童問題等の身近な相談相手として、また疑問や意見、ニーズ等の情報収集について、引き続き行政や関係機関とのパイプ役としての役割を果たしていただきます。さらに、支援を必要とする方には、情報提供を行うなど、関係機関との調整を務めていただくとともに、個人情報の保護について意識の高揚を図りながら活動していただきます。		

■高齢者福祉における民生委員児童委員の役割

民生委員児童委員の役割	具体的な内容
制度の周知と利用促進のための役割	高齢者やその家族の状況を的確に把握し、高齢者福祉制度の内容を正確に知らせていくとともに、サービスを利用しながら在宅で生活していくことの重要性について理解を求めています。
見守りや励まし等の役割	高齢者やその家族が地域社会で安心して生活を送ることができるよう見守り活動や友愛活動を展開し、家族介護の状況についてもチェックを行っています。
代理的な役割	高齢者やその家族が高齢者福祉制度に係る申請をすることができない場合や、高齢者福祉制度に関する苦情等があった場合には、行政機関の窓口にて的確に取り次ぎます。
代弁者としての役割	高齢者やその家族の実態やニーズを行政機関に伝達し、制度や施策等の充実を図っていきます。

事業名	社会福祉協議会との連携	所管	生活支援課／ 社会福祉協議会
現状	重点事業として、22 の地区社会福祉協議会の活動強化について、ふれあい・いきいきサロン、お楽しみ会、研修会等の様々な地域活動に対する支援を行いました。 また、地区社会福祉協議会連絡会、地区社協ボランティアスタッフ懇談会を開催し、これらを通じて各地区社会福祉協議会間の連携強化を図りました。 権利擁護事業として、認知症などの理由で判断能力が十分でない高齢者が、地域で安心して暮らせるために、生活状況等に応じて必要な支援を行えるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の支援を行いました。		
課題	各事業の利用者の促進を図るため、啓発活動を積極的に実施することが課題となっています。		
施策の方針	高齢者に対する地域地盤の整備を図るため、社会福祉協議会が地区社会福祉協議会の活動を強化し、地域包括支援センターと連携を図りながら、地域ケアシステム確立に向け、「ふれあい・いきいきサロン事業」を行うとともに、地域介護予防事業にも協力体制を整えるなど、高齢者の社会参加や自立支援に結び付く事業を引き続き積極的に展開します。 また、高齢者の権利擁護を図るため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進についても、社会福祉協議会と一体となって普及啓発活動に取り組んでまいります。		

2 高齢者の健康づくりの推進

(1) 健康増進活動の促進

「健康日本21（第二次）」、「健康ちば21（第2次）」との整合を図りつつ、「野田市健康づくり推進計画21（第2次）」に基づく健康づくり活動及び寝たきり予防対策を進めます。

「健康日本21（第二次）」に示された「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染性疾患）の予防）」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」、「健康を支え、守るための社会環境の整備」及び「生活習慣の改善及び社会環境の改善」の五つの基本的な方向に基づき、市民自らの健康づくり運動として展開していきます。

事業名	健康づくり計画の策定	所管	保健センター
現状	平成31年4月に「野田市健康づくり推進計画21(第2次)」を見直し、令和元年度から令和5年度までを期間とする「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」を策定しました。市民一人一人が健康問題を自身の問題としてとらえ、主体的に健康づくりの取組を行えるようにするためには、個人を取り巻く家庭、地域、学校、職場など、社会全体で支えていくことが必要となり、行政も情報の提供や各種施策の展開など様々な面で積極的に関わりを持ちながら事業を展開しています。次期計画の策定に当たって、現計画の目標達成度を確認するため、アンケート調査を平成30年度に実施しています。対象者は、市内に居住する20歳以上の男女1,200人を無作為に抽出し、調査票を郵送し、健康に関する意識の変化や現状を調査し、それを基にして計画の見直し作業を行い、素案を作成し「野田市保健医療問題審議会」に諮り、令和元年度に策定しました。		
課題	野田市の地域特性を踏まえた健康課題の明確化、住民ニーズの把握による地域特性に合った計画に基づき、食事・運動・休養・地域の人とのつながりについて重点的に取り組むことで、健康づくりがより効果的に推進され、健康寿命を延ばすことを目指します。		
施策の方針	「野田市健康づくり推進計画21（第3次）」は、健康づくりの推進のため「個人・家庭でできること」、「地域・職場でできること」及び「行政が支援すること」の実践を通し、社会全体で個人の健康づくりを支え、各関係者が連帯しながら健康づくりを推進するため、全ての市民が健康で、自分らしく生き生きと地域で生活でき、こころ豊かなまちづくりを目指すため、①健康寿命の延伸、②生活習慣の改善、③子どもの健やかな成長の三つを基本目標として策定しました。具体的には、成人の生活習慣改善に関する9分野（栄養・食生活、身体的活動・運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病及びがん）に母子保健を加えた10分野に掲げた各施策を推進していきます。		

事業名	健康づくり活動の推進	所管	保健センター
現状	健康づくり活動推進のため、毎年、健康づくりフェスティバルを開催しています。また、骨密度測定や運動のほかに栄養を考えた食事の試食を加えた「骨太教室」も実施しています。 健康づくりに欠かせない運動の一つとして、誰でも、いつでも、どこでも行うことのできるウォーキングについて、講習会を開催するとともに、市が作成したウォーキングコースの紹介やウォーキング活動が継続できるよう支援を行っています。		
課題	健康づくり活動を強化するためには、年代を問わず、市民が健康づくりに取り組むことができる環境をつくる必要があります。特に運動習慣のない人に対して、運動を行う意識付けを行っていくことが求められます。 具体的には講習会等を通して、運動に対する正しい情報を提供し、効果的な運動方法を伝えることにより運動の継続を促すことができます。 また、健康づくりに対しての情報提供は、各種事業を通して行うことにより、市民が健康づくりに興味を持ち自分自身をケアすることができると考えています。		
施策の方針	健康づくり活動については、引き続き、健康づくりフェスティバル等の機会を活用して市民へ普及・啓発を行います。 骨粗しょう症による骨折等の予防としては、「骨太教室」の実施により正しい知識や予防法を提供するとともに、健康づくりフェスティバルでの骨密度測定を実施するほか、さらに、保健センター及び関宿保健センターに設置している骨密度測定器の利用拡大を図ります。 年代を問わず、誰でも、どこでも、継続してできるウォーキングを推進するために、ウォーキング講習会を企画、開催し、具体的な歩き方や正しい情報等を提供するとともに、適度な運動習慣が身に付くよう支援します。 また、その後の自主活動グループやサークルの育成にも努めます。		

事業名	保健推進員活動の推進	所管	保健センター
現状	保健推進員として、令和2年4月1日現在45人の方に委嘱しています。母子、健康増進事業の普及・啓発と地域の情報収集等保健事業の推進のため、各種行政活動への参加等を通して市民と行政のパイプ役として家庭訪問、研修会等の参加、各種保健事業への協力等の活動を行いました。		
課題	市民の健康意識の向上や、地域の子育て世代との交流などを行う必要があります。		
施策の方針	保健推進員の活動をひろげ、母子保健、健康増進事業の周知を行うことにより、市民に保健センター事業を身近に感じてもらえるよう努めます。		

事業名	食生活改善推進員活動の推進	所管	保健センター
現状	食生活改善推進員として、令和2年4月1日現在で47人の方に委嘱しています。活動として、保健栄養教室、食生活改善教室、健康づくり料理講習会、減塩スキルアップ事業、健康づくりフェスティバルにおける食生活展、生涯骨太クッキング等を行い、市民の健康づくりを推進しています。		
課題	食生活の改善は、生活習慣病の予防対策として重要であることから、市民への各種講習会への参加を促すとともに、市民の自主的な健康づくりを推進していく必要があります。		
施策の方針	食生活改善推進員の事業活動を推進し、各種事業への参加者の増加を図るとともに、更なる食生活習慣の改善の啓発、周知を行うことにより、市民の自主的な健康づくりを推進します。		

事業名	健康教育（健康手帳の交付）の推進	所管	保健センター
現状	対象者個人が、自己の検診（健診）結果や生活習慣（食生活、運動、休養等）の状況を記録し、必要な予防対策に役立ててもらうことを目的に、肺がん検診、集団健康教育時及び保健センター窓口での交付申請者に対して健康手帳を交付しています。 また、健康教育として、「自分の健康は自分で守る」という認識と自覚を高め、生活習慣病予防や健康増進等についての正しい知識を普及するため集団による健康教育を実施しています。		
課題	健康手帳の活用の意義については、十分に理解されていない面もあり、活用等のPRが必要です。 健康教育は、生活習慣病の予防のための意識啓発をする機会であることから、より多くの市民の参加を得るため、実施方法、内容を工夫することも必要とされています。また、特定健康診査及び特定保健指導等との連携が円滑に進むよう支援することが必要です。		
施策の方針	健康手帳のより一層の活用を図るため、市民へのPRに努めます。 集団健康教育は、「健康日本21(第二次)」に示された五つの基本目標に係る内容を基本としつつ、野田市における地域特性による健康状況や他の保健事業の結果状況等を勘案して、がんや糖尿病等、病態別の項目について重点的に取り上げて実施します。 健康教育は、特定保健指導との実施内容のバランスを考えて、実施方法、内容等の見直しについて検討します。		
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
交付数 (冊)	284冊	226冊	225冊

事業名	健康相談の推進			所管	保健センター
現状	心身の健康に関する個別の相談に応じて必要な指導及び助言を行うため、保健師等による健康相談を実施しています。 健康相談は、骨粗しょう症や歯周疾患、各病態を対象とした重点健康相談及び心身の健康状況について総合的な相談を受け付ける総合健康相談を実施しています。				
課題	各事業、電話、来所相談等の機会を通して、健康相談を実施し、市民の生活習慣病予防、心身の健康の保持・増進を図ります。				
施策の方針	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行う健康相談を引き続き実施します。また、事業の充実及びPRに努めるとともに、実施方法の見直しについても検討します。				
実績と見込み	平成30年度 (実績)		令和元年度 (実績)		令和2年度 (見込み)
相談数 (件)	349件		195件		134件

事業名	保健師等による訪問指導事業の推進			所管	保健センター
現状	40歳から64歳までの介護保険を利用していない方で療養上の保健指導が必要であると認められる方及びその家族等に対して、健康に関する問題を総合的に把握し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進のため訪問指導を実施しています。				
課題	療養上の保健指導が必要な対象者を把握するための方策を検討し、活動の充実を図る必要があります。				
施策の方針	今後も、本人及び家族からの相談を始め、特定健康診査、健康増進事業、その他の保健事業の実施に伴う結果情報並びに医療機関及び福祉関係機関からの依頼等による対象者を把握することに努め、市民の健康保持増進のため訪問指導を実施します。				

（２）疾病予防の促進

認知症や寝たきりの要因となる生活習慣病の早期発見と生活習慣病を予防するために必要な運動、栄養に関する正しい知識の普及等を目的として、特定健康診査、後期高齢者健康診査及び各種がん検診を実施するとともに、受診率の向上を図ります。

事業名	特定健康診査及び後期高齢者健康診査の促進		所管	保健センター
現状	特定健診では、関宿地区において令和元年度に集団健診を開始しました。また、未受診対策として実施していた通知での勧奨を、新たに自動音声案内と国保連合会による電話勧奨を実施しました。さらに健診のPR活動として市役所や公共施設において市民へのポピュレーションアプローチを実施しました。特定保健指導では、未利用者に対して訪問指導を早期から強化することで利用率の向上につながりました。			
課題	特定健診では、平成30年度、令和元年度と微増で受診者数が増加していますが、若い世代の受診率が低い状況が続いています。特定保健指導では、保健指導レベルが改善していない方の約6割がヘモグロビンA1cの数値が異常値であることが分かりました。			
施策の方針	特定健診では、昨年度に引き続き未受診者へ自動音声案内と国保連合会による電話勧奨の実施と集団健診の継続をしていきます。さらに集団健診では、肝炎ウイルス検診と結核・肺がん検診も健診と同日に受けられるようにし、利便性の向上を図ります。特定保健指導では、未利用者に対する早期のアプローチの他、保健指導の面接時に血糖値に関する指導を強化します。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
特定健康診査 の受診率	34%	34.8%	43%	
特定保健指導 の実施率	15.5%	15.2% (R2.7.16現在)	16%	

事業名	各種がん検診の推進	所管	保健センター
現状	各種がん検診については、国の指針である「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき実施するとともに、検診の重要性をPRし、受診率の向上に努めています。		
課題	受診率向上を目指し、あらゆる角度からがん検診PRを行う中で、更に有効な受診率向上策を検討していく必要があります。		
施策の方針	がん検診の方法や精度管理について、国の指針である「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、医療機関との連携を緊密にし適切に対応していきます。また、各種がん検診の継続受診を推進するとともに、受診率を令和2年度までに50%とすることを目標値とし、受診率の向上に努めます。		

（３）安心できる医療供給体制の構築

疾病の予防など、高齢者に対して、適切な医療の供給が図られるよう医療体制に関する周知を行います。また、休日診療、緊急時の医療整備体制に関しても周知を図ります。さらに、高齢者の健康管理を含め、診療や健康診断を受けることのできる「かかりつけ医」を持つよう高齢者などに働きかけていきます。

事業名	休日診療、緊急時の医療体制の周知徹底	所管	保健センター
現状	野田市医師会等に委託し対応している急病センターや休日の在宅当番医については、市報（毎月15日号）、市ホームページ（休日当番医）及び暮らしの便利帳（休日・夜間診療）を通じて市民へ周知しています。		
課題	休日、夜間診療や救急医療体制については、市報等を通じて市民へ周知していますが、広報の方法を工夫し情報提供の拡充を図っていく必要があります。		
施策の方針	休日、夜間診療や救急医療について、広報の方法を工夫するとともに、市民に対して救急医療体制に関する情報提供の拡充を図ります。		

事業名	かかりつけ医制度の推進（医療マップ、啓発等）	所管	保健センター
現状	初期診療や健康相談等の一次医療としての役割を担う身近な診療所等の「かかりつけ医（歯科医含む。）」について、市が発行する野田[公共施設等]ガイドマップを配布し、周知を図っています。		
課題	第6期野田市シルバープランと同様、一次救急の果たす役割は重要であり、かつ、地域でのかかりつけ医の推進、確保をすることで安心した地域での社会生活が送れるよう啓発することが重要です。そのためには、身近なところで日常的な保健・医療サービスを提供するプライマリー・ケアの中心的役割を担う、かかりつけ医、かかりつけ歯科医の定着を図っていく必要があります。		
施策の方針	医師会及び歯科医師会と連携を図りながら、かかりつけ医についての普及、啓発活動を推進するとともに、医療機関の新設等に伴うガイドマップの改正に適時対応していきます。		

事業名	救急医療情報キット	所管	高齢者支援課
現状	高齢者が自宅で倒れ、救命活動が必要になったときに備え、あらかじめ個人の投薬情報などの医療情報を配布したカプセル内に入れて、冷蔵庫で保管しておき、救急時に救急隊や医師などがそのカプセルで個人の情報を確認するための救急医療情報キットを配布しています。		
課題	医療情報などを常に最新の状態に保っていくよう、喚起することと合わせ、広く事業の周知をしていく必要があります。		
施策の方針	急速な高齢化が懸念されており、緊急時や災害時に医療行為を必要とする人たちを俊敏に支援していくための検討をします。		
実績と見込み	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （見込み）
配布数	117個	103個	110個

3 需要に応じた居宅サービス及び施設サービス等の適切な提供

(1) 居宅サービスの適切な提供

介護保険制度外の居宅サービスを適切に提供し、高齢者の福祉の増進を図ります。

事業名	移送サービス事業（福祉タクシー事業・福祉カー等貸出事業）	所管	高齢者支援課／障がい者支援課
現状	市の単独事業として実施しており、要介護や重度障害者等が社会活動の範囲を広げるため、通院などの外出時におけるタクシー等運賃の一部を福祉タクシー事業の実施により助成しています。 NPO法人等が行う福祉有償運送事業については、現在、市内二つ事業者が登録事業者として事業を実施しております。		
課題	福祉タクシー事業については、対象者の増加に伴い、財政負担も増加しています。		
施策の方針	福祉タクシー事業による助成は、高齢者と障がい者の利用状況等と他の交通機関や地理的条件等を見極めながら、事業の必要性や助成内容を含めた、事務事業の見直しを検討していきます。 公共交通機関を補完する福祉有償運送事業については、移動制約者には欠かせない事業であることから、引き続き新規事業者の登録促進を図ります。		
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
登録者数	4,644人	4,637人	4,490人
延利用件数	41,750件	39,888件	43,069件
福祉有償運送 事業登録者数	861人	897人	930人
延利用件数	2,481件	1,930件	1,800件

事業名	布団乾燥サービス事業	所管	高齢者支援課
現状	平成30年度に事業を廃止し、従前の利用者に対するサービスの継続をしています。		
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
利用人数	5人	5人	4人
利用件数	120件	104件	96件

事業名	介護用品（紙おむつ）支給事業	所管	高齢者支援課
現状	市の単独事業として実施しており、介護認定調査票又は主治医意見書でおむつの使用、尿失禁又は日常生活自立度B又はCのいずれかに該当する方で、世帯全員が市民税非課税の方に介護用品（紙おむつ）を支給しています。		
課題	利用者の増加に伴い、財源負担が増加してきています。		
施策の方針	居宅介護支援事業所、ケアマネジャー等との連携を図りながら、今後も継続して実施していきます。		
実績と見込み	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （見込み）
利用者数	397人	414人	431人

事業名	訪問理容サービス事業	所管	高齢者支援課
現状	ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯で、一般の理容サービスを受けることが困難な方又は介護保険制度で要介護3以上の認定を受けた方に対して、理容サービスに係る訪問費用を助成しています。		
課題	事業の周知を図り、事業を必要としている方を的確に把握していく必要があります。		
施策の方針	民生委員や居宅介護支援事業所等を通じてサービス内容の周知徹底を図るとともに、高齢者の需要動向を把握し、必要としている方の利用促進を図ります。		
実績と見込み	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （見込み）
利用者数	9人	9人	12人
延利用件数	19件	26件	36件

事業名	緊急通報システム事業	所管	高齢者支援課
現状	身体上慢性的疾患などで健康に不安を抱いている65歳以上のひとり暮らし高齢者の家に緊急通報装置を設置し、緊急時に消防が通報を受け、救急出動により迅速な対応ができるよう、電話回線を利用した通報システムを整備しています。		
課題	ひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、対象者を拡大する施策など事業見直しの検討が必要です。		
施策の方針	今後もひとり暮らしの高齢者の増加が見込まれることから、対象者を拡大する施策など事業の見直しを検討する必要があります。		
実績と見込み	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （見込み）
延設置台数	381台	393台	391台

事業名	住宅改造費助成事業		所管	介護保険課
現状	市の単独事業として実施しており、介護保険制度における要介護認定・要支援認定を受けた方で、介護保険負担割合証に記載された利用者負担割合が1割又は2割であり、かつ野田市税及び介護保険料を滞納していない方が、介護保険対象品目の住宅改修を実施した場合、介護保険の限度額20万円を超える改修費の2分の1（限度額30万円）を助成しています（介護保険の対象とならない部分の改造は助成の対象外となります。）。			
課題	利用者の増加により財政負担の増加が見込まれることから、必要書類等の精査や実態調査を含めた審査方法の見直しの検討が必要になります。			
施策の方針	今後も利用者の増加が見込まれることから、介護給付費適正化事業を実施する中で、審査方法の見直しを検討する必要があります。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
助成件数	175件	183件	192件	

事業名	在宅訪問歯科診療事業の推進		所管	保健センター
現状	65歳以上で居宅において寝たきりの状態にあり、歯科診療所には通院できないものの、訪問歯科診療は可能である方を対象に、歯科医師や歯科衛生士が訪問し、診療や保健指導を実施しています。			
課題	利用者数が、減少又は横ばい傾向のため、要因を分析していく必要があります。			
施策の方針	今後も継続して事業を実施するとともに、利用者を拡大するため、事業の内容や効果について市民への広報及び啓発に努めます。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
年間利用者数	5人	5人	6人	

事業名	家具転倒防止器具取付事業		所管	高齢者支援課／障がい者支援課
現状	高齢者のみで構成する世帯又は障がい者の属する世帯で、いずれも自ら転倒防止器具を取り付けることが困難であり、かつ、他の者から取付けの協力が得られない世帯に対し、たんすや食器棚等の木製家具に、家具転倒防止器具を無償で取り付けます。			
課題	事業の周知を図り、事業を必要としている方を的確に把握していく必要があります。			
施策の方針	継続的に事業の周知を行い、利用促進を図っていくとともに、事業の内容や効果についても検討していきます。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
利用件数	15件	27件	30件	

（２）施設サービスの適切な提供

経済的に生活が困難な方で、住宅の状況や家族の事情で在宅での生活が難しい方の入所施設として養護老人ホームを設置運営し、福祉の増進を図ります。

事業名	養護老人ホーム		所管	高齢者支援課
現状	平成17年1月1日より養護老人ホーム野田市楽寿園の定員を70床から55床に変更し、15床を特別養護老人ホームに転換しました。また、平成30年4月1日からは、養護老人ホームの入所者が55名の定員を大幅に下回って推移していたことを踏まえ、養護老人ホーム14床を特別養護老人ホームへ転換し、入所定員を養護老人ホーム41人、特別養護老人ホーム29人で運営し、特別養護老人ホームにおける待機者の減少を図っています。			
課題	入所者の高齢化に伴い、重度の要介護になる方が多くなっているため、対応を検討する必要があります。			
施策の方針	入所中に要介護状態等になった場合、居宅サービスの利用が可能なことから、身体状況に応じて、適切なサービス利用の促進を図ります。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
入所者数 (年度末)	32人	31人	32人	

(3) 介護人材の確保

介護職員の確保及び定着が厳しく、職員の不足により今後の介護サービスの維持に支障が出る事が予想されることから、資格取得費用の一部助成や就職相談会等を実施し、介護人材の確保に取り組みます。

事業名	就業促進のための研修支援事業		所管	高齢者支援課
現状	介護職員初任者研修課程若しくは生活援助従事者研修課程の研修又は実務者研修課程を修了し、かつ、市内の介護サービス事業に就業している者に対し、介護職員研修に要した費用の一部を助成しています。令和元年度から生活援助従事者研修課程を追加で対象とし拡充しました。			
課題	介護職員の確保、定着が厳しい状況になっており、介護職員が不足する状況がみられます。キャリアアップを目指す介護職員のために、介護施設やハローワーク等を通じて広く事業の周知をしていく必要があります。			
施策の方針	介護施設等に係る雇用の確保及び介護保険サービスの供給の安定を図るため、助成制度の周知に努め、介護人材確保を図ります。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
初任者研修 受講者数	17人	16人	20人	
実務者研修 受講者数	10人	24人	20人	

事業名	介護人材マッチング機能強化事業		所管	高齢者支援課
現状	介護サービスに従事する職員の確保及び定着を図るため、介護職の就労を目指す学生・生徒及び保護者又は福祉に興味・関心を持ち就労していない主婦や定年退職者等を対象に、介護人材マッチング機能強化事業として介護職員合同就職相談会を開催いたしました。			
課題	少子高齢化が進むなか、介護の担い手不足が社会問題となっています。介護サービスを安定的に提供するため、事業の周知及び事業内容の充実を図り、介護人材を確保する必要があります。			
施策の方針	介護事業者や就労を目指す方の希望等を反映しながら、事業内容の充実を図り、事業を周知します。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
来場者数 参加事業者	26名 20事業者	40名 19事業者	インターネット開催 30事業所	

事業名	体験就労奨励事業		所管	高齢者支援課
現状	介護福祉に興味・関心のある未就労の主婦やシニア層等を対象に、体験就労を行う機会を提供するとともに、体験就労を行った体験就労者に対し、体験就労奨励金を交付しています。 また、体験就労に当たって健康診断書の提出を行った方には、診断書作成費の一部を助成します。 さらに、体験就労後 3 か月以内に介護施設等の介護職として雇用され、一定期間就労が継続している方には、雇用の種類及び雇用期間に応じて、就労継続報償金を交付しています。			
課題	事業の認知度が低く周知がなされていないため、効果的な広報を行い、利用拡大を図る必要があります。			
施策の方針	事業利用を推進し、介護職への就労及び就労の継続を推進していきます。また、受入介護施設等を拡大し、体験就労利用者が希望する職種の体験就労ができるよう努めて参ります。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和 2 年度 (見込み)	
利用者	—	4 名	0 名	
就職者 (内定者含む)	—	1 名	0 名	

4 民間活力を活用した多角的なサービスの提供

(1) ボランティア活動の推進

高齢者人口の増加による地域活動での人材の不足や、介護予防・日常生活支援総合事業の開始に伴い、高齢者福祉分野においてもNPO法人やボランティアなどの民間活力を有効に活用していくことが求められています。

NPO法人やボランティアなどの活動を支援・育成していくことで、行政と民間とが協働した高齢者福祉サービスの提供を推進します。

事業名	ボランティア活動の推進		所管	社会福祉協議会
現状	市が社会福祉協議会に対してボランティアコーディネーター設置補助金を交付し、ボランティアセンターの活動を支援しており、「相談調整」「情報提供」及び「啓発・フォローアップ」を行っています。また、ボランティア講座の開催やボランティア情報の提供を行うとともに、「ボランティアサロン」や「地区社協スタッフ懇談会」に関しては、必要に応じたテーマを設定して開催しています。さらに、夏休み期間を利用し、学生のための「夏休みボランティア体験講座」を開催しています。			
課題	ボランティアの高齢化により活動を引退する方も増えているため、次世代を担う若い世代がボランティア活動に取り組むきっかけや機会を増やしていくことが必要です。			
施策の方針	学生が参加しやすいボランティア体験会を実施し、ボランティアに触れ合う機会を設けるために引き続きボランティア体験会を実施していく必要があります。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
登録者数	2,302人	2,236人	2,170人	
相談件数	407件	347件	384件	

事業名	市民活動支援センターの活用		所管	市民生活課
現状	市民活動支援センターの機能を充実させるため、令和2年度から職員を1名増やして、市民活動の相談に対応するコーディネーターやセンター長、支援補助員との連携により、NPO法人及びボランティア団体等の市民活動団体の育成・支援に取り組んでいます。 市民活動団体の活動拠点となるよう市民活動支援センター内のフリースペースや市役所庁舎8階旧レストラン会議室に加え、平成30年度から新たにイオンノア店内に会議室を開設しました。 また、ホームページや機関紙、登録団体紹介冊子の作成により、市民活動団体やセンターの情報発信を行い、利用促進に努めました。さらに、市民活動イベントとして「市民活動元気アップふえすた」に加え、令和元年度から新たに「こまめカフェ」を開催することで、広く市民に市民活動を紹介し、活動への参加を促進しているほか、参加団体間の交流も図っています。随時、パソコンや助成金の学習会（10人程度での勉強会）も開催しています。			
課題	様々な分野の市民活動団体が更に発展していくためには、更に市民活動支援センターの機能を充実させるとともに、福祉全般を担う社会福祉協議会のボランティアセンターと、市民活動団体全体を支援する市民活動支援センターが連携していく必要があります。			
施策の方針	今後もNPO法人及び各種ボランティア団体との連携を強化するため、市民活動支援センターの機能の充実と合わせて、市民活動支援センターの利用登録を推進するとともに、ボランティアセンター等との同時開催による市民活動イベントの開催等により広く市民に市民活動を紹介し、団体間の交流を行うことで市民活動の活性化を図ります。 また、市民活動団体の財政的な運営基盤となる市の市民活動団体支援補助金や民間団体の助成金の活用支援を行います。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
利用登録 団体数	132団体	139団体	135団体	
センター 利用数	260件	253件	192件	
会議室 利用件数	427件	668件	467件	

5 高齢者の生きがいの推進

(1) コミュニティ活動の促進

高齢者がコミュニティ活動を展開していく上で拠点となる施設として、老人福祉センターや地域福祉センター、福祉会館、コミュニティ会館、自治会集会施設を始め、社会教育の中核的施設である公民館、図書館、博物館、文化会館等の文化、社会教育施設等の機能の充実を図っています。

また、老人クラブ育成事業、地域ぐるみ福祉ネットワーク事業等の推進により、高齢者のコミュニティ活動の促進を図っていきます。

事業名	老人福祉センター・地域福祉センター・老人憩の家の運営	所管	高齢者支援課／人権・男女共同参画推進課
現状	高齢者の健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の活動の拠点として、老人福祉センター、中根地域福祉センター及び関宿福祉センターやすらぎの郷を設置しています。センターの管理及び運営は、利用者の利便性の向上に努めるため、シルバー人材センター及び社会福祉協議会に委託し、年末年始と祝日を除き毎日開館しています。 老人憩の家は、高齢者の教養の向上やレクリエーション等の場を提供し、心身の健康の増進を図るため4か所の福祉会館のうち3か所に併設されています。 その福祉会館（谷吉会館、七光台会館、島会館及び関宿会館）では、各種講座の開講、自主サークル活動への支援、地域交流事業の開催、相談事業、保健事業などを実施し、高齢者の福祉の増進と人権意識の向上を図っています。また、夜間利用時間及び火曜日における会館の管理については、シルバー人材センターに委託することとし、高齢者の活用を図っています。		
課題	老人福祉センター等については、利用者の減少がみられるため、今後は市民に対する広報を効果的に行い、利用拡大に努める必要があります。 既存の老人福祉センターは、令和2年9月から屋根や外壁、トイレの改修等の大規模改修工事を実施しており、令和3年9月に新たに開所する予定です。 福祉会館においても、利用者の拡大に努め、今後も地域福祉の拠点として、地域住民の需要等地域の実情に応じた事業展開を図る必要があります。また、すべての会館で設備等の老朽化がみられます。		
施策の方針	既存の老人福祉センターは、令和2年9月から大規模改修工事を実施しています。 老人福祉センター等については、センター自体に魅力を感じてもらうため機能の充実を図るとともに、今後も継続的にPRをしていきます。 老人憩の家においては、今後も高齢者の教養の向上やレクリエーション等の場を提供し、高齢者の福祉の増進と人権意識の向上を図ります。夜間利用時間及び火曜日における会館の管理については、シルバー人材センターに委託することとし、高齢者の活用を図ります。 施設設備については、「野田市公共施設等総合管理計画」に基づき、工事箇所等の検討を行い必要に応じて補助金を活用しながら対応していきます。		

■老人福祉センター等の利用者数

(単位：人)

区 分	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
老人福祉センター	7,558	6,556	509
中根地域福祉センター	18,507	15,090	5,253
関宿福祉センターやすらぎの郷	22,191	19,275	6,574
利用者数	72,582	60,476	38,600

※令和2年度は見込み

事業名	老人クラブ育成事業の推進		所管	高齢者支援課
現状	老人クラブ（単位老人クラブ）の活動を通じて、高齢者が相互の親睦を図り、生きがいのある毎日を送れるよう、自主的な活動を行っています。 会員数やクラブ数の減少対策として、若手委員会の設置や会員増強運動に取り組んでいます。 高齢者向けの各種スポーツ大会や囲碁・将棋大会、芸能大会、カラオケ大会の開催など、魅力ある老人クラブとなるよう活動しています。			
課題	昨今のクラブ数や会員数の減少に対応して、加入促進運動に取り組んでいる野田市いきいきクラブ連合会（野田市老人クラブ連合会）に対して、現在の補助制度の継続を図るとともに、市と連合会、地域の老人クラブが一体となって現存のクラブを維持しながら会員増加に努める必要があります。			
施策の方針	野田市いきいきクラブ連合会の下、各種事業の充実を図るとともに老人クラブが一体となって会員増強に努めます。また、団塊世代の方が新たな加入対象者となる中、魅力ある連合会活動や単位老人クラブ作りに取り組んでいきます。			
実績と見込み	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （見込み）	
会員数	3,423人	3,200人	3,010人	
クラブ数	86クラブ [※]	82クラブ [※]	79クラブ [※]	

事業名	地域ぐるみ福祉ネットワーク事業の推進		所管	社会福祉協議会
現状	地区社会福祉協議会は、地域に根ざした福祉活動を実施する活動拠点です。野田市では22地区を単位として、それぞれの地域の市民が中心となり、地域の特性に合った様々な交流と支えあいの活動を企画し、地域福祉活動を実施しています。			
課題	地区社会福祉協議会が実施する「ふれあいいきいきサロン」や研修会等の活動が、より充実されるように支援していく必要があります。			
施策の方針	地区社会福祉協議会スタッフなどの地域における福祉課題やその解決に向けての取組などについてスタッフ懇談会を開催します。			

（２）生きがい対策の充実

高齢者の社会参加の場や社会活動の機会の確保を図るため、平成10年度から実施しているシルバーライフ施策の更なる推進を図るとともに、シルバー人材センター機能の充実を支援します。

また、高齢者の生涯学習活動や高齢者の生涯スポーツ活動の推進、保育所や小学校での世代間・地域間交流の促進、伝承行事の知識や技術等の後継者育成事業の推進（伝統文化の保存・育成事業を推進）など、高齢者の生きがい対策の充実を図ります。

事業名	シルバーライフ施策の推進	所管	高齢者支援課／ 興風図書館／ 中央公民館等
現状	高齢者の能力の活用や社会参加の一環として、市内の公民館10か所（野田公民館除く）、老人福祉センターや中根地域福祉センターの管理業務（貸館業務、施設管理業務、清掃業務など）等について、シルバー人材センターへの委託等を通じて、高齢者の雇用を図りました。		
課題	高齢者が自らその能力を最大限に発揮し、生きがいを持ちながら、生活への意欲が高められるような社会参加の機会や、活動の場の確保を図っていく必要があります。明るく活力ある社会を築き上げていくため、老後をどう生きるかという「キャリアデザイン」の考え方を取り入れた新たなシルバー施策の推進を図っていく必要があります。		
施策の方針	高齢者の能力の活用や社会参加の一環として、公共施設の管理の一部をシルバー人材センターへ委託し、高齢者の雇用を推進します。		

事業名	シルバー人材センターの事業の推進		所管	高齢者支援課
現状	健康で働く意欲がある、おおむね60歳以上の方が会員として登録し、施設管理業務や簡単な大工仕事、ふすま張り、庭木の手入れなどの作業に従事しており、市では経営安定化支援のため、公共施設等の受注業務量の増大に努めています。			
課題	財政基盤を強化するため、会員の専門的な職業経験を活かした就業機会の拡大を図る等、シルバー人材センターとしての事業の拡大や、経営の効率化を図るなどの更なる自助努力が必要です。 市としては、経営安定化の支援のための受注業務量の増大に努める必要があります、更に新たな支援策の検討が必要とされています。また、今後は経営体制や就業体制の変化も見込んで、近隣のセンターと連携を図り、事業を推進していく必要があります。			
施策の方針	財政基盤を強化するため、更に事業領域を拡充し、受注業務量を増加させるなどの自助努力が求められており、市としても野田市シルバー人材センターの事業拡大や経営の効率化の推進に向けた支援の在り方を検討します。 また、今後は、経営体制や就業体制の変化も見込んで近隣自治体のセンターとの連携を図り、人材や受注業務の確保など、新たな事業展開を推進します。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
受注件数	4,382件	4,352件	4,230件	
受注金額	391,019,144円	376,354,320円	381,574,000円	

事業名	生涯学習・生涯スポーツ活動の推進	所管	生涯学習課／ スポーツ推進課
現状	生涯スポーツ活動では、スポーツ教室やスポーツ指導者講習会、スポーツ大会、健康体力づくり運動、スポーツ推進委員主催事業、スポーツ少年団関連事業及び生涯スポーツ推進事業を実施しています。 生涯学習相談窓口の充実、生涯学習コミュニティ広報の発行、文化祭の開催、美術展示事業の実施、生涯学習ボランティア（学校支援ボランティア）養成講座の開催、市民セミナーや福祉のまちづくり講座等の各種公民館主催・共催講座の開催		
課題	生涯スポーツ活動の拠点である各種体育施設の老朽化が進んでいるため、利用者の安全性及び利便性に配慮した施設の改修が必要です。 急速に進む少子高齢社会において、シニア世代の生涯学習活動の推進を図り、自身の培った知識や技術を地域に還元できるよう、その仕組みづくりに努める必要があります。高齢者の生きがい対策の充実を図り、地域活動へのきっかけづくりや人づくりを支援するため、市民との協働を視野に入れた人材養成講座の開設など、生涯学習機会の創出と提供、学習成果を適切に生かすことのできる社会の環境醸成が求められています。		
施策の方針	引き続き、生涯学習相談窓口の開設、生涯学習コミュニティ広報の発行、社会教育関係団体への助成、文化祭、美術展示事業、生涯学習ボランティア（学校支援ボランティア）養成講座、市民セミナー、福祉のまちづくり講座等を実施していきます。 また、生涯スポーツ活動については、各種スポーツ大会の充実及び体育施設の整備を推進していきます。		

事業名	世代間・地域間交流の促進		所管	指導課／保育課
現状	学校支援地域本部事業の充実を図り、「地域に学び、地域に育つ」をスローガンに「地域とともに子どもたちを育む学校づくり」を推進しました。地域の方々による学習支援、地元事業所での職場体験学習、地域ボランティアによる図書の読み聞かせや学校環境整備などを進めました。また、生活科において身近な高齢者など多様な人々と触れ合う体験活動を実施するとともに、総合的な学習の時間において小学校では地域の人々の暮らし・伝統と文化について、中学校では職業や自己の将来に関する学習で地域の人材活用を図りました。 地元自治会やいきいきクラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭を開放し保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて、高齢者とのふれあいを深めています。地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進しています。			
課題	学校のニーズの変化等に応じて、新規の地域の支援者の協力が得られるよう、活動を広める必要があります。本部によって活動の違いがあるため、横の連携を一層進めることが必要です。また、公民館と連携し、教育資源を活用し本事業を推進する必要があります。 保育所と自治会、いきいきクラブ等の連携により、高齢者と子どもたちのふれあい事業の継続や充実が求められています。			
施策の方針	小中学校では、生活科や総合的な学習の時間、特別活動の時間を利用し、世代間交流活動を年間計画に位置付けながら継続して実施していきます。具体的には、小学校では、昔の遊びを学んだり、高齢者を行事に招待して贈物や会食をするなどの交流を図るとともに、デイサービスセンターや病院などの施設を訪問して歌を披露したり、手伝いをするなど、交流を進めます。また、中学校では、施設を訪問して介護やボランティア活動などを中心に交流を図るとともに、高齢者に対する理解を深めながら、キャリア教育の一環としての福祉教育や進路学習に結び付けます。 世代を超えたコミュニケーションは、地域の子どもたちを知る方が多くなることで、子どもの健全育成への効果が大きくなるとともに、教員や子どもが地域の方との交流を更に深めていくことで、地域全体の教育力が高まることが期待されます。 地元自治会やいきいきクラブに協力を依頼し、保育所ホールや園庭開放をし、保育行事や伝承遊び、園芸菜園の耕作等の交流活動を通じて高齢者との触れ合いを深めます。 地域の中で子育て支援を行うとともに、高齢者の社会参加と生きがいづくりを推進します。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
高齢者ふれあい事業の実施状況 (回)	40回	62回	60回	

事業名	伝承行事の後継者の育成	所管	生涯学習課
現状	野田市民俗芸能のつどい（第23回）を11月下旬～12月上旬に開催予定です。野田市民俗芸能連絡協議会加盟団体と加盟団体が指導して後継者育成を行っている市内小中学校の団体が参加して民俗芸能を上演しています。 また後継者育成事業については、後継者育成指導委託事業、学校と連携した事業を開催しています。		
課題	子どもを対象とする後継者育成事業については、既に大きな成果をあげていますが、成長した子どもが後継者として地域に帰ることを目的とする、若者層を対象とした事業も必要となっています。ただし、古くから伝承されている民俗行事は、小中学校の学区よりも狭い地域から成る閉鎖的なコミュニティによって保持されていることが多いので、地域を超え広範囲にわたる事業を行う場合、十分に保持団体の理解を得る必要があるため、慎重に進める必要があります。 「民俗芸能のつどい」などイベントでの民俗芸能の上演は、後継者育成事業に対する意欲の向上に役立っており、今後も継続する必要があります。開催の費用は連絡協議会単独では負担が重いため、今後も分担金など市教育委員会としての予算措置が求められています。		
施策の方針	11月下旬から12月上旬までに開催される「野田市民俗芸能のつどい」では、野田市民俗芸能連絡協議会加盟団体などが指導している市内の小中学校が参加して民俗芸能を上演しています。 野田市民俗芸能のつどいや後継者育成事業を通じ、後継者育成指導委託事業や市内の学校と連携した事業の開催などを行います。民間助成を活用し、太鼓など後継者育成に使用する用具の整備を行います。		

(3) 就労対策の充実

高齢者の雇用促進や雇用相談窓口の利用の促進など、高齢者の就労対策の充実を図っていきます。

事業名	高齢者雇用の促進	所管	商工観光課
現状	雇用促進奨励金は、職に就くことが困難な高齢者、障がい者又はひとり親を対象にハローワーク野田や無料職業紹介所のあっせんにより雇用する事業主に対し、奨励金を交付するものです。 ハローワーク野田、野田商工会議所及び野田市関宿商工会と十分な連携を取りながら、求人对策や求職情報の充実を図っています。 無料職業紹介所では、毎週月～金曜日の午前9時から午後4時まで市役所2階の無料職業紹介所において、市民からの求職に対し、職業紹介相談員が求人情報（ハローワークの情報を含む。）を提供し、職業相談・あっせん等を行っています。 内職相談は、就業相談の一環として、無料職業紹介所において、内職に係る情報の収集、提供及びあっせん等を行っています。 千葉県ジョブサポートセンター、流山市との共催により中高年向け再就職支援セミナー及び個別相談を実施し、高齢者の雇用促進を図っています。（ジョブサポートセンターの調整により、2市（野田市、流山市）合同開催）企業と連携した高齢者向けの就職説明会の開催等について推進を図っています。		
課題	高齢化の急速な進展により高齢者の増加が見込まれ、意欲と能力のある高齢者が、長年培った知識や経験を活かして働くことができ、生活の安定を図ることができるような環境整備が必要です。		
施策の方針	職に就くことが困難な高齢者等をハローワーク野田や無料職業紹介所のあっせんにより雇用した事業主に対して、引き続き雇用促進奨励金を交付し、高齢者雇用を促進してまいります。 ハローワーク野田、野田商工会議所及び野田市関宿商工会と十分な連携を取りながら、求人对策や求職情報の充実を図ります。 無料職業紹介所では、今後も毎週月曜日から金曜日の午前9時から午後4時まで市民の方からの求職に対して市内事業所の求人情報の提供やあっせんを行います。 また、内職相談についても、引き続き就業相談の一環として無料職業紹介所において、内職に係る情報の収集、提供及びあっせん等を行います。 千葉県ジョブサポートセンター、近隣市との共催により中高年向け再就職支援セミナー及び個別相談を実施し、高齢者の雇用促進を図ります。 引き続き企業と連携した高齢者向けの就職説明会の開催等について推進を図ります。		

6 高齢者にやさしいまちづくりの推進

(1) 高齢者の生活の安全確保

高齢者が被害を受けやすい悪徳商法などのトラブルを防ぎ、外出時や災害時に高齢者が被害を受けないよう、啓発事業や相談業務の充実を図り、被害の未然防止のための知識の普及に努めます。

また、高齢者も含めた地域ぐるみの支援体制を整えることなどにより、日常生活における安全の確保を推進します。

事業名	高齢者に係る消費者対策の推進			所管	市民生活課
現状	消費者ミニ情報を回覧し、消費生活センターの役割や「出前講座」の周知を行いました。また、「出前講座」では作成した高齢者向けのリーフレットを使用し、具体例を取り入れながら注意喚起や啓発を行いました。				
課題	「出前講座」の周知と、老人クラブや高齢者団体だけでなく、高齢者支援組織、見守り施設などとの連携をしていく必要があります。また、コロナウイルス感染拡大の影響により講座のキャンセルがあり、新規申込みがないことから、出前講座実施に向けた対策や、講座以外での啓発方法の検討が必要です。				
施策の方針	悪徳商法の手口等について広く周知・注意喚起を行うためにも「出前講座」を継続して実施します。また、安全安心メールや市ホームページ等を活用し、情報発信を行うことで高齢者とその家族等周辺の方々への注意喚起やトラブルの早期発見のための見守り体制を強化していきます。				
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)		
講座開催回数	11回	5回	4回		
参加者数	587人	300人	150人		

事業名	高齢者に配慮した防災・防犯・交通安全対策の推進	所管	防災安全課／ 高齢者支援課／ 市民生活課
現状	防災対策に関しては、自主防災組織の組織化及び活性化を推進するため、地域防災リーダー研修の実施や地域に出向いて講話を行うことで、防災に関する知識の普及を図り、災害時に迅速な避難と被害の拡大防止が図れるよう、地域ぐるみの防災体制（自主防災組織）づくりの支援を実施しています。野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成を行い、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会など、相互の連絡を密にして市民と一体となってきめ細かな支援を行います。 防犯対策に関しては、市民で組織する野田市防犯組合では、17の支部を中核として自主防犯活動を展開し、全市的な防犯活動の推進に努め「犯罪のないまち」の実現を目指しています。さらに防犯の強化を図るため、いざというときお互いに助け合うことができるような地域ぐるみの防犯体制を充実していくことが重要であり、自治会等と連携を強化して、自主防犯活動に対する啓発や支援等を実施しています。 交通安全対策に関しては、複合老人ホーム野田市楽寿園や中央公民館、東部公民館、北部公民館、福田公民館及び二川公民館で交通安全啓発映画と講話を実施しました。		
課題	防災対策に関しては、自主防災組織の組織化率の向上を図るため、地域において講話などを行い防災意識の向上を図るとともに、市の支援制度をさらに周知する必要があります。また、自主防犯活動は野田市防犯組合の各支部が地域の実情に合わせて定期的実施していますが、パトロール等に参加する方が高齢化してきており、継続的な活動を維持していくことが各支部の課題となっています。さらに、市内の犯罪発生情報を安全安心メールや市報等で情報発信していますが、高齢者に広く周知を図るため、引き続き市報での情報発信を行うほか、振り込め詐欺被害防止の防犯活動を高齢者が多く集まる講演会や商業施設と連携して行っていく必要があります。 避難行動要支援者名簿には、自力で避難できる方が登録されていることや、地域住民の高齢化により、支援者の確保に苦慮している団体が多いことから、支援体制の整備を図ることが必要です。 交通安全対策に関しては、高齢者を交通事故から守るための啓発活動を実施していく上で、地域や各種団体等の協力が必要となります。		
施策の方針	自主防災組織及び自主防犯組織の全市的な展開については、身近な地域の防災力の向上及び知識の普及を図るため、地域防災リーダー研修の実施や地域に出向いての講話や、防犯力向上のための研修会を行い、地域ぐるみの防災・防犯体制づくりの支援を引き続き実施するとともに、災害時に迅速な避難と被害の拡大防止が図れるよう避難行動要支援者の支援体制の推進を目指します。さらに、避難行動要支援者の所在把握では、野田市避難行動要支援者支援計画に基づき、自主防災組織、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会など、相互の連絡を密にして市民と一体となってきめ細かな支援を行います。 また、高齢者が犯罪に巻き込まれることのないよう、地域ぐるみの防犯体制づくりの支援を引き続き実施します。 交通安全対策については、高齢者は加齢により活動範囲が異なることから、生活実態を踏まえた、きめ細やかな交通安全対策を推進するとともに、高齢者が主として歩行や自転車等を交通手段として利用する場合と自動車を運転する場合の相違に着目して、それぞれの特性を理解した交通安全教育を引き続き実施します。 要支援者の捉え方等について検討し、真に支援が必要な方の支援計画となるよう見直す必要があります。		
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
自主防災組織 組織数	217団体	223団体	228団体

（２）高齢者に配慮したまちづくりの推進

高齢者向けの住宅の充実を始め、道路・公共施設周辺環境整備や車いすの貸与による移動手段の確保及び啓発の充実など、野田警察署や社会福祉協議会等と連携を図りながら、高齢者に配慮したバリアフリーの整備を推進します。

事業名	高齢者の住宅対策の充実	所管	営繕課
現状	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業として高齢者を対象に民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、円滑な推進を図るため、多くの不動産事業者の登録が得られるよう宅地建物取引業協会への働きかけを強めるとともに、様々な機会を通して事業の周知に努めています。		
課題	住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援制度について関係部署にチラシを配布したりして周知はしているものの、現在は不動産店の取り扱う債務保証会社が多数あることや、空き物件も多く賃貸物件が借りやすくなっていることなどから利用者が少ない状況となっています。また、契約時の条件として、親族等の緊急連絡先の確保が必要などの条件があり、確保できない場合は契約できないなどの問題があります。		
施策の方針	現金収入の少ない高齢者が持家で生活が続けられるよう、不動産を担保に生活費を借り、死亡後に返済する仕組みとしてのリバース・モーゲージ制度について先進市から情報を収集し、更に国の動向を注視しながら導入の可否を検討します。 住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業については、民間賃貸住宅の入居に関する様々な相談に対応し、事業の円滑な推進を図るため、引き続き多くの不動産事業者の協力が得られるよう宅地建物取引業協会等に働きかけを行うとともに、様々な機会を通して事業の広報・周知に努めます。		
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
相談件数	0 件	0 件	0 件
申込件数	0 件	0 件	0 件

事業名	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の質の確保	所管	高齢者支援課
現状	有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置数は第7期末時点で有料老人ホーム7か所（定員329人）、サービス付き高齢者向け住宅11か所（定員339人）となっています。		
課題	サービス付き高齢者向け住宅が増加し、多様な介護ニーズの受け皿となっていることを踏まえ、将来に必要な介護サービス基盤の整備量を適切に見込むとともに、サービスの質を確保する必要があります。		
施策の方針	県と情報を共有し、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の実態把握に努めるほか、サービスの質の確保に資する介護相談員の活用を検討します。 また、事業者に対しては、市民を優先して受け入れるよう働きかけていきます。		
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)
有料老人ホーム	6 か所（定員 320 人）	7 か所（定員 329 人）	7 か所（定員 329 人）

サービス付き 高齢者向け住宅		9 か所（定員 211 人）	10 か所（定員 289 人）	11 か所（定員 339 人）
事業名	福祉のまちづくりの推進			所管 生活支援課/ 営繕課
現状	福祉のまちづくりパトロールにより指摘された道路等の要望整備箇所について、応急処理工事を行い、歩行者の安全確保を図るとともに、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、公共施設のバリアフリー化を図りました。平成25年度からパトロール区域は、拠点区域を中心とする半径500メートルから1,000メートル圏内に拡大しており、利用頻度の高い道路に拡げ実施してきましたが、30年度までに完了しました。このことから、令和元年度からは、開始から20年余の時間の経過や、パトロール参加者の要望を踏まえ、初期に実施した半径500メートル圏内の路線を再度実施するとともに、新たに商業施設に隣接する路線で実施しました。 また、福祉のまちづくりフェスティバル、公民館主催の福祉のまちづくり講座においても啓発を行いました。 平成28年度より、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき、公共施設のバリアフリー化に努めています。			
課題	福祉のまちづくりフェスティバル及び公民館主催の福祉のまちづくり講座を通じて、広く福祉のまちづくりについての啓発を行い、バリアフリーの実現に向けた活動を積極的に実施することが課題となっています。			
施策の方針	福祉のまちづくりフェスティバル及び公民館主催の福祉のまちづくり講座を通じて、バリアフリーの実現に向けた啓発活動を引き続き行っていきます。 公共施設の利用者が多く利用する路線を対象に、地域バランスも考慮しながら、福祉のまちづくりパトロールを継続して実施し、指摘箇所について補修工事を行い、歩行の安全を図ります。 公共施設のバリアフリー化については、ファシリティマネジメントの基本方針に基づき実施したニーズ調査結果、施設の利用状況、整備の優先度等を踏まえ、計画的に進めていきます。			

事業名	車いす等貸出事業の推進			所管 社会福祉協議会
現状	介護保険制度における福祉用具貸与については、要介護状態等にある方を対象としており、期間は比較的長期となっています。それとは別に社会福祉協議会では、独自に骨折や怪我等により一時的に車いすを必要とする場合や、要介護者等であっても短期間のみ利用する場合など、介護保険制度の福祉用具貸与を補完するものとして実施しています。（最高31日間） また、ボランティア体験学習等に対しても貸し出しています。			
課題	車いす貸出事業は、一時的又は短期間利用するときに貸し出すこととしていますが、長期間の利用者も少なくなく、台数に限りがあるため、適切な利用についての検討が必要です。			
施策の方針	社会福祉協議会では引き続き、骨折や怪我等により一時的に車いすを必要とする場合や、要介護者等であっても短期間のみ利用する場合など、介護保険制度の福祉用具貸与を補完するものとして実施していきます。 ボランティア体験学習等における福祉用具の積極的な活用を推進し、市民の意識啓発に努めます。			
実績と見込み	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （見込み）	
貸出人数	353人	343人	348人	

7 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚

(1) 高齢者の介護に対する社会全体での意識の高揚

高齢化社会において介護ニーズが増加する中で、特に女性の家庭内での負担が増加しないように、介護を社会的に支援することが必要であり、家庭や地域社会、行政機関及び企業などを対象に、高齢者の介護に対する正しい理解を深めるための啓発や介護サービスの情報提供を推進します。

事業名	高齢者の介護に係る意識の啓発	所管	人権・男女共同参画推進課
現状	固定的な性別役割分担意識とそれに基づく慣習、慣行や行動様式が残存し、女性が家事、育児等に加えて介護を行うことが多くなっています。また、介護する女性自身が高齢者であることも多いことから、女性の負担が大きいという現状があります。		
課題	女性だけが家事、育児、介護等で過重な負担を負うことがなく、年代や性差を超えて従来の固定的、性別役割分担意識にとらわれず自分らしく生きられる社会の実現が求められます。		
施策の方針	野田市男女共同参画計画に示された各種施策を適切に推進します。その一環として、社会における制度や慣行の見直し、固定的性別役割分担意識の是正、解消を図るため、男女共同参画に関する講演会等を開催するなど、男女共同参画意識の醸成に向けた情報の収集、提供、啓発及び学習機会の提供等を行います。		

事業名	福祉教育の推進	所管	指導課
現状	福祉教育の一環として、小中学校は、高齢者施設等への訪問・交流活動、地域の清掃、募金活動等を実施しています。		
課題	学校教育において、地域、関係団体と連携を強化し、福祉活動や交流活動に取り組み、児童生徒が主体的にボランティア活動等に参加できるような福祉教育を継続して推進する必要があります。		
施策の方針	中学校における体験学習や福祉施設ボランティアの依頼については、各施設が可能な限り受け入れ態勢を整えられるよう、市として積極的に働きかけを行い、福祉教育の推進を図ります。 福祉教育の一環として市内小中学校を拠点とした地域の高齢者との更なるふれあい活動を推進して、学校教育における地域との連携を図ります。		

8 高齢者の人権の擁護

(1) 高齢者を敬愛する社会意識の醸成

市では、福祉教育等を推進していくことによって、高齢者を敬愛する社会意識の醸成に努めていきます。

事業名	敬老祝事業の推進		所管	高齢者支援課
現状	多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛して長寿を祝福し、敬老の意を表すため、敬老祝金や敬老祝品を支給しています。			
課題	市の単独の財源により実施してきたことから、将来的に財政負担を増大させる可能性があるため、支給対象年齢・金額等の見直しを平成29年度及び令和元年度に実施しましたが、高齢者福祉対策の財源確保等の観点から、更なる見直しの検討が必要です。			
施策の方針	敬老祝金と敬老祝品については、今後も節目支給を継続するものの高齢者の増加により費用が増加し、財政的な負担が増大していくことから、近隣市の状況をみながら、更なる見直しの検討を図ります。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
敬老祝金	690,000円	720,000円	990,000円	
敬老祝品代	3,466,000円	4,072,000円	4,432,000円	

(2) 高齢者の人権を擁護するための施策の推進

市では、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の普及啓発及び利用促進を図るとともに、各種相談事業を推進するなど、高齢者の人権を擁護するための施策の推進に努めます。

事業名	成年後見制度の利用促進	所管	高齢者支援課／ 生活支援課／ 社会福祉協議会
現状	社会福祉協議会では平成29年1月から野田市成年後見支援センターを開設し、同センターの事業として相談支援事業を実施しています。同事業では、成年後見制度に関する問合せのほか判断能力が十分でない方の様々な権利擁護に関する相談支援を実施しています。		
課題	社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の広報・啓発を進めるとともに、利用者がメリットを実感できる制度・運用とするための体制作りを行う必要があります。		
施策の方針	成年後見制度の利用促進に向けた施策の基本的な計画策定と権利擁護支援体制を強化するため地域連携ネットワークの構築を進めていきます。		

事業名	日常生活自立支援事業の推進		所管	生活支援課／ 社会福祉協議会
現状	社会福祉協議会では平成29年1月から野田市成年後見支援センターを開設し、同センターの事業として日常生活自立支援事業を実施しています。同事業では、定期的に契約者を訪問し、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方が住み慣れた地域で生活できるように支援を実施しています。			
課題	契約件数が増加傾向にあり、相談内容も多様化していることから、それに対応するための職員の専門性の向上、支援体制の強化が課題です。			
施策の方針	多様化するニーズに対応するため、専門性の向上、支援体制の強化を図ります。 継続して、日常生活自立支援事業の普及啓発に努めます。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
契約者数	53人	77人	85人	

事業名	法人後見事業の推進		所管	生活支援課／ 社会福祉協議会
現状	社会福祉協議会では平成29年1月から野田市成年後見支援センターを開設し、同センターの事業として法人後見事業を実施しています。同事業では、社会福祉協議会が法人として成年後見人等になり、判断能力が十分でない方の支援を実施しています。			
課題	相談内容が多様化していることから、それに対応するための職員の専門性の向上、支援体制の強化が課題です。			
施策の方針	多様化するニーズに対応するため、専門性の向上、支援体制の強化及び関係機関との連携を強化します。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
受任件数	5件	8件	12件	

事業名	心配ごと相談事業の推進		所管	社会福祉協議会
現状	総合福祉会館の相談室に心配ごと相談所を開設しています。			
課題	心配ごと相談所は、あらゆる悩みごとの初期相談窓口であることから、相談から解決まで至らないことがあります。相談所の周知広報を強化するとともに、相談員の資質の向上を図る必要があります。			
施策の方針	心配ごと相談所は、あらゆる悩みごとの初期相談窓口であることから、継続する必要があります（初期相談であることから、専門的な相談については、適切な相談窓口への案内又は取次ぎとなります。）。 また、各種専門的な相談にも応じられるよう相談員の資質向上を図ります。			
実績と見込み	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	
相談件数	35件	27件	31件	

事業名	広報・啓発活動の推進	所管	人権・男女共同 参画推進課
現状	各種機会を通して、人権啓発冊子等を活用し、高齢者に関する人権についての啓発を実施しました。		
課題	平成30年度に実施した「野田市人権に関する市民意識調査」（5年ごとに実施）で高齢者の人権に関する問題が指摘されており、野田市の実態・ニーズに合わせた課題を精査し、関係機関や庁内関係部局との協力体制や情報交換、連携について検討する必要があります。		
施策の方針	令和2年3月に策定した「人権教育・啓発に関する野田市行動計画（第3次改訂版）」では、「高齢者の人権」を重要課題の一つに位置付けており、「野田市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、様々な場や各種機会を通して施策を推進していきます。		

第 6 章

介護サービスの目標量と 事業費の見込み

第6章 介護サービスの目標量と事業費の見込み

(1) 介護サービスの目標量

①居宅・地域密着型・施設サービス目標量

居宅・地域密着型・施設サービスの目標量は以下のとおりです。

■居宅サービス目標量

区分	単位	第8期目標量			令和 7年度
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	
①訪問介護 (ホームヘルプ)	回／年				